

官報

號外 昭和二十一年九月一日

○第九十回 衆議院議事速記録第三十八號

昭和二十一年八月三十一日(土曜日)

午後一時十一分開議

議事日程 第三十七號

昭和二十一年八月三十一日

午後一時開議

第一 臨時物資需給調整法案(政府提出)

第一讀會

第二 商工協同組合法案(政府提出)

第一讀會

第三 恩給法の一部を改正する法律案(政府提出)

第一讀會

第四 帝國議會各議院の議長、副議長及び議員の手當に關する法律案(政府提出)

第一讀會の續(委員長報告)

第五 東京都制の一部を改正する法律案(政府提出)

第一讀會の續(委員長報告)

第六 市制の一部を改正する法律案(政府提出)

第一讀會の續(委員長報告)

第七 町村制の一部を改正する法律案(政府提出)

第一讀會の續(委員長報告)

第八 府縣制の一部を改正する法律案(政府提出)

第一讀會の續(委員長報告)

第九 衆議院議員選舉人名簿等の臨時特別に關する法律案(政府提出)

第一讀會の續(委員長報告)

法律案(政府提出)

第一讀會の續(委員長報告)

第八 府縣制の一部を改正する法律案(政府提出)

第一讀會の續(委員長報告)

第九 衆議院議員選舉人名簿等の臨時特別に關する法律案(政府提出)

第一讀會の續(委員長報告)

〔朗讀ヲ省略シタ報告〕

一、去二十九日議長ニ於テ次ノ委員ヲ選定シタ

復興金融庫法案(政府提出)委員

青木 孝義君 石原 圓吉君

片岡伊三郎君 寺尾 豊君

殿田 孝次君 原 藤右門君

平岡 良藏君 松川 昌藏君

村上 勇君 北村徳太郎君

苦米地義三君 舟崎 由之君

細川八十八君 本間 俊一君

宮前 進君 渡谷 昇次君

藤田 榮君 町田 三郎君

松本 七郎君 宮村 又八君

森 三樹二君 木下 榮君

藤井 正男君 松本 瀧藏君

小川 一平君 岡田 勢一君

福田 繁芳君

地方競馬法案(小笠原八十美君外四名提出)委員

小笠原八十美君 厚東 常吉君

佐藤庸次郎君 鈴木 仙八君

瀧清 麻吉君 洲田長一郎君

五坪 茂雄君 佐伯 忠義君

鈴木周次郎君 瀧澤 瀨吉君

金井 芳次君 永井勝次郎君

平野市太郎君 宮村 又八君

香川 兼吉君 川野 芳滿君

笹森 順造君 菊池 豊君

一、去二十九日特別委員理事補關選舉ノ結果次ノ通り當選シタ

會計法臨時特例廢止等に關する法律案(政府提出)委員

○議長(山崎猛君) 是ヨリ會議ヲ開キ

理事 高橋 英吉君

〔理事松浦薫君去二十九日委員辭任ニ付其ノ補關〕

理事 川崎 秀二君

〔理事青木清左エ門君去二十九日委員辭任ニ付其ノ補關〕

日委員辭任ニ付其ノ補關

一、去二十九日次ノ通り特別委員ノ異動ガアツタ

會計法臨時特例廢止等に關する法律案(政府提出)委員

辭任松浦 薫君 補關高橋 英吉君

辭任青木清左エ門君 補關川崎 秀二君

辭任江部 順治君 補關橋 直治君

辭任椎熊 三郎君 補關關谷 勝利君

辭任井上 良次君 補關矢尾喜三郎君

辭任豐澤 豐雄君 補關松原 一彦君

一、去三十日委員理事互選ノ結果次ノ通り當選シタ

復興金融庫法案(政府提出)委員

委員長 松川 昌藏君

理事 寺尾 豊君 平岡 良藏君

細川八十八君 町田 三郎君

○議長(山崎猛君) 是ヨリ會議ヲ開キ

理事 山口喜久一郎君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際日程第三乃至第九ヲ繰上ゲ上程シ、逐次其ノ審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

○議長(山崎猛君) 山口君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(山崎猛君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ノ順序ハ變更セラレマシタ、日程第三、恩給法の一部を改正する法律案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス、理事小島徹三君

第三 恩給法の一部を改正する法律案(政府提出)

第一讀會の續(委員長報告)

報告書

一 恩給法の一部を改正する法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スベキモノト議決シタ因ツテココニ報告スル

昭和二十一年八月二十八日

理事 小島 徹三

衆議院議長山崎 猛殿

五六三

官報號外 昭和二十一年九月一日

衆議院議事速記録第三十八號

議長ノ報告

議事日程

議事

議事

議事

議事

議事

議事

議事

議事

議事

〔小島徹三君登壇〕

○小島徹三君 只今議題ニ供セラレテ居リマスル恩給法の一部を改正する法律案ニ付キマシテ、委員會ノ審議ノ經過並ニ結果ニ付テ御報告申上ゲマス

本委員會ハ八月十五日政府當局ヨリ詳細ナル提案理由ヲ聽取致シマシタ、而シテ十九日ヨリ質疑ニ入りマシテ、本月二十八日ニ至ルマデ前後五回委員會ヲ開催致シマシタ、本改正案ハ諸君既ニ御承知ノヤウニ、終戦ニ伴フ所ノ戰爭、軍隊、外地等ニ關スル規定ノ變更並ニ官吏制度ノ變更ニ基キマシテ發生シタ所ノ、之ニ關聯スル恩給法ノ一部ノ規定ヲ改正シヨウトスルモノデゴザイマス、隨ヒマシテ其ノ改正スル所ハ洵ニ技術的ナモノデアツテ、其ノ修正セラル、所自體ニ付テハ、何等論議ノ餘地ノナイモノデゴザイマス、併シナガラ各委員ハ、恩給法ノ全般ニ互リマシテ種々ノ觀點カラ之ヲ研究シ、熱心ナル質疑ヲ續ケタリデゴザイマス、又之ニ對スル政府當局ノ應答モ熱心デアリ、且ツ眞實ナモノデゴザイマシタ、質疑應答ノ内容ニ付キマシテハ、詳細ハ之ヲ速記録ニ讓ルコトト致シマシ

ニ御紹介申上ゲマス

先づ第一ニ、戦死者ノ遺家族、戦傷者、戦病者並ニ下級軍人ノ恩給停止後ニ於ケル生活状態ニ同情スル所ノ多クノ委員カラ、此ノ恩給廢止ニ基ク所ノ何等カノ善後策ヲ講ズル必要ハナイカ、斯ウ云フ質疑ガナサレタノデゴザイマス、之ニ對シマシテ政府當局ハ、詳シク恩給廢止ニ至ツタ所ノ經過トカ、其ノ内容ニ付テ説明致サレマシタ、而シテ是等ノ人ノ生活ニ付テハ、今後生活保護法ノ運用ニ萬全ヲ期シテ保護シテ行キタイト申サレマシタ、第二ハ委員側カラ、外地カラ引揚ゲテ來タ所ノ官吏、外地ニ於テ就職先ヲ失ツタ所ノ官吏ニ付テハ、特別ニ何等カノ方法ヲ講ジテ恩給ヲ拂フヤウニシタラドウカ、殊ニ恩給年限間際ニナツテ其ノ就職官廳ヲ失ツタ官吏ニ對シテハ、特ニ何等カノ方法ヲ講ジナケレバナラスノデハナイカ、斯ウ云フ質疑ガゴザイマシタ、之ニ對シマシテ、政府當局トシテハ、洵ニ氣ノ毒デハアルケレドモ、現在ノ法律ニ依ツテ定メタ所ノ一時恩給ヲ支拂フ以外ニハ、何等年金、恩給ヲ支拂フ方法ヲ講ズル餘地ハナ

イ、斯様ニ申サレテ居リマシタ、第三ニ、今回軍人恩給ガ停止サレマスト共ニ、一般文官恩給モ停止セラレルノデハナイカト云フ懸念ガ非常ニ高マツテ、下級官吏トカ、或ハ教職員ノ恩給ヲ受ケテ居ル者ハ非常ニ不安ノ念ニ驅ラレテ居ル、此ノ際政府ハ、是等ノ恩給ヲ廢止スルノデハナイト云フコトヲハツキリト言明シ、更ニ一歩進ンデ、是等ノ薄給ノ恩給ヲ取ル者ニ對シテ、大幅ニ恩給ヲ増額シテハドウカト云フ意見ガ開陳サレタノデゴザイマス、之ニ對シマシテ政府當局ハ、今ノ所是等ノ文官恩給ヲ停止スル意思ハ毛頭ナイト云フコトデゴザイマシタ、同時ニ此ノ恩給ヲ大幅ニ増額スルト云フコトハ洵ニ當ヲ得タモノデアアルカモ知レナイケレドモ、併シ現在之ヲ直チニ増額スルト云フコトハ、多クノ官吏ノ給與制度トカ、其ノ他財政状態、是等ノモノニ關聯致シマスルガ故ニ、輕々ニ之ヲ増額スルコトハ出來ナイ、ドノ程度ニ増額スルコトガ適當デアアルカト云フコトハ、非常ニ難カシイ問題デアアルカラ、今後十分之ヲ検討シテ見ル必要ガアル、斯様ニ申サレテ居リマシタ、第四ハ、此ノ第三ノ質問トハ對照的ノモノ

デゴザイマシテ、軍人恩給ガ停止サレタ今日ニ於テ、從來官吏ノ特權ト考ヘラレテ居ツタ所ノ是等ノ文官恩給制度モ、一擧ニ之ヲ廢止シテシマツテ、サウシテ國民一般ヲ通ジテ社會保險制度ノヤウナモノヲ設ケテハドウカ、斯様ナ意見ガ開陳セラレタノデアリマス、之ニ對シ政府當局ト致シマシテハ、恩給制度ト云フモノハ、使用者デアアルノ國家又ハ公共團體ガ、被僱者デアアル官吏又ハ公吏ニ對シテ支給スル所ノ給與ノ一環ヲナスモノデアツテ、必ズシモ之ヲ以テ官吏ノ特權ト解スルコトハ出來ナイノデアアルカラ、之ヲ直チニ廢止スルコトハ適當デアナイト考ヘルト云フコトデゴザイマシタ、而モ國民全般ヲ對象トスル所ノ社會保險制度ト云フモノト、恩給制度ハ密接ナ關聯ヲ持ツモノデアアルカラ、今後十分此ノ點ニ付テ研究シテ見ヨウトノコトデゴザイマシタ

其ノ他種々ノ質疑ガ行ハレマシタケレドモ、大體本月二十六日、
○議長(山崎 猛君) 別ニ御發議モアリマセス、第三讀會ヲ省略シテ委員長

社會黨ノ吉委員、協同民主黨ノ川越委員ヨリ、ソレノ原案ニ賛成スル意見ガ述べラレマシテ、同日之ヲ採決ニ付シタ結果、滿場一致之ヲ原案通り可決致シマシタ、以上ヲ以チマシテ、簡單ナガラ委員會ノ經過並ニ結果ヲ御報告申上ゲマス(拍手)
○議長(山崎 猛君) 本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセスカ
〔異議ナシト呼ブ者アリ〕
○議長(山崎 猛君) 御異議ナシト認メマス、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセスカ
〔異議ナシト呼ブ者アリ〕
○議長(山崎 猛君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ議案全部ヲ議題ト致シマス

恩給法の一部を改正する法律案 第二讀會(確定議)
○議長(山崎 猛君) 別ニ御發議モアリマセス、第三讀會ヲ省略シテ委員長

由黨ノ坂田委員、進歩黨ノ小島委員、

會ニ於テ都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ選舉スベシ
都議會議員ト同數ノ補充員ヲ選舉スベシ
委員中缺員アルトキハ選舉管理委員會ノ委員長ハ補充員ノ中ニ就キ之ヲ補充ス其ノ順序ハ選舉ノ時ヲ異ニスルトキハ選舉ノ前後ニ依リ選舉同時ナルトキハ得票數ニ依リ得票同數ナルトキハ抽籤ニ依ルル仍缺員アル場合ニ於テハ臨時補充員ヲ充テ時ニ補充員ノ選舉ヲ行フベシ

委員及其ノ補充員ハ隔年之ヲ選舉スベシ
委員ハ後任者ノ就任スルニ至ル迄在任ス
委員ハ其ノ選舉ニ關シ第九十七條ノ規定ニ依ル處分確定シ又ハ判決アル迄ハ其ノ職務ヲ行フノ權ヲ失ハズ

第十六條ノ四 選舉管理委員會ハ都長官ノ監督ヲ承ケ法令ノ定ムル所ニ依リ都議會議員ノ選舉其ノ他ノ選舉ニ關スル事務ヲ管理ス
委員會ハ都議會議員ノ選舉ニ關スル事務ニ付テハ區市町村會議員選舉管理委員會(町村制第三十八條ノ町村ニ於テハ町村長選舉管理委員會以下之ニ同シ)ヲ指揮監督ス

第十六條ノ五 選舉管理委員會ハ委員中ヨリ委員長一人ヲ選舉スベシ委員長ハ委員會ニ關スル事務ヲ總理シ委員會ヲ代表ス

第十六條ノ六 選舉管理委員會ハ委員長之ヲ招集ス委員三人以上ヨリ委員會招集ノ請求アルトキハ委員長ハ之ヲ招集スベシ
第十六條ノ七 選舉管理委員會ハ委員三人以上出席スルニ非ザレバ會議ヲ開クコトヲ得ズ
第三項ノ規定ニ依リ委員ノ數減少シテ前項ノ數ヲ得ザルトキハ委員長ハ補充員ニシテ其ノ事件ニ關係ナキモノヲ以テ第十六條ノ三第三項ノ順序ニ依リ臨時之ニ充ツベシ委員ノ故障ニ因リ前項ノ數ヲ得ザルトキ亦同シ

委員長及委員ハ自己又ハ父母、祖父母、配偶者、子孫若ハ兄弟姉妹ノ一身上ニ關スル事件ニ付テハ其ノ議事ニ參與スルコトヲ得ズ但シ委員會ノ同意ヲ得タルトキハ會議ニ出席シ發言スルコトヲ得
第十六條ノ八 選舉管理委員會ノ議事ハ委員ノ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ委員長ノ決スル所ニ依ル

第十六條ノ九 選舉管理委員會ニ書記ヲ置キ委員長ノ指揮ヲ承ケ委員會ニ關スル事務ニ從事セシム
書記ハ都ノ官吏又ハ第九十三條ノ二十七ノ吏員ノ中ニ就キ都長官ノ承認ヲ得テ委員長之ヲ定ム

第十六條ノ十 本法ニ規定スルモノノ外選舉管理委員會ニ關シ必要ナル事項ハ委員會之ヲ定ム

第十六條ノ十一 都議會議員ノ選舉ハ衆議院議員選舉人名簿及補充選舉人名簿ニ依リ之ヲ行フ
選舉人ノ年齢ハ前項ノ選舉人名簿確定ノ期日ニ依リ之ヲ算定ス
第十七條 區市町村會議員選舉管理委員會ハ毎年九月十五日ノ現在ニ依リ補充選舉人名簿ヲ調製スベシ補充選舉人名簿ニハ都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニシテ其ノ區市町村ニ於ケル衆議院議員選舉人名簿ニ登錄セラルルコトヲ得ザルモノヲ登錄スベシ

補充選舉人名簿ニハ選舉人ノ氏名、住所及生年月日等ヲ記載スベシ
第十八條第一項中「區市町村長」を「區市町村會議員選舉管理委員會」に、「選舉人名簿」を「補充選舉人名簿」に改め、同條第二項中「區市町村長」を「區市町村會議員選舉管理委員會」に改める。

第十九條第二項中「選舉人名簿」を「補充選舉人名簿」に、「區市町村長」を「區市町村會議員選舉管理委員會」に改め、同條第三項中「區市町村長」を「區市町村會議員選舉管理委員會」に改める。
第二十條第一項中「選舉人名簿」を「補充選舉人名簿」に改め、同條第三項及び第四項中「區市町村長」を「區市町村會議員選舉管理委員會」に改める。

第二十一條第二項中「都長官」を「選舉管理委員會」に改める。

第二十二條第一項中「都長官」を「選舉管理委員會」に改め、同條第二項を次のやうに改める。
天災其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ投票ヲ行フコトヲ得ザルトキ又ハ更ニ投票ヲ行フノ必要アルトキハ投票管理業者ハ選舉長ヲ經テ委員會ニ其ノ旨ヲ届出ツベシ此ノ場合ニ於テハ委員會ハ更ニ期日ヲ定メ投票ヲ行ハシムベシ但シ其ノ期日ハ少クトモ五日前ニ之ヲ告示セシムベシ

第二十三條第二項中「サントスルトキハ」の下に「本人ノ承諾ヲ得テ」を加へ、同條第三項の次に次の一項を加ふる。
一ノ選舉區ニ於テ議員候補者ト爲リタル者ハ他ノ選舉區ニ於テハ議員候補者ト爲ラズ又ハ其ノ推薦届出テ成ラズルコトヲ得又同條第五項中「前項」を「第一項乃至第三項及前項」に改める。

第二十五條第二項中「都長官」を「選舉管理委員會」に改め、「ヲ設ケ又ハ數町村ノ區域ヲ合セテ」投票區」を削る。
第二十六條第一項を次のやうに改める。
投票管理業者ハ都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ中ニ就キ區市町村會議員選舉管理委員會ノ選任シタル者ヲ以テ之ニ充ツ
投票管理業者ハ投票ニ關スル事務ヲ擔任ス

第二十七條第一項を次のやうに改める。
區市町村會議員選舉管理委員會ハ各投票區ニ於ケル選舉人名簿ニ登錄セラレタル者ノ中ヨリ本人ノ承諾ヲ得テ四人乃至六人ノ投票立會人ヲ選任スベシ
同條第二項中「投票立會人三人」ニ達セザルトキ若ハ」を「投票立會人」に改め、同條第三項を次のやうに改める。
投票立會人ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ズ
第二十九條第八項中「都長官」を「選舉管理委員會」に改める。
第三十一條第一項を次のやうに改める。
投票ノ拒否ハ投票立會人之ヲ決定ス可同數ナルトキハ投票管理業者之ヲ決スベシ
同條第四項中「投票立會人」を「投票管理業者又ハ投票立會人」に改める。
第三十四條 投票管理業者タル者開票管理業者タル場合ヲ除クノ外投票管理業者ハ其ノ指定シタル投票立會人ト共ニ投票ノ當日投票函、投票録及選舉人名簿ヲ開票管理業者ニ送致スベシ
第三十五條中「都長官」を「選舉管理委員會」に、「選舉會」を「開票」に改める。
第三十五條ノ二 開票區ハ區市町村ノ區域ニ依ル

選舉管理委員會特別ノ事情アリト認ムルトキハ區市ノ區域ヲ分チテ數開票區ヲ設ケ又ハ數町村ノ區域ヲ合セテ一開票區ヲ設クルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ開票區ヲ設クル場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十五條ノ三 開票管理者ハ都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ中ニ就キ區市町村會議員選舉管理委員會ノ選任シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

開票所ハ區役所、市役所、町村役場又ハ開票管理者ノ指定シタル場所ニ之ヲ設ク

開票管理者ハ豫メ開票ノ場所及日時ヲ告示スベシ

第三十五條ノ四 第二十七條ノ規定ハ開票立會人ニ之ヲ准用ス

第三十五條ノ五 開票ハ投票ノ當日又ハ其ノ翌日(一開票區ニ數投票區アルトキハ總テノ投票函ノ送致ヲ受ケタル日又ハ其ノ翌日)之ヲ行フ

第三十五條ノ六 開票管理者ハ開票立會人立會ノ上投票函ヲ開キ先ツ

第三十一條第二項及第四項ノ投票ヲ調査スベシ其ノ投票ノ受理如何ハ開票立會人之ヲ決定ス可否同數ナルトキハ開票管理者之ヲ決スベシ

開票管理者ハ開票立會人ト共ニ區

市町村其ノ他選舉管理委員會ノ定ムル區域毎ニ投票ヲ點檢スベシ投票ノ點檢終リタルトキハ開票管理者ハ直ニ其ノ結果ヲ選舉長ニ報告スベシ

開票管理者ハ前項ノ規定ニ依リ報告ヲ爲シタルトキハ直ニ選舉人名簿ヲ區市町村會議員選舉管理委員會ニ返付スベシ

第三十五條ノ七 選舉人ハ其ノ開票所ニ就キ開票ノ參觀ヲ求ムルコトヲ得

第三十五條ノ八 投票ノ效力ハ開票立會人之ヲ決定ス可否同數ナルトキハ開票管理者之ヲ決スベシ

第三十五條ノ九 左ノ投票ハ之ヲ無効トス

一 成規ノ用紙ヲ用ヒザルモノ

二 議員候補者ニ非ザル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

三 一投票中二人以上ノ議員候補者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

四 被選舉權ナキ議員候補者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

五 議員候補者ノ氏名ノ外他事ヲ記載シタルモノ但シ得位、職業、身分、住所又ハ敬稱ノ類ヲ記入シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

六 議員候補者ノ氏名ヲ自書セザルモノ

七 議員候補者ノ何人ヲ記載シタルカヲ確認シ難キモノ

八 都議會議員ノ職ニ在ル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

前項第八號ノ規定ハ第十六條、第五十條又ハ第五十五條第一項若ハ第三項ノ規定ニ依リ選舉ノ場合ニ限り之ヲ適用ス

第三十五條ノ十 開票管理者ハ開票録ヲ作り開票ニ關スル顛末ヲ記載シ二人以上ノ開票立會人ト共ニ之ニ署名スベシ

開票録、投票録及投票竝ニ都議會議員ノ選舉ニ用ヒタル選舉人名簿ハ區市町村會議員選舉管理委員會ニ於テ議員ノ任期間之ヲ保存スベシ

第三十五條ノ十一 選舉ノ一部無効ト爲リ更ニ選舉ヲ行ヒタル場合ニ於テハ其ノ投票ノ效力ヲ決定スベシ

第三十五條ノ十二 第二十二條第二項本文ノ規定ハ開票ニ之ヲ准用ス

第三十五條ノ十三 第二十八條第一項及第二項ノ規定ハ開票所ノ取締ニ之ヲ准用ス

第三十六條第一項を次のやうに改める。

選舉長ハ都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ中ニ就キ選舉管理委員會ノ選任シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

同條第三項中、地方事務所、支廳を削る。

第三十七條 削除

第三十八條 選舉管理委員會(區市)ニ於テハ區市會議員選舉管理委員會

會)ハ各選舉區ニ於ケル選舉人名簿ニ登錄セラレタル者ノ中ヨリ本人ノ承諾ヲ得テ四人乃至六人ノ選舉立會人ヲ選任スベシ

第二十七條第二項及第三項ノ規定ハ選舉立會人ニ之ヲ准用ス

第三十九條 選舉長ハ總テノ開票管理者ヨリ第三十五條ノ六第三項ノ規定ニ依リ報告ヲ受ケタル日又ハ其ノ翌日選舉會ヲ開キ選舉立會人立會ノ上其ノ報告ヲ調査スベシ

選舉ノ一部無効ト爲リ更ニ選舉ヲ行ヒタル場合ニ於テ第三十五條ノ六第三項ノ規定ニ依リ報告ヲ受ケタルトキハ選舉長ハ前項ノ例ニ依リ選舉會ヲ開キ他ノ部分ノ報告ト共ニ更ニ之ヲ調査スベシ

第二十二條第二項本文ノ規定ハ選舉會ニ之ヲ准用ス

第四十二條及第四十三條 削除

第四十四條 第二項中「年長者ヲ改め、同條第四十六條第二項中「都長官」を「選舉管理委員會」に改め、同條第五項中「選舉立會人ノ意見ヲ聽キ選舉長之ヲ決定スベシ」を「選舉立會人長之ヲ決スベシ」に改める。

第四十七條第二項を次のやうに改める。

選舉録及第三十五條ノ六第三項ノ規定ニ依リ報告ニ關スル書類ハ選

舉管理委員會ニ於テ議員ノ任期間之ヲ保存スベシ

第四十八條第一項及第二項を次のやうに改める。

當選者定マリタルトキハ選舉長ハ直ニ當選者ニ當選ノ旨ヲ告知シ同時ニ當選者ノ住所氏名ヲ告示シ且選舉録ヲ添ヘ之ヲ選舉管理委員會ニ報告スベシ當選者ナキトキハ直ニ其ノ旨ヲ告示シ且選舉録ヲ添ヘ之ヲ委員會ニ報告スベシ

前項ノ場合ニ於テハ委員會ハ選舉録ノ寫ヲ添ヘ直ニ都長官ニ當選者ノ住所氏名又ハ當選者ナキ旨ヲ報告スベシ

當選者當選ノ告知ヲ受ケタルトキハ十日以内ニ其ノ當選ヲ承諾スルヤ否ヤヲ委員會ニ申立ツベシ

同條第三項中「都長官」を「委員會」に改め、其ノ期間内ニ之ヲ申立テザルトキハ都長官抽籤シテ之ヲ定ム」を削り、同條第五項乃至第七項を次のやうに改める。

第三項及第四項ノ申立ヲ其ノ期間内ニ爲サザルトキハ其ノ當選ヲ辭シタルモノト看做ス

第四十九條 削除

第五十條第一項中「〇六分ノ」を「十分ノ」に改め、

「若ハ都議會議員」を加へ、同項〇第二項を削り、第三項を「第四項」に改め、又同條第三項中「第四項」を「第三項」に改め、同條第三項中「第五項」を「第四項」に改め、同條第三項中「第六項」を「第五項」に改め、同條第三項中「第七項」を「第六項」に改め、

同條第三項中「第八項」を「第七項」に改め、

同條第三項中「第九項」を「第八項」に改め、

同條第三項中「第十項」を「第九項」に改め、

同條第三項中「第十一項」を「第十項」に改め、

同條第三項中「第十二項」を「第十一項」に改め、

第五十一條第一項を次のやうに改める。

當選者其ノ當選ヲ承諾シタルトキハ選舉管理委員會ハ直ニ其ノ旨ヲ都長官ニ報告スルト共ニ當選者ニ當選證書ヲ付與シ當選者ノ住所氏名ヲ告示スベシ

同條第二項中「都長官ハ直ニ其ノ旨」を「委員會ハ直ニ其ノ旨ヲ都長官ニ報告スルト共ニ之」に改める。

第五十三條第一項中「都長官」を「選舉管理委員會」に改め、同條第二項及び第三項中「都長官」を「委員會」に改め、同條第四項中「都長官」を「委員會」に改め、「不服アル者ハ」の下に「都長官ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アル者ハ」を加へ、同條第五項中「第一項」を「第二項」に改め、同條第六項中「異議ノ決定」の下に「若ハ訴願ノ裁決」を加へ、同條第七項中「決定」の下に「若ハ裁決」を加へる。

第五十四條第三項中「選舉事務長又ハ選舉事務長ニ非ズシテ事實上」を削る。

第五十五條第一項及び第三項中「三月以内」を削り、同條第五項を削る。

第五十六條第二項を削る。

第五十六條ノ二 都議會議員ノ選舉ハ都長官ノ選舉ノ期日ノ告示アリタルトキハ其ノ選舉ノ期日ノ經過

スルニ至ル迄ノ間之ヲ行フコトヲ得ズ

議員ノ選舉ヲ行フベキ事由ヲ生ジタル場合ニ於テ衆議院議員又ハ都長官ノ選舉ヲ行フベキ事由ヲモ生ジタルトキハ議員ノ選舉ハ衆議院議員又ハ都長官ノ選舉ノ期日ノ經過スルニ至ル迄ノ間之ヲ行ワコトヲ得ズ

第五十八條第一項中「又ハ第四十八條第六項ニ掲グル者ナルトキ」及び「又ハ第四十八條第六項ニ掲グル者ニ該當スルヤ否ヤ」並びに第二號を削り、第三號を第二號とし、第四號を第三號とする。

同條第二項中「又ハ第四十八條第六項ニ掲グル者」を削る。

第五十八條ノ二 選舉管理委員、投票管理委員、開票管理委員又ハ選舉事務長

都議會議員ノ選舉權ヲ有セザルニ至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ

第五十九條但書中「但シ」の下に「同法第九十九條中吏員トアルハ選舉管理委員、區市町村會議員選舉管理委員、投票管理委員、投票立會人、選舉立會人ヲ含ムモノトシ」を加へ、

「選舉委員ノ數、選舉運動ノ爲使用スル勞務者ノ數及」を削る。

第六十條に次の一項を加へる。

前項ニ規定スルモノノ外都ハ都條例ヲ以テ都ニ關ル事件ニ付都議

會ノ議決スベキモノヲ定ムルコトヲ得

第六十二條ノ二 都議會ハ都ノ事務ニ關スル書類及計算書ヲ檢閲シ都長官ノ報告ヲ請求シテ事務ノ管理、議決ノ執行及出納ヲ檢査スルコトヲ得

都議會ハ都長官ニ對シ都ノ事務ニ關スル監査委員ノ監査ヲ求メ其ノ結果ノ報告ヲ請求スルコトヲ得

第六十八條第二項乃至第四項を次のやうに改める。

都議會ハ定例会及臨時會トス

定例会ハ隔月之ヲ開ク

臨時會ハ必要アル場合ニ於テ其ノ事件ニ限リ之ヲ開ク

同條第六項中「第三項及前項」を「前二項」に改め、同條第七項及び第八項を次のやうに改める。

都議會ノ會期及其ノ延長並ニ開閉ニ關スル事項ハ第八十四條ノ會議規則中ニ之ヲ規定スベシ

第六十九條第二項中「十四日」を「七日」に改め、同條第三項を削る。

第七十一條第一項中「議事ハ」の下に「議員ノ」を加へ、同條第二項を削る。

第七十二條中「妻」を「配偶者」に改める。

第七十三條第一項中「第四十三條」を「第三十五條ノ九」に改める。

第七十四條 都議會ノ會議ハ之ヲ公開ス但シ議長又ハ議員三人以上ノ發議ニ依リ、傍聴禁止ヲ可決シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ議長又ハ議員ノ發議ハ討論ヲ用ヒズ其ノ可否ヲ決スベシ

第七十七條 削除

第八十二條第二項を次のやうに改める。

書記ハ第九十三條ノ二十七ノ吏員ノ中ニ就キ都長官ノ同意ヲ得テ議長ニ報告スベシ

第八十三條第三項中「會議録」を「會議録ノ寫」に改める。

第八十五條第一項中「議長及」を削り、同條第二項を削る。

第八十六條第三項中「年長者ヲ取り年齡同ジキトキハ」を削る。

補缺選舉ヲ行フベシを「第四項ノ規定ニ拘ラズ臨時ニ補充員ノ選舉ヲ行フベシ」に改め、同條第四項中「隔年」を「毎年一回」に改める。

第八十七條 削除

第八十八條第一項第二號中「重要事件ヲ除ク」ノ外都議會ノ制限ニ關スル事件」を「都議會ノ制限ニ關スル事件ニシテ輕易ナルモノ」に改め、同條第二項中「重要事件」を「規定ニ依リ都多事會ニ於テ議決スベキ事件」に改める。

第八十九條第二項を削る。

第九十條第一項中「議長又ハ其ノ代理者及」を削り、同條第三項中「其ノ代理者」を削り、「妻」を「配偶者」に改め、同條第四項を削る。

偶者」に改め、同條第四項を削る。

第九十三條 第六十二條乃至。第六十四條、第六十八條第六項、第七十三條、第七十五條、第七十六條、第七十八條、第七十九條、第八十二條、第八十三條及第八十四條第一項ノ規定ハ都多事會ニ之ヲ準用ス但シ第八十三條第三項ノ規定ヲ準用スル場合ニ於テハ都議會議長ニモ報告スベシ

第九十四條の前に次のやうに加ふる。

第一節 組織、選舉及任免

第九十三條ノ二 都ニ都長官ヲ置ク

都長官ハ官吏トス

都長官ノ任期ハ四年トシ選舉ノ日ヨリ之ヲ起算ス

都長官ハ其ノ被選舉權アル者ニ就キ選舉人ヲシテ選舉セシメ其ノ者ニ就キ之ニ任ズ

第九十三條ノ三 都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ハ都長官ノ選舉權ヲ有ス

第九十三條ノ四 日本國民、三十年以上ノ者ハ都長官ノ被選舉權ヲ有ス

第十三條第一項但書ノ規定ニ該當スル者ハ被選舉權ヲ有セズ

帝國議會ノ議員ハ都長官ト相兼ヌルコトヲ得ズ

都議會議員及都ノ有給ノ吏員、
教員其ノ他ノ職員ニシテ在職中ノ
モノハ都長官ト相兼ヌルコトヲ得
ズ

第九十三條ノ五 都長官ノ選舉ハ現
任都長官ノ任期満了ノ日前二十五
日以内ニ之ヲ行フベシ

都長官缺クルニ至リタルトキハ都
長官ノ選舉ハ其ノ缺クルニ至リタ
ル日ヨリ二十五日以内ニ之ヲ行フ
ベシ但シ其ノ事由第九十三條ノ
十八ニ於テ準用スル第四十八條第
三項ノ期限前ニ生ジタル場合ニ於
テ第九十三條ノ十一項但書ノ得
票者アルトキ又ハ其ノ期限經過後
ニ生ジタル場合ニ於テ第九十三條ノ
十二項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル
得票者アルトキハ直ニ選舉會ヲ開
キ其ノ者ノ中ニ就キ當選者ヲ定ム
ベシ

第九十三條ノ十二第三項ノ規定ハ
前項但書ノ場合ニ之ヲ準用ス
第九十三條ノ十四第四項ノ規定ハ
第二項ノ期間ニ之ヲ準用ス

第九十三條ノ六 都長官ノ選舉ニ關
スル事務ハ都議會議員選舉管理委
員會(以下本章中選舉管理委員
ト稱ス)之ヲ管理ス

都長官ノ選舉ハ都議會議員ノ選舉
ニ用フル選舉人名簿ニ依リ之ヲ行
フ

選舉管理委員會ハ選舉ノ期日前二
十日迄ニ投票ノ日時ヲ告示スベシ

都長官ノ選舉ノ投票區及開票區ハ
都議會議員ノ選舉ノ投票區及開票
區ニ依ル

本法ニ規定スルモノノ外投票區及
開票區ニ關シ必要ナル事項ハ命令
ヲ以テ之ヲ定ム

第九十三條ノ七 都長官候補者タ
ラントスル者ハ選舉ノ期日ノ告示
アリタル日ヨリ選舉ノ期日前七日
目迄ニ其ノ旨ヲ選舉長ニ届出ヅベ
シ

選舉人名簿ニ登錄セラレタル者他
人ヲ都長官候補者ト爲サントスル
トキハ前項ノ期間内ニ其ノ推薦ノ
届出ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ期間内ニ届出アリタル都
長官候補者二人以上アル場合ニ於
テ其ノ期間ヲ經過シタル後都長官
候補者死亡シ又ハ都長官候補者タ
ルコトヲ辭シタルトキハ前二項ノ
例ニ依リ選舉ノ期日前二日目迄都
長官候補者ノ届出又ハ推薦届出ヲ
爲スコトヲ得

都長官候補者ハ選舉長ニ届出ヲ爲
スニ非ザレバ都長官候補者タルコ
トヲ辭スルコトヲ得ズ

前四項ノ規定ニ依ル届出アリタル
トキ又ハ都長官候補者ノ死亡シタ
ルコトヲ知リタルトキハ選舉長ハ
直ニ其ノ旨ヲ告示スベシ

第九十三條ノ八 都長官候補者ノ届
出又ハ推薦届出ヲ爲サントスル者
ハ都長官候補者一人ニ付二千圓又

ハ之ニ相當スル額面ノ國債證書ヲ
供託スルコトヲ要ス

都長官候補者ノ得票數有效投票ノ
總數ノ十分ノ一ニ達セザルトキハ
前項ノ規定ニ依ル供託物ハ都ニ歸
屬ス

前項ノ規定ハ都長官候補者選舉ノ
期日前十日以内ニ都長官候補者タ
ルコトヲ辭シタル場合ニ之ヲ準用
ス但シ被選舉權ヲ有セザルニ至リ
タル爲都長官候補者タルコトヲ辭
シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第九十三條ノ九 選舉長ハ都長官ノ
選舉權ヲ有スル者ノ中ニ就キ選舉
管理委員會ノ選任シタル者ヲ以テ
之ニ充ツ

選舉長ハ選舉會ニ關スル事務ヲ擔
任ス

選舉會ハ都廳又ハ選舉長ノ指定シ
タル場所ニ之ヲ開ク

選舉長ハ豫メ選舉會ノ場所及日時
ヲ告示スベシ

第九十三條ノ十 都長官ノ選舉ハ有
效投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ
當選者トス但シ有效投票ノ總數ノ
四分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要
ス

前項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フコト
ヲ要セザルトキハ選舉長ハ直ニ其
ノ旨ヲ告示シ併セテ之ヲ選舉管理
委員會ニ報告スベシ

第一項ノ場合ニ於テハ選舉長ハ選
舉ノ期日ヨリ五日以内ニ選舉會ヲ
開キ都長官候補者ヲ以テ當選者ト
定ムベシ

前項ノ場合ニ於テ都長官候補者ノ
被選舉權ノ有無ハ選舉立會人^{意見}之ヲ
決定ス可^{意見}否同數ナルトキハ選舉長
之ヲ決スベシ

第九十三條ノ十二 當選者左ニ掲グ
ル事由ノ一ニ該當スル場合ニ於テ
第二項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル者ナ
キトキハ二十五日以内ニ更ニ選舉
ヲ行フベシ

一 當選ヲ辭シタルトキ
二 第九十三條ノ十八ニ於テ準用
スル第四十五條ノ規定ニ依リ當
選ヲ失ヒタルトキ

三 死亡者ナルトキ
四 選舉ニ關スル犯罪ニ因リ刑ニ
處セラレ其ノ當選無効ト爲リタ
ルトキ但シ第九十三條ノ五第二
項又ハ前各號ノ事由ニ因リ選舉
ノ告示ヲ爲シタル場合ハ此ノ限
ニ在ラズ

第九十三條ノ十八ニ於テ準用
スル第五十四條ノ規定ニ依リ訴
訟ノ結果當選無効ト爲リタルト
キ

前項各號ノ事由第九十三條ノ十八

ニ於テ準用スル第四十八條第三項
ノ期限前ニ生ジタル場合ニ於テ第
九十三條ノ十一項但書ノ得票者
アルトキ又ハ其ノ期限經過後ニ生
ジタル場合ニ於テ第九十三條ノ十
第二項ノ十第二項ノ規定ノ適用ヲ
受ケタル得票者アルトキハ直ニ選
舉會ヲ開キ其ノ者ノ中ニ就キ當選
者ヲ定ムベシ

前項ノ場合ニ於テ第九十三條ノ十
第一項但書ノ得票者選舉ノ期日後
ニ於テ被選舉權ヲ有セザルニ至リ
タルトキハ之ヲ當選者ト定ムルコ
トヲ得ズ

第九十三條ノ十四第四項ノ規定ハ
第一項ノ期間ニ之ヲ準用ス

第九十三條ノ十三 都長官ノ選舉ニ於テ第九十
三條ノ十一項但書ノ規定ニ依ル得票者ナキ
トキハ第九十三條ノ五第一項及第二項、前條
第一項、第九十三條ノ十五第一項及第九十
三條ノ十七第一項及第三項ノ規定ニ拘ラズ第
九十三條ノ二十一ニ於テ準用スル第四十八條
第一項ノ規定ニ依リ告示ノ日ヨリ十日以内ニ
更ニ選舉ヲ行フベシ此ノ場合ニ於テハ第九十
三條ノ七第一項乃至第三項及第九十三條ノ八
ノ規定ニ拘ラズ其ノ選舉ニ於テ有效投票ノ最
多數ヲ得タル者二人(二人ヲ定ムルニ當リ得
票ノ數同ジキ者アルトキハ選舉管理委員會抽
籤シテ之ヲ定ム)ヲ以テ都長官候補者トス

前項ノ選舉ニ於テハ第九十三條ノ六第三項ノ
規定ニ拘ラズ委員會ハ選舉ノ期日前七日迄
ニ投票ノ日時ヲ告示スベシ

第一項ノ選舉ハ第九十三條ノ十ノ規定ニ拘ラ
ズ有效投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ當選者トス

第一項ノ都長官候補者ノ得票ノ數同ジキトキ
ハ前項ノ規定ニ拘ラズ選舉管理委員會ニ抽籤
者ヲ定ムベシ

前項ノ規定ニ拘ラズ選舉管理委員會ニ抽籤
者ヲ定ムベシ

第九十三條ノ十四 前條第一項ノ都長官候補者死亡シ又ハ都長官候補者タルコトヲ辭シタル爲都長官候補者一人ト爲リタルトキハ投票ハ之ヲ行ハズ

第九十三條ノ十二 第二項乃至第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九十三條ノ十五 第九十三條ノ十三第三項又ハ第四項ノ規定者第九十三條ノ十二第二項ニ掲グル事由ノ一ニ該當スル場合ニ於テ第二項ノ規定ノ適用ヲ受クル者ナキトキハ二十五日以内ニ更ニ選舉ヲ行フベシ

前項ノ事由ヲ生ジタル場合ニ於テ第九十三條ノ十三第四項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル得業者アルトキハ直ニ選舉會ヲ開キ其ノ若クハ當選者ト定ムベシ

前項ノ場合ニ於テ第九十三條ノ十三第四項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル得業者選舉ノ期日後ニ於テ被選舉權ヲ有セザルニ至リタルトキハ之ヲ當選者ト定ムルコトヲ得ズ

第九十三條ノ十七 第七項ノ規定ハ第一項ノ期間ニ之ヲ準用ス

第九十三條ノ十三 當選者其ノ當選ヲ承諾シタルトキハ選舉管理委員會ハ直ニ當選者ノ住所氏名ヲ告示シ併セテ之ヲ内務大臣ニ報告スベシ

當選者ナキニ至リタルトキハ委員會ハ直ニ其ノ旨ヲ告示シ併セテ之ヲ内務大臣ニ報告スベシ

第九十三條ノ十四 選舉無効ト確定シタルトキハ二十五日以内ニ更ニ選舉ヲ行フベシ

當選無効ト確定シタルトキハ直ニ選舉會ヲ開キ更ニ當選者ヲ定ムベシ此ノ場合ニ於テハ第九十三條ノ十二第三項ノ規定ヲ準用ス

當選者ナキトキ又ハ當選者ナキニ至リタルトキハ二十五日以内ニ更ニ選舉ヲ行フベシ

第一項及前項ノ期間ハ第九十三條ノ十五第一項又ハ第九十三條ノ十六第一項若ハ第三項ノ規定ノ適用アル場合ニ於テハ選舉ヲ行フコトヲ得ザル事由ハミダタル日ノ翌日ヨリ之ヲ起算ス

第九十三條ノ十五 第九十三條ノ五第二項、第九十三條ノ十二第二項、第九十三條ノ十五第一項

又ハ前條第一項若ハ第三項ノ選舉ハ之ニ關係アル選舉又ハ當選ニ關スル異議申立期間、異議ノ決定若ハ訴訟ノ判決確定セザル間又ハ訴訟ノ繫屬スル間之ヲ行フコトヲ得ズ

都長官ハ選舉又ハ當選ニ關スル決定若ハ判決確定シ又ハ判決アル迄ハ其ノ官ヲ失ハズ

第九十三條ノ十六 都長官ノ選舉ハ都議會議員ノ選舉ノ期日ノ告示アリタルトキハ其ノ選舉ノ期日ノ經過スルニ至ル迄ノ間之ヲ行フコトヲ得ズ

都長官ノ選舉ヲ行フベキ事由ヲ生ジタル場合ニ於テ議員ノ選舉ヲ行フベキ事由ヲモ生ジタルトキハ第五十六條ノ二第二項ノ例ニ依リ都長官ノ選舉ヲ行フベキ事由ヲ生ジタル場合ニ於テ衆議院議員ノ選舉ヲ行フベキ事由ヲモ生ジタルトキハ都長官ノ選舉ハ衆議院議員ノ選舉ノ期日ノ經過スルニ至ル迄ノ間之ヲ行フコトヲ得ズ

第九十三條ノ十七 衆議院議員選舉法第十章及第十一章並ニ第四百四十二條及第四百四十七條ノ規定ハ都長官ノ選舉ニ之ヲ準用ス但シ同法第九十九條中吏員トアルハ都議會議員選舉管理委員、區市町村會議員選舉管理委員、投票管理委員、投票立會人、開票管理委員、開票立會人、開票監督委員、開票監督員、開票監督員トシテ之ヲ準用ス

第九十三條ノ十八 第九十三條ノ五第二項、第九十三條ノ十二第二項、第九十三條ノ十五第一項

又ハ前條第一項若ハ第三項ノ選舉ハ之ニ關係アル選舉又ハ當選ニ關スル異議申立期間、異議ノ決定若ハ訴訟ノ判決確定セザル間又ハ訴訟ノ繫屬スル間之ヲ行フコトヲ得ズ

都長官ハ選舉又ハ當選ニ關スル決定若ハ判決確定シ又ハ判決アル迄ハ其ノ官ヲ失ハズ

第九十三條ノ十六 都長官ノ選舉ハ都議會議員ノ選舉ノ期日ノ告示アリタルトキハ其ノ選舉ノ期日ノ經過スルニ至ル迄ノ間之ヲ行フコトヲ得ズ

都長官ノ選舉ヲ行フベキ事由ヲ生ジタル場合ニ於テ議員ノ選舉ヲ行フベキ事由ヲモ生ジタルトキハ第五十六條ノ二第二項ノ例ニ依リ都長官ノ選舉ヲ行フベキ事由ヲ生ジタル場合ニ於テ衆議院議員ノ選舉ヲ行フベキ事由ヲモ生ジタルトキハ都長官ノ選舉ハ衆議院議員ノ選舉ノ期日ノ經過スルニ至ル迄ノ間之ヲ行フコトヲ得ズ

第九十三條ノ十七 衆議院議員選舉法第十章及第十一章並ニ第四百四十二條及第四百四十七條ノ規定ハ都長官ノ選舉ニ之ヲ準用ス但シ同法第九十九條中吏員トアルハ都議會議員選舉管理委員、區市町村會議員選舉管理委員、投票管理委員、投票立會人、開票管理委員、開票立會人、開票監督委員、開票監督員、開票監督員トシテ之ヲ準用ス

第九十三條ノ十八 第九十三條ノ五第二項、第九十三條ノ十二第二項、第九十三條ノ十五第一項

又ハ前條第一項若ハ第三項ノ選舉ハ之ニ關係アル選舉又ハ當選ニ關スル異議申立期間、異議ノ決定若ハ訴訟ノ判決確定セザル間又ハ訴訟ノ繫屬スル間之ヲ行フコトヲ得ズ

都長官ハ選舉又ハ當選ニ關スル決定若ハ判決確定シ又ハ判決アル迄ハ其ノ官ヲ失ハズ

キハ都長官ノ選舉ハ衆議院議員ノ選舉ノ期日ノ經過スルニ至ル迄ノ間之ヲ行フコトヲ得ズ

第九十三條ノ十七 衆議院議員選舉法第十章及第十一章並ニ第四百四十二條及第四百四十七條ノ規定ハ都長官ノ選舉ニ之ヲ準用ス但シ同法第九十九條中吏員トアルハ都議會議員選舉管理委員、區市町村會議員選舉管理委員、投票管理委員、投票立會人、開票管理委員、開票立會人、開票監督委員、開票監督員、開票監督員トシテ之ヲ準用ス

第九十三條ノ十八 第九十三條ノ五第二項、第九十三條ノ十二第二項、第九十三條ノ十五第一項

又ハ前條第一項若ハ第三項ノ選舉ハ之ニ關係アル選舉又ハ當選ニ關スル異議申立期間、異議ノ決定若ハ訴訟ノ判決確定セザル間又ハ訴訟ノ繫屬スル間之ヲ行フコトヲ得ズ

都長官ハ選舉又ハ當選ニ關スル決定若ハ判決確定シ又ハ判決アル迄ハ其ノ官ヲ失ハズ

第九十三條ノ十六 都長官ノ選舉ハ都議會議員ノ選舉ノ期日ノ告示アリタルトキハ其ノ選舉ノ期日ノ經過スルニ至ル迄ノ間之ヲ行フコトヲ得ズ

都長官ノ選舉ヲ行フベキ事由ヲ生ジタル場合ニ於テ議員ノ選舉ヲ行フベキ事由ヲモ生ジタルトキハ第五十六條ノ二第二項ノ例ニ依リ都長官ノ選舉ヲ行フベキ事由ヲ生ジタル場合ニ於テ衆議院議員ノ選舉ヲ行フベキ事由ヲモ生ジタルトキハ都長官ノ選舉ハ衆議院議員ノ選舉ノ期日ノ經過スルニ至ル迄ノ間之ヲ行フコトヲ得ズ

第九十三條ノ十七 衆議院議員選舉法第十章及第十一章並ニ第四百四十二條及第四百四十七條ノ規定ハ都長官ノ選舉ニ之ヲ準用ス但シ同法第九十九條中吏員トアルハ都議會議員選舉管理委員、區市町村會議員選舉管理委員、投票管理委員、投票立會人、開票管理委員、開票立會人、開票監督委員、開票監督員、開票監督員トシテ之ヲ準用ス

第九十三條ノ十八 第九十三條ノ五第二項、第九十三條ノ十二第二項、第九十三條ノ十五第一項

又ハ前條第一項若ハ第三項ノ選舉ハ之ニ關係アル選舉又ハ當選ニ關スル異議申立期間、異議ノ決定若ハ訴訟ノ判決確定セザル間又ハ訴訟ノ繫屬スル間之ヲ行フコトヲ得ズ

都長官ハ選舉又ハ當選ニ關スル決定若ハ判決確定シ又ハ判決アル迄ハ其ノ官ヲ失ハズ

第九十三條ノ十六 都長官ノ選舉ハ都議會議員ノ選舉ノ期日ノ告示アリタルトキハ其ノ選舉ノ期日ノ經過スルニ至ル迄ノ間之ヲ行フコトヲ得ズ

都長官ノ選舉ヲ行フベキ事由ヲ生ジタル場合ニ於テ議員ノ選舉ヲ行フベキ事由ヲモ生ジタルトキハ第五十六條ノ二第二項ノ例ニ依リ都長官ノ選舉ヲ行フベキ事由ヲ生ジタル場合ニ於テ衆議院議員ノ選舉ヲ行フベキ事由ヲモ生ジタルトキハ都長官ノ選舉ハ衆議院議員ノ選舉ノ期日ノ經過スルニ至ル迄ノ間之ヲ行フコトヲ得ズ

第九十三條ノ十七 衆議院議員選舉法第十章及第十一章並ニ第四百四十二條及第四百四十七條ノ規定ハ都長官ノ選舉ニ之ヲ準用ス但シ同法第九十九條中吏員トアルハ都議會議員選舉管理委員、區市町村會議員選舉管理委員、投票管理委員、投票立會人、開票管理委員、開票立會人、開票監督委員、開票監督員、開票監督員トシテ之ヲ準用ス

第九十三條ノ十八 第九十三條ノ五第二項、第九十三條ノ十二第二項、第九十三條ノ十五第一項

又ハ前條第一項若ハ第三項ノ選舉ハ之ニ關係アル選舉又ハ當選ニ關スル異議申立期間、異議ノ決定若ハ訴訟ノ判決確定セザル間又ハ訴訟ノ繫屬スル間之ヲ行フコトヲ得ズ

都長官ハ選舉又ハ當選ニ關スル決定若ハ判決確定シ又ハ判決アル迄ハ其ノ官ヲ失ハズ

第九十三條ノ二十一 都長官及監査委員ハ在職ノ間都民トス

第九十三條ノ二十二 都長官及監査委員ハ都ニ對シ請負ヲ爲シ又ハ都ニ於テ費用ヲ負擔スル事業ニ付都長官若ハ其ノ委任ヲ受ケタル者ニ對シ請負ヲ爲ス者及其ノ支配人又ハ主トシテ同一ノ行爲ヲ爲ス法人ノ無限責任社員、取締役若ハ監査役又ハ之ニ準ズベキ者、支配人又ハ清算人タルコトヲ得ズ

第九十三條ノ二十三 都ニ都出納吏ヲ置キ官吏及第九十三條ノ二十七ノ吏員ノ中ニ就キ都長官之ヲ命ズ

第九十三條ノ二十四 都ハ參與ヲ置クコトヲ得

參與ハ都吏員トス

參與ハ都民中學識經驗アル者ノ中ヨリ都長官之ヲ選任ス

本法ニ規定スルモノノ外參與ニ關シ必要ナル事項ハ都條例ヲ以テ之ヲ定ム

第九十三條ノ二十五 都ハ委員會ヲ置クコトヲ得

委員ハ都吏員トス

委員ハ都民中學識經驗アル者ノ中ヨリ都長官之ヲ選任ス

第九十三條ノ二十六 都長官被選舉

第九十三條ノ二十七 都ハ委員會ヲ置クコトヲ得

委員ハ都吏員トス

委員ハ都民中學識經驗アル者ノ中ヨリ都長官之ヲ選任ス

第九十三條ノ二十八 都長官被選舉

第九十三條ノ二十九 都ハ委員會ヲ置クコトヲ得

委員ハ都吏員トス

第九十三條ノ二十一 都長官及監査委員ハ在職ノ間都民トス

第九十三條ノ二十二 都長官及監査委員ハ都ニ對シ請負ヲ爲シ又ハ都ニ於テ費用ヲ負擔スル事業ニ付都長官若ハ其ノ委任ヲ受ケタル者ニ對シ請負ヲ爲ス者及其ノ支配人又ハ主トシテ同一ノ行爲ヲ爲ス法人ノ無限責任社員、取締役若ハ監査役又ハ之ニ準ズベキ者、支配人又ハ清算人タルコトヲ得ズ

第九十三條ノ二十三 都ニ都出納吏ヲ置キ官吏及第九十三條ノ二十七ノ吏員ノ中ニ就キ都長官之ヲ命ズ

第九十三條ノ二十四 都ハ參與ヲ置クコトヲ得

參與ハ都吏員トス

參與ハ都民中學識經驗アル者ノ中ヨリ都長官之ヲ選任ス

本法ニ規定スルモノノ外參與ニ關シ必要ナル事項ハ都條例ヲ以テ之ヲ定ム

第九十三條ノ二十五 都ハ委員會ヲ置クコトヲ得

委員ハ都吏員トス

委員ハ都民中學識經驗アル者ノ中ヨリ都長官之ヲ選任ス

第九十三條ノ二十六 都長官被選舉

第九十三條ノ二十七 都ハ委員會ヲ置クコトヲ得

委員ハ都吏員トス

委員ハ都民中學識經驗アル者ノ中ヨリ都長官之ヲ選任ス

第九十三條ノ二十八 都長官被選舉

第九十三條ノ二十九 都ハ委員會ヲ置クコトヲ得

委員ハ都吏員トス

別ノ關係アル者ニ付第十三條第一項及前項ノ規定ニ依ル住所ノ要件ニ拘ラズ。○選舉權ヲ與フルコトヲ得

第百五十四條ノ三ノ區民ハ第一項ノ規定ニ依ル要件ニ拘ラズ選舉權ヲ有ス

第百四十六條第一項中「選舉權ヲ有スル都公民」ヲ「選舉權ヲ有スル者ニシテ年齢二十五年以上ノモノ」ニ改メ、同條第三項中「選舉事務」ヲ「區會議員選舉管理委員並ニ選舉事務」ニ改メる。

第百四十七條第一項を削り、同條第二項中「議員」を「區會議員」に改める。

第百四十七條ノ二 區ニ區會議員選舉管理委員會ヲ置ク

選舉管理委員會ハ區會議員選舉管理委員四人ヲ以テ之ヲ組織ス

委員ハ區會ニ於テ區會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ選舉スベシ

委員會ハ區長ノ監督ヲ承ケ法令ノ定ムル所ニ依リ區會議員ノ選舉其ノ他ノ選舉ニ關スル事務ヲ管理ス

第百四十八條 區會議員ノ選舉ハ其ノ區ニ於ケル都議會議員ノ選舉ニ用フル選舉人名簿及補充選舉人名簿ニ依リ之ヲ行フ

區會議員選舉管理委員會ハ毎年九月十五日ノ現在ニ依リ補充選舉人名簿ヲ調整スベシ

補充選舉人名簿ニハ區會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニシテ其ノ區ニ於ケル都議會議員ノ選舉ニ用フル選舉人名簿ニ登錄セラルルコトヲ得

ザルモノヲ登錄スベシ
補充選舉人名簿ニハ選舉人ノ氏名及住所等ヲ記載スベシ

第百五十條 區會ノ議決スベキ事件左ノ如シ
一 區條例ヲ設ケ又ハ改廢スルコト
二 歳入出豫算ヲ定ムルコト
三 決算報告ヲ認定スルコト
四 營造物ノ設置及處分ニ關スルコト
五 法令ニ定ムルモノヲ除クノ外使用料、區稅又ハ分擔金ノ賦課徵收ニ關スルコト
六 財産ノ取得、管理及處分並ニ區費ヲ以テ支辨スベキ工事ノ執行ニ關スル區規則ヲ設ケ又ハ改廢スルコト但シ法令ニ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラズ

七 歳入出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ及權利ノ拋棄ヲ爲スコト
八 營造物ノ管理ニ關スル區規則ヲ設ケ又ハ改廢スルコト但シ法令ニ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラズ

九 區ニ係ル訴訟、訴訟及和解ニ關スルコト

十 其ノ他法令ニ依リ區會ノ權限ニ屬スル事項

前項ニ規定スルモノノ外區ハ區條例ヲ以テ區ニ關スル事件ニ付區會ノ議決スベキモノヲ定ムルコトヲ得

第百五十一條中「其ノ代理者」ヲ「副議長」ニ改メる。
第百五十二條の前に次のやうに加ふる。

第五款 區所屬ノ官吏及吏員並ニ區吏員
第百五十一條ノ二 區ニ區長ヲ置ク
區長ノ任期ハ四年トシ選舉ノ日ヨリ之ヲ起算ス

區長ハ其ノ被選舉權アル者ニ就キ選舉人ヲシテ選出スルモノニシテ其ノ任期ハ四年トシ選舉ノ日ヨリ之ヲ起算ス
區長ハ都ノ二級以上ノ官吏ノ中ニ就キ區會ノ意見ヲ徵シテ都長官之ヲ命ズ

第百五十一條ノ三 區會議員ノ選舉權ヲ有スル者ハ區長ノ選舉權ヲ有ス
日本國民タル年齢二十五年以上ノ者ハ區長ノ被選舉權ヲ有ス
區長ノ選舉ニ關スル事務ハ區會議員選舉管理委員會之ヲ管理ス
區長ノ選舉ハ區會議員ノ選舉ニ用フル選舉人名簿ニ依リ之ヲ行フ

第百五十一條ノ四 區會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一以上ノ者ヲ超ユルコトキハ千以下(其ノ數千ヲ超ユルコトキハ千以下之ニ同ジ)以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ區長ニ對シ區條例又ハ區會ノ議決ヲ經ベキ區規則ノ制定ヲ請求アリタルトキハ區長ハ二十日以内ニ區會ヲ召集シ意見ヲ附シテ之ニ原案ヲ付議スベシ

前項ノ場合ニ於テハ區長ハ原案ノ趣旨ニ反セズト認ムル範圍内ニ於テ之ヲ修正シテ區會ニ付議スルコトヲ得

區長ハ區會ノ請求アリタルトキハ第一項ノ代表者又ハ其ノ代理者ヲシテ會議ニ出席シ原案ノ説明ヲ爲サシムルコトヲ得

第一項ノ區會議員ノ選舉權ヲ有スル者トハ區會議員ノ選舉ニ用フル選舉人名簿確定ノ日ニ於テ之ニ登錄セラレタル者トス

第一項ノ區會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一ノ數ハ前項ノ選舉人名簿確定後直ニ區長ニ於テ之ヲ告示スベシ

第二項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第百五十一條ノ四 區會ニ於テ區長不信任ノ議決ヲ爲シタルトキハ區長ハ都長官ヲ經テ内務大臣ニ對シ區會ノ解散ヲ請求スルコトヲ得

區會ニ於テ區長不信任ノ議決ヲ爲シタルトキハ區長ハ都長官ヲ經テ内務大臣ニ對シ區會ノ解散ヲ請求スルコトヲ得

前二項ノ議決ニ付テハ議員數ノ三分ノ二以上出席シ其ノ三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス

第百五十四條ノ二 區ハ區條例ヲ以テ監督委員ヲ置クコトヲ得

監督委員ハ區吏員トシ其ノ定數ハ二人トス

監督委員ノ任期ハ二年トス

區會議員ノ中ヨリ選任セラレタル監督委員ノ任期ハ前項ノ規定ニ拘ラズ議員ノ任期ヲ超ユルコトヲ得

但シ後任者ノ選任セララルルニ要ル迄ノ間其ノ職務ヲ行フコトヲ妨グズ

監督委員ハ區長區會ノ同意ヲ得テ區會議員及學識經驗アル者ノ中ヨリ各一人ヲ選任スベシ

監督委員ハ區長ノ監督ヲ承ケ區ノ營造物ノ管理、區ノ出納其ノ他區ノ事務ノ執行ヲ監査ス

第百五十四條ノ三 區長及監査委員ハ在職ノ間其ノ區ノ區民トス

第百五十四條ノ四 區會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ區長ニ對シ第百五十四條ノ二第六項ニ規定スル事項ニ關シ監督委員ノ監査ヲ請求アリタルトキハ區長ハ其ノ請求ニ係ル事項ニ付監督委員ヲシテ監査ヲ爲サシムベシ

第百五十一條ノ三第四項ノ規定ハ前項ノ區會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ、同條第五項ノ規定ハ前項ノ區會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一ノ數ニ之ヲ準用ス

第一項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第百五十四條ノ五 區ハ〇常設又ハ臨時委員會ヲ置ク

時コトヲ得

委員ハ區議員トス
委員ハ〇區議員其ノ他
委員ハ〇學識經驗アル者ノ中ヨリ
〇區長ヲ選任ス
委員ハ區長ノ委託ヲ受ケ區ノ事務
ニ關シ必要ナル事項ヲ調査ス

第五十六條ノ二 前數條ニ定ムル
者ノ外區ニ必要ノ區吏員ヲ置キ區
長之ヲ任免ス

前項ノ吏員ノ定數ハ區會ノ議決ヲ
經テ之ヲ定ム

第一項ノ吏員ハ區長ノ命ヲ承ケ事
務ニ從事ス

第五十七條ノ前に次ノやうに加
へる。

第六款 給料及給與

第五十六條ノ三 區會議員、區會
議員選舉管理委員、區會議員ノ中
ヨリ選任セラレタル監査委員及委
員〇〇區内事務委員會及ノ聯合會ノ
員〇〇ニハ報酬ヲ給スルコトヲ得

前項ノ者ハ職務ノ爲要スル費用ノ
辨償ヲ受クルコトヲ得

報酬額及費用辨償額並ニ其ノ支給
方法ハ區條例ヲ以テ之ヲ規定スベ
シ

第五十六條ノ四 前條第一項ニ規
定スル吏員以外ノ吏員ニハ給料及
旅費ヲ給ス

給料額及旅費額並ニ其ノ支給方法
ハ區規則ヲ以テ之ヲ規定スベシ

前項ノ區規則ヲ設ケ又ハ改廢セン
トスルトキハ區會ノ議決ヲ經ベシ

第五十六條ノ五 報酬、費用辨

償、給料、旅費其ノ他ノ給與ハ區
ノ負擔トス

第七款 區ノ財務

第五十七條第二項を削る。
第五十七條ノ二 區ハ營造物ノ使
用ニ付使用料ヲ徵收スルコトヲ得
第五十七條ノ三 區ハ其ノ支出ニ
充ツル爲區稅及分擔金ヲ賦課徵收
スルコトヲ得

第五十七條ノ四 區稅及其ノ賦課
徵收ニ關シテハ地方稅法ノ定ムル
所ニ依ル

分擔金ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ區
ノ一部ヲ利スル營造物又ハ區ノ一
部ニ對シ利益アル事件ニ關シ特ニ
利益ヲ受クル者ヨリ之ヲ徵收ス

第五十七條ノ五 區ハ其ノ負債ヲ
償還スル爲、區ノ永久ノ利益ト爲
ルベキ支出ヲ爲ス爲又ハ天災事變
等ノ爲必要アル場合ニ限リ區會ノ
議決ヲ經テ區債ヲ起スコトヲ得

區債ヲ起スニ付區會ノ議決ヲ經ル
キハ併せて起債ノ方法、利息ノ定率
及償還ノ方法ニ付議決ヲ經ベシ

第五十七條ノ六 都ハ區ノ財政調
整上必要アルトキハ區ニ交付金ヲ
交付スルコトヲ得

第五十八條ノ前に次ノやうに加
へる。

第八款 補助

第五十八條ノ二 區會議員ノ選舉
權ヲ有スル者ノ總數ノ五分ノ一
以上ノ數ニ滿ルコトキハ一萬
（其ノ數一萬ヲ超ユルトキハ一萬

以下ノ二同ジ）以上ノ者ノ連署ヲ
以テ其ノ代表者ヨリ内務大臣ニ對
シ區會ノ解散ノ請求アリタル
場合ニ於テ選舉管理委員之ヲ區會
トキ、第五十一條ノ四第一項ノ
規定ニ依リ區會ノ解散ノ請求アリ
タルトキ其ノ他特別ノ事情アルト
キハ内務大臣ハ區會ノ解散ヲ命ズ
ルコトヲ得

第五十一條ノ四第四項ノ規定ハ
前項ノ區會議員ノ選舉權ヲ有スル
者ニ、同條第五項ノ規定ハ前項ノ
區會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總
數ノ五分ノ一ノ數ニ之ヲ準用ス

第一項ノ場合ニ於テ必要ナル事項
ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十八條ノ三 區會議員ノ選舉
權ヲ有スル者ノ總數ノ五分ノ一以
上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨ
リ區長又ハ區會議員ニ付テハ
區會議員選舉管理委員、區會議
員選舉管理委員、監査委員又ハ區會
議員選舉管理委員ニ付テハ區長ニ
對シ此等ノ者ノ解職（區長ニ付テ
ハ其ノ免官）ノ請求アリタルトキ
ハ區長又ハ區會議員ニ付テハ區
會之ヲ區會議員ノ選舉權ヲ有スル
者ニ對シ之ヲ審査シ其ノ理由アリ
トキ、第二項ノ規定ニ依リ區會
トキ、第五十一條ノ四第一項ノ
規定ニ依リ區會ノ解散ノ請求アリ
タルトキ其ノ他特別ノ事情アルト
キハ内務大臣ハ區會ノ解散ヲ命ズ
ルコトヲ得

第五十一條ノ四第四項ノ規定ハ
前項ノ區會議員ノ選舉權ヲ有スル
者ニ、同條第五項ノ規定ハ前項ノ
區會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總
數ノ五分ノ一ノ數ニ之ヲ準用ス

第一項ノ場合ニ於テ必要ナル事項
ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九條中「區會ノ職務權限」の下ニ區
長ノ選舉ノ語を加へる。

第六十條 都内ノ市町村ニ付テハ
市制第三條乃至第五條及第七十
二條並ニ町村制第三條、第四條及
第五十三條ノ規定ニ拘ラズ本法
ノ定ムル所ニ依ル

第六十二條乃至第六十七條 削
除

第六十八條 都内ノ市町村ニ付テ
ハ市制及町村制中府縣知事又ハ知
事トアルハ都長官、府縣トアルハ
都、道府縣制トアルハ東京都制、
府縣參事會トアルハ都參事會、府
縣參事會トアルハ都參事會員ト
ス

第七十條第一項中「其ノ組合

前項ノ規定ニ依リ解職ノ請求ニ付其ノ投票ニ
於テ過半數ノ同意アリタルトキ又ハ區會ニ於
テ議員數ノ三分ノ二以上出席シ其ノ四分ノ三
以上ノ同意アリタルトキハ同項ニ掲グル者ハ
其ノ職（區長ニ付テハ其ノ官）ヲ失フ

前項ノ報告アリタルトキハ内務大
臣又ハ内閣總理大臣ハ其ノ免官ヲ
奏請スベシ

第五十一條ノ四第四項ノ規定ハ
第一項ノ區會議員ノ選舉權ヲ有ス
ル者ニ、同條第五項ノ規定ハ第一
項ノ區會議員ノ選舉權ヲ有スル者
ノ總數ノ五分ノ一ノ數ニ之ヲ準用
ス

第一項ノ場合ニ於テ必要ナル事項
ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九條中「區會ノ職務權限」の下ニ區
長ノ選舉ノ語を加へる。

第六十條 都内ノ市町村ニ付テハ
市制第三條乃至第五條及第七十
二條並ニ町村制第三條、第四條及
第五十三條ノ規定ニ拘ラズ本法
ノ定ムル所ニ依ル

第六十二條乃至第六十七條 削
除

第六十八條 都内ノ市町村ニ付テ
ハ市制及町村制中府縣知事又ハ知
事トアルハ都長官、府縣トアルハ
都、道府縣制トアルハ東京都制、
府縣參事會トアルハ都參事會、府
縣參事會トアルハ都參事會員ト
ス

第七十條第一項中「其ノ組合

管理者ハ之ヲ町村長」を「其ノ組合
會議員選舉管理委員ハ之ヲ町村會議
員選舉管理委員、其ノ組合會議員
選舉管理委員會ハ之ヲ町村會議員
選舉管理委員會」に改め、同條第
二項中「其ノ組合管理者ハ之ヲ町村
長」を「其ノ組合管理者選舉管理委
員ハ之ヲ町村會議員選舉管理委員、
其ノ組合管理者選舉管理委員會ハ之
ヲ町村會議員選舉管理委員會」に改
める。

第七十四條中「議員」の下に「及
都長官」を加へ、同條に次の但書を
加へる。

但シ衆議院議員選舉法第百十二
條第二項、第百十三條第二項、第
百十六條、第百十七條及第百二十
七條第四項中吏員トアルハ都議會
議員選舉管理委員、區市町村會議
員選舉管理委員、〇〇區議會議員選
理委員會、〇〇市町村會議員選舉管
理委員會、〇〇市町村會議員選舉管
理委員會又ハ選舉長ヲ含ムモノ
ノ事トス

第七十八條ノ二 從前部長又ハ島司ノ管轄シ
タル區域内ニ於テ區市ノ設置アリタルトキ又
ハ其ノ區域ノ境界ニ涉リテ區市町村ノ境界ノ
變更アリタルトキハ其ノ區域モ亦日下變更シ
タルモノト看做ス

從前部長又ハ島司ノ管轄シタル區域ノ境界ニ
涉リテ町村ノ設置アリタル場合ニ於テハ本法
ノ適用ニ付其ノ町村ノ屬スベキ區域ハ内務大
臣ノヲ定ム

附則

この法律中公民權に關する規定
（名譽職に關する規定を含む。）以下

これに同じ。)及び都議會議員又は
區市町村議會議員の選舉に關する規定
(附則第十二項及び第十三項の規定
を除く。)は、次の都議會議員又は
區市町村議會議員の總選舉から、これ
を施行し、その他の規定の施行の期
日は、各規定について、勅令でこれ
を定める。

この法律により都長官又は區市町
村議會議員を選舉する場合において、
この法律中公民権に關する規定及び
都議會議員の選舉に關する規定がま
だ施行されてゐないときは、その規
定は、この法律中都長官又は區市町
村議會議員の選舉に關する規定の適用
については、既に施行されたものと
みなす。

この法律により都議會議員又は都
長官を選舉する場合において、この
法律中區市町村議會議員の選舉に關する
規定がまだ施行されてゐない區市
町村においては、その規定は、この
法律中都議會議員又は都長官の選舉
に關する規定の適用については、既
に施行されたものとみなす。

この法律中公民権に關する規定及
び都議會議員の選舉に關する規定が
施行された場合において、この法律
中區市町村議會議員の選舉に關する規
定がまだ施行されてゐない區市町村
においては、この法律中公民権に關
する規定及び都議會議員の選舉に
關する規定は、東京都制、市制又は

町村制中公民権及び區市町村議會議
員の選舉に關する規定の適用につ
いては、次の總選舉までの間、まだ施行
されてゐないものとみなす。

この法律中公民権及び都議會議
員の選舉に關する規定がまだ施行され
てゐない場合において、この法律中
區市町村議會議員の選舉に關する規定
が施行された區市町村においては、
この法律中區市町村議會議員の選舉に
關する規定は、東京都制中都議會議
員の選舉に關する規定の適用につ
いては、次の總選舉までの間、まだ施
行されてゐないものとみなす。

この法律により都議會議員又は都
長官を選舉する場合において、昭和
二十一年の市制の一部を改正する法
律及び同年の町村制の一部を改正
する法律中公民権及び議員の選舉
に關する規定(町村制第六十一條
ノ三第二項、第三項及び第五項の
規定を含む。以下これに同じ。)が
まだ施行されてゐない市町村にお
いては、その規定は、都議會議員又は
都長官の選舉に關する規定の適用に
ついては、既に施行されたものとみ
なす。

昭和二十一年の市制の一部を改正
する法律又は同年の町村制の一部を
改正する法律中公民権及び議員の選
舉に關する規定は、これを施行した
市町村においては、東京都制中都議
會議員の選舉に關する規定の適用に

ついては、次の總選舉までの間、ま
だ施行されてゐないものとみなす。
前六項の場合において必要な選舉
人名簿に關しては、命令で特別の規
定を設けることができる。

昭和二十年勅令第五百三十七號
(衆議院議員選舉法第十二條の特
例の件)の適用を受ける衆議院議員
選舉人名簿を用ひて都議會議員の選
舉を行ふ場合においては、第十六條
ノ十一第一項ノ改正規定の適用につ
いては、その名簿中名簿調製期日に
おいて、都議會議員の選舉權を有す
る者に關する部分(これを衆議院議
員選舉人名簿中關係部分といふ。)
を、衆議院議員選舉人名簿とみな
す。この場合における衆議院議員選
舉人名簿中關係部分に關しては、昭
和二十一年の市制の一部を改正する
法律による改正前の市制第二十一條
ノ三並びに第二十一條ノ四第三項及
び第四項の例による。但し、「市長
(第六條ノ市ニ於テハ區長)」とある
のは、「區市町村議會議員選舉管理委
員」と讀み替へるものとする。

都長官及び區長は、改正法施行の日まで官
吏とする。

第九十三條ノ二乃至第九十三條ノ
三ハ又は第九十五條ノ二の改正規
定施行の際現在に職する都長官又は
區長は、これらの規定による都長官
又は區長が任命されるまでの間は、
これらの規定の施行によつては、そ
の地位を失はない。

現任都議會議員の任期は、昭和二十
一年八月三十一日までとする。
但し、その任期満了後も、この法律

により初めて行はれる議員の選舉の
期日までの間は、なほ、その職にあ
るものとする。

戸籍法の適用を受けない者の都議
會議員又は區會議員の選舉權及び被
選舉權(この法律中公民権に關する
規定及び都議會議員又は區市町村會
議員の選舉に關する規定の施行前
においては、これらの者の公民権)並び
に都長官の被選舉權は、當分の間、
これを停止する。

前項の者は、これを選舉人名簿に
登録することができない。
この法律の施行に關し必要な規定
は、勅令でこれを定める。

附帶決議

一、政府は都道府縣の首長及びその
部下をすべて公吏とする都制、府
縣制改正案及びこれに必要な法律
案を急速に整備し、來るべき通
常議會に提出すること。

二、前項都制、府縣制改正案の完壁
を期するため、直ちに地方制度審
議會を設置すること。

三、都及び市町村に對し行政警察權
を大幅に移讓すること。

四、五大都市に速かに特別市制を實
施すること。

五、地方行政事務局を廢止するこ
と、又地方事務所を併合しこれを
都府縣の任意とすること。

六、國稅、地方稅を通ずる稅制の根
本的改正を斷行し、地方自治團體
の財政自主權の確立を期するこ
と。

七、地方自治團體に對する煩瑣な許
可、報告等の監督權は縮小整理す
ること。

報告書

一 市制の一部を改正する法律
(案(政府提出))

右ハ本院ニ於テ別紙ノ通り修正スベ
キモノト議決シタ因ツテコニ報告
スル

昭和二十一年八月三十日

委員長 中島 守利

衆議院議長 山崎 猛殿

〔別紙〕

(小字及び一は委員會修正)

市制の一部を次のやうに改正す
る。

第三條、第四條第一項及び第四
條ノ二中「意見ヲ徵シ」を「議決ヲ
經」に改める。

第六條第二項但書中「意見ヲモ
徵スベシ」を「議決ヲモ徵スベシ」
に改める。

第九條 日本國民タル市住民(之ヲ
市民ト稱ス)ハ本法ニ從ヒ市ノ選
舉ニ參與スル權利ヲ有ス

第十條 市民ハ本法ニ從ヒ市條例又
ハ市規則ノ制定ヲ請求スル權利ヲ
有ス

市民ハ本法ニ從ヒ市ノ事務ノ監
査ヲ請求スル權利ヲ有ス

第十一條 市民ハ本法ニ從ヒ市會ノ
解散ヲ請求スル權利ヲ有ス

市民ハ本法ニ從ヒ市長、助役、監
査委員、收入役、市會議員又ハ市
會議員選舉管理委員若ハ市會議員
區選舉管理委員ノ解職ヲ請求スル
權利ヲ有ス

第十三條第三項中十五萬至十萬ニ「六十
萬」至十五萬ニ「三十萬」至十萬ニ「八十
萬」至百人に改める。

第十四條 年齢二十年以上ノ市民ニ
シテ六月以來市内ニ住所ヲ有スル
モノハ市會議員ノ選舉權ヲ有ス但

シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラズ

一 禁治産者及準禁治産者
二 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

三 刑法第二編第一章、第三章、第九章、第十六章乃至第二十一章、第二十五章又ハ第三十六章乃至第三十九章ニ掲グル罪ヲ犯シ六年未滿ノ懲役ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル後其ノ過スルニ至ル迄ノ者但シ其ノ期間五年ヨリ短キトキハ五年トス

四 六年未滿ノ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ前號ニ掲グル罪以外ノ罪ヲ犯シ六年未滿ノ懲役ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

市ハ市會ノ議決ヲ經テ市ニ對シ特別ノ關係アル者ニ付前項ノ規定ニ依ル住所ノ要件ニ拘ラズ○選舉權ヲ與フルコトヲ得○此ノ場合ニ於テハ市ハ該ニ其ノ自ラ本人ノ住所地ノ市町村ニ通知スベシ

前項ノ規定ニ依リ選舉權ヲ與ヘラレシ者ハ第七十六條及第七十九條第三項ノ其ノ住所地ノ市町村ニ於テ本法東京都制市民ノ第一項ノ規定ニ依ル住所ノ要件ノ制限ニ拘ラズ選舉權ヲ有ス

スル場合ニ於テモ其ノ選舉權ハ之ヲ行使スルコトヲ得

第一項ノ六月ノ期間ハ市町村ノ位置分合又ハ境界變更ノ爲中斷セラレルコトナシ

第十五條 市ニ市會議員選舉管理委員會(以下本章中選舉管理委員ト稱ス)ヲ置ク

選舉管理委員會ハ市會議員選舉管理委員會(以下本章中選舉管理委員ト稱ス)四人ヲ以テ之ヲ組織ス

第十五條ノ二 選舉管理委員會ハ市會ニ於テ市會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ選舉スベシ

市會ハ委員ト同數ノ補充員ヲ選舉スベシ

委員中副員アルトキハ選舉管理委員會ノ委員長ハ補充員ノ中ニ就キ之ヲ補充ス其ノ順序ハ選舉ノ時ヲ異ニスルトキハ選舉ノ前後ニ依リ選舉同時ナルトキハ得票數ニ依リ得票同數ナルトキハ抽籤ニ依リ仍

舊員アル場合ニ於テハ臨時補充員ヲ行フベシ

委員及其ノ補充員ハ隔年之ヲ選舉スベシ

委員ハ後任者ノ就任スルニ至ル迄在任ス

委員ハ其ノ選舉ニ關シ第九十條ノ處分確定シ又ハ判決アル迄ハ其ノ職務ヲ行フノ權ヲ失ハズ

第十五條ノ三 選舉管理委員會ハ市長ノ監督ヲ承ケ法令ノ定ムル所ニ依リ市會議員ノ選舉其ノ他ノ選舉ニ關スル事務ヲ管理ス

第六條及第八十二條第一項ノ市ノ選舉管理委員會ハ市會議員ノ選舉ニ關スル事務ニ付テハ市會議員區選舉管理委員會ヲ指揮監督ス

第十五條ノ四 選舉管理委員會ハ委員中ヨリ委員長一人ヲ選舉スベシ委員長ハ委員會ニ關スル事務ヲ總理シ委員會ヲ代表ス

第十五條ノ五 選舉管理委員會ハ委員長之ヲ招集ス委員二人以上ヨリ

委員會招集ノ請求アルトキハ委員長ハ之ヲ招集スベシ

第十五條ノ六 選舉管理委員會ハ委員三人以上出席スルニ非ザレバ會議ヲ開クコトヲ得ズ

第三項ノ規定ニ依リ委員ノ數減少シテ前項ノ數ヲ得ザルトキハ委員長ハ補充員ニシテ其ノ事件ニ關係ナキモノヲ以テ第十五條ノ二第三項ノ順序ニ依リ臨時之ニ充ツベシ

委員ノ故障ニ因リ前項ノ數ヲ得ザルトキ亦同ジ

委員長及委員ハ自己又ハ父母、祖父母、配偶者、子孫若ハ兄弟姉妹ノ一身上ニ關スル事件ニ付テハ其ノ議事ニ參與スルコトヲ得ズ但シ委員會ノ同意ヲ得タルトキハ會議ニ出席シ發言スルコトヲ得

第十五條ノ七 選舉管理委員會ノ議事ハ委員ノ過半數ヲ以テ決ス可ク同數ナルトキハ委員長ノ決スル所ニ依ル

第十五條ノ八 選舉管理委員會ニ書記ヲ置キ委員長ノ指揮ヲ承ケ委員會ニ關スル事務ニ從事セシム

書記ハ第八十五條ノ吏員ノ中ニ就キ市長ノ承認ヲ得テ委員長之ヲ定ム

第十五條ノ九 本法ニ規定スルモノノ外選舉管理委員會ニ關シ必要ナル事項ハ委員會之ヲ定ム

第十五條ノ十 第六條及第八十二條第一項ノ市ノ區ニ市會議員區選舉

管理委員會(以下區選舉管理委員會ト稱ス)ヲ置キ市會議員區選舉管理委員會(以下區選舉管理委員ト稱ス)四人ヲ以テ之ヲ組織ス

區選舉管理委員會ハ選舉管理委員會ノ指揮監督ヲ承ケ法令ノ定ムル所ニ依リ其ノ區ニ於ケル市會議員ノ選舉其ノ他ノ選舉ニ關スル事務ヲ管理ス

第十五條ノ二及第十五條ノ四乃至第十五條ノ八ノ規定ハ區選舉管理委員會ニ之ヲ準用ス但シ第十五條ノ二第一項中市會議員ノ選舉權ヲ有スル者トアルハ其ノ區ニ於ケル市會議員ノ選舉權ヲ有スル者、第十五條ノ八第二項中第八十五條ノ吏員トアルハ第八十六條ノ吏員、市長トアルハ區長トス

本法ニ規定スルモノノ外區選舉管理委員會ニ關シ必要ナル事項ハ選舉管理委員會之ヲ定ム

第十六條第三項を次のやうに改める。

第六條及第八十二條第一項ノ市ニ於テハ區ノ區域ヲ以テ選舉區トス但シ其ノ區域ノ人口著シク少キトキハ市條例ヲ以テ數區ノ區域ヲ合セテ一選舉區ヲ設クルコトヲ得

前項ノ各選舉區ヨリ選出スル議員數ハ市條例ヲ以テ之ヲ定ムベシ

第三項但書ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

同條第四項中第七十六條又ハ第七十九條第三項を第十四條第二項又ハ第三項に、「市民タル者」を「選舉權ヲ有スル者」に、「市長」を「選舉管理委員會」に改める。

第十七條中「市」を「選舉管理委員會」に改める。

第十八條第一項中「選舉權ヲ有スル市民」を「選舉權ヲ有スル者」ニシテ年齢二十五年以上ノモノ」に改め、同條第三項中「選舉事務」を「選舉管理委員會、區選舉管理委員會、○選舉長、○選舉立會人、投票分會長及投票立會人」に改める。同條第四項中「有給ノ吏員」に改める。

第十九條第一項を削り、同條第二項中「議員」を「市會議員」に改める。

第二十條ノ二第一項を次のやうに改める。
市會議員ノ選舉ハ其ノ市ニ於ケル衆議院議員選舉人名簿及補充選舉人名簿ニ依リ之ヲ行フ
第二十一條第一項中「市長(第六條ノ市ニ於テハ區長)」を「選舉管理委員會(第六條及第八十二條第一項ノ市ニ於テハ區選舉管理委員會)」に改め「但シ」の下に「第十六條第三項但書ノ場合ヲ除クノ外」を加へる。
第二十一條ノ二第一項中「市長第六條ノ市ニ於テハ區長」を「選舉管理委員會(第六條及第八十二條第一項ノ市ニ於テハ區選舉管理委員會)」に、(第六條ノ市ニ於テハ區役所)を

管理委員會(以下區選舉管理委員會ト稱ス)ヲ置キ市會議員區選舉管理委員會(以下區選舉管理委員ト稱ス)四人ヲ以テ之ヲ組織ス
區選舉管理委員會ハ選舉管理委員會ノ指揮監督ヲ承ケ法令ノ定ムル所ニ依リ其ノ區ニ於ケル市會議員ノ選舉其ノ他ノ選舉ニ關スル事務ヲ管理ス
第十五條ノ二及第十五條ノ四乃至第十五條ノ八ノ規定ハ區選舉管理委員會ニ之ヲ準用ス但シ第十五條ノ二第一項中市會議員ノ選舉權ヲ有スル者トアルハ其ノ區ニ於ケル市會議員ノ選舉權ヲ有スル者、第十五條ノ八第二項中第八十五條ノ吏員トアルハ第八十六條ノ吏員、市長トアルハ區長トス
本法ニ規定スルモノノ外區選舉管理委員會ニ關シ必要ナル事項ハ選舉管理委員會之ヲ定ム
第十六條第三項を次のやうに改める。
第六條及第八十二條第一項ノ市ニ於テハ區ノ區域ヲ以テ選舉區トス但シ其ノ區域ノ人口著シク少キトキハ市條例ヲ以テ數區ノ區域ヲ合セテ一選舉區ヲ設クルコトヲ得
前項ノ各選舉區ヨリ選出スル議員數ハ市條例ヲ以テ之ヲ定ムベシ
第三項但書ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
同條第四項中第七十六條又ハ第七十九條第三項を第十四條第二項又ハ第三項に、「市民タル者」を「選舉權ヲ有スル者」に、「市長」を「選舉管理委員會」に改める。
第十七條中「市」を「選舉管理委員會」に改める。
第十八條第一項中「選舉權ヲ有スル市民」を「選舉權ヲ有スル者」ニシテ年齢二十五年以上ノモノ」に改め、同條第三項中「選舉事務」を「選舉管理委員會、區選舉管理委員會、○選舉長、○選舉立會人、投票分會長及投票立會人」に改める。同條第四項中「有給ノ吏員」に改める。
第十九條第一項を削り、同條第二項中「議員」を「市會議員」に改める。
第二十條ノ二第一項を次のやうに改める。
市會議員ノ選舉ハ其ノ市ニ於ケル衆議院議員選舉人名簿及補充選舉人名簿ニ依リ之ヲ行フ
第二十一條第一項中「市長(第六條ノ市ニ於テハ區長)」を「選舉管理委員會(第六條及第八十二條第一項ノ市ニ於テハ區選舉管理委員會)」に改め「但シ」の下に「第十六條第三項但書ノ場合ヲ除クノ外」を加へる。
第二十一條ノ二第一項中「市長第六條ノ市ニ於テハ區長」を「選舉管理委員會(第六條及第八十二條第一項ノ市ニ於テハ區選舉管理委員會)」に、(第六條ノ市ニ於テハ區役所)を

を削り、「妻」を「配偶者」に改め、同條第五項〇を削る。

第七十一條 第四十四條、第四十六條乃至第五十條、第五十條ノ二第六項、第五十三條、第五十五條、第五十七條乃至第五十九條、第六十一條、第六十二條及第六十三條

第一項ノ規定ハ市參事會ニ之ヲ準用ス但シ第六十二條第三項ノ規定ヲ準用スル場合ニ於テハ市會議長ニモ報告スベシ

第七十二條ノ二 市長ノ任期ハ四年トシ選舉ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第七十三條 市長ハ其ノ被選舉權アル者ニ就キ選舉人ノ之ヲ選舉ス市會議員ノ選舉權ヲ有スル者ハ市長ノ選舉權ハ現任市長ノ任期満了ノ日前二十日以内ニ之ヲ行フベシ

市長ノ退職ノ申立アリタルトキ又ハ市長闕クルニ至リタルトキハ市長ノ選舉ハ其ノ退職スベキ日以前二十日以内又ハ其ノ闕クルニ至リタル日ヨリ二十日以内ニ之ヲ行フベシ但シ其ノ事由第七十三條ノ十三ニ於テ準用スル第三十二條第三項又ハ第七項ノ期限前ニ生ジタル場合ニ於テ第七十三條ノ六第一項但書ノ得票者アルトキ又ハ其ノ期限經過後ニ生ジタル場合ニ於テ第七十三條ノ六第二項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル得票者アルトキハ直ニ選

學會ヲ開キ其ノ者ノ中ニ就キ當選者ヲ定ムベシ

第七十三條ノ八第三項及第五項ノ規定ハ前項但書ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十三條ノ十第四項ノ規定ハ第四項ノ期間ニ之ヲ準用ス

第七十三條ノ二 帝國臣民タル年滿二十五年以上ノ者ハ市長ノ被選舉權ヲ有ス

第十四條第一項但書ノ規定ニ該當スル者ハ市長ノ被選舉權ヲ有セズ市會議員及市ノ有給ノ吏員、教員其ノ他ノ職員ニシテ在職中ノモノハ其ノ市ノ市長ト相兼マルコトヲ得

第七十三條ノ三 市長ノ選舉ニ關スル事務ハ市會議員選舉管理委員會以下本章中選舉管理委員會ト稱ス之ヲ管理ス

市長ノ選舉ハ市會議員ノ選舉ニ用フル選舉人名簿ニ依リ之ヲ行フ選舉管理委員會ハ選舉ノ期日前十五日迄ニ選舉會場及投票ノ日時ヲ告示スベシ投票分會ヲ設ケル場合ニ於テハ併セテ其ノ區劃ヲ告示スベシ

第七十三條ノ四 市長候補者タルトスル者ハ選舉ノ期日ノ告示アリタル日ヨリ選舉ノ期日以前五日目迄ニ其ノ旨ヲ選舉長ニ届出ゾベシ選舉人名簿ニ登録セラレタル者他入ヲ市長候補者ト爲サントスルト

キハ前項ノ期間内ニ其ノ推薦ノ届出ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ期間内ニ届出アリタル市長候補者二人以上アル場合ニ於テ其ノ期間ヲ經過シタル後市長候補者死亡シ又ハ市長候補者タルコトヲ辭シタルトキハ前二項ノ例ニ依リ選舉ノ期日以前二日目迄市長候補者ノ届出又ハ推薦届出ヲ爲スコトヲ得

市長候補者ハ選舉長ニ届出ヲ爲スニ非ザレバ市長候補者タルコトヲ辭スルコトヲ得ズ

前四項ノ規定ニ依ル届出アリタルトキ又ハ市長候補者ノ死亡シタルコトヲ知リタルトキハ選舉長ハ直ニ其ノ旨ヲ告示スベシ

第七十三條ノ五 市長候補者ノ届出又ハ推薦届出ヲ爲サントスル者ハ市長候補者一人ニ付千圓又ハ之ニ相當スル額面ノ國債證書ヲ供託スルコトヲ要ス

市長候補者ノ得票數有效投票ノ總數ノ十分ノ一ニ達セザルトキハ前項ノ規定ニ依リ供託物ハ市ニ歸屬ス

前項ノ規定ハ市長候補者選舉ノ期日以前七日以内ニ市長候補者タルコトヲ辭シタル場合ニ之ヲ準用ス但シ被選舉權ヲ有セザルニ至リタル市長候補者タルコトヲ辭シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス但シ有効投票ノ總數ノ四分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要ス

當選者ヲ定ムルニ當リ得票ノ數同ジキトキハ選舉長抽籤シテ之ヲ定ム

第七十三條ノ七 第七十三條ノ四第一項乃至第三項ノ規定ニ依ル届出アリタル市長候補者一人ナルトキハ投票ハ之ヲ行ハズ

前項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フコトヲ要セザルトキハ選舉長ハ直ニ其ノ旨ヲ告示シ併セテ之ヲ選舉管理委員會ニ報告スベシ

第一項ノ場合ニ於テハ選舉長ハ選舉ノ期日ヨリ五日以内ニ選舉會ヲ開キ市長候補者ヲ以テ當選者ト定ムベシ

前項ノ場合ニ於テ市長候補者ノ被選舉權ノ有無ハ選舉立會人ノ之ヲ決定ス可同數ナルトキハ選舉長之ヲ決スベシ

第三項ノ場合ニ於テハ選舉長ハ豫メ選舉會ノ場所及日時ヲ告示スベシ

スル第三十條ノ二ノ規定ニ依リ當選ヲ失ヒタルトキ

三 死亡者ナルトキ

四 選舉ニ關スル犯罪ニ依リ刑ニ處セラレ其ノ當選無効ト爲リタルトキ但シ第七十三條第四項又ハ前各號ノ事由ニ依リ選舉ノ告示ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七十三條ノ十六 第七十三條ノ十三ニ於テ準用スル第三十六條ノ二ノ規定ニ依リ訴訟ノ結果當選無効ト爲リタルトキ

前項各號ノ事由第七十三條ノ十三ニ於テ準用スル第三十二條第三項又ハ第七項ノ期限前ニ生ジタル場合ニ於テ第七十三條ノ六第一項但書ノ得票者アルトキ又ハ其ノ期限經過後ニ生ジタル場合ニ於テ第七十三條ノ六第二項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル得票者アルトキハ直ニ選舉會ヲ開キ其ノ者ノ中ニ就キ當選者ヲ定ムベシ

前項ノ場合ニ於テ第七十三條ノ六第一項但書ノ得票者選舉ノ期日後ニ於テ被選舉權ヲ有セザルニ至リタルトキハ之ヲ當選者ト定ムルコトヲ得ズ

第七十三條ノ十第四項ノ規定ハ第一項ノ期間ニ之ヲ準用ス

第七十三條ノ九 市長ノ選舉ニ於テ第七十三條ノ六第一項但書ノ規定ニ依ル得票者ナキトキハ第七十三條第三項及第四項、前條第一項、第七十三條ノ十一第一項及第七十三條ノ十三第一項及第三項ノ規定ニ拘ラズ第七十三條ノ十六ニ於テ準用スル第三十二條第一項ノ規定ニ依ル告示ノ日ヨリ七日以内ニ更ニ選舉ヲ行フベシ此ノ場合ニ於テハ第七十三條ノ四第一項乃至第三項及第七十三條ノ五ノ規定ニ拘ラズ其ノ選舉ニ於テ有効投票ノ最多數ヲ得タル者二人（二人ヲ定ムルニ當リ得票ノ數同ジキ者アルトキハ選舉管理委員會抽籤シテ之ヲ定ム）ヲ以テ市長候補者トス

第七十三條ノ十 前條第一項ノ市長候補者死亡シ又ハ市長候補者タルコトヲ辭シタル爲市長候補者一人ト爲リタルトキハ投票ヘ之ヲ行フベシ

第七十三條ノ十一 第七十三條ノ九第三項又ハ第四項ノ規定ニ於テ第七十三條ノ八第一項ニ掲グル事由ノ一ニ該當スル場合ニ於テ第二項ノ規定ノ適用ヲ受ケル者ナキトキハ（二十日以内ニ更ニ選舉ヲ行フベシ）

第七十三條ノ十二 當選者其ノ當選ヲ承諾シタルトキハ選舉管理委員會ハ直ニ當選者ノ住所氏名ヲ告示シ併セテ之ヲ府縣知事ニ報告スベシ

第七十三條ノ十三 選舉無効ト確定シタルトキハ直ニ選舉會ヲ開キ更ニ當選者ヲ定ムベシ此ノ場合ニ於テハ第七十三條ノ八第三項及第五項ノ規定ヲ准用ス

第七十三條ノ十四 選舉無効ト確定シタルトキハ直ニ選舉會ヲ開キ更ニ當選者ヲ定ムベシ此ノ場合ニ於テハ第七十三條ノ八第三項及第五項ノ規定ヲ准用ス

第七十三條ノ十五 選舉無効ト確定シタルトキハ直ニ選舉會ヲ開キ更ニ當選者ヲ定ムベシ此ノ場合ニ於テハ第七十三條ノ八第三項及第五項ノ規定ヲ准用ス

第七十三條ノ十六 市長ノ選舉ヲ行フベキ事由ヲ生ジタル場合ニ於テ第七十三條ノ九第一項ノ規定ニ於テ第七十三條ノ九第四項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル得票者選舉ノ期日後ニ於テ

願ノ裁決確定セザル間又ハ訴訟ノ繫屬スル間之ヲ行フコトヲ得ズ

第七十三條ノ十七 市長ノ選舉ハ市會議員ノ選舉ノ期日ノ告示アリタルトキハ其ノ選舉ノ期日ノ經過スルニ至ル迄ノ間之ヲ行フコトヲ得ズ

第七十三條ノ十八 市長ノ選舉ヲ行フベキ事由ヲ生ジタル場合ニ於テ議員ノ選舉ヲ行フベキ事由ヲ生ジタルタルトキハ第三十七條ノ三第二項ノ例ニ依ル

第七十三條ノ十九 市長ノ選舉ハ市會議員ノ選舉ノ期日ノ告示アリタルトキハ其ノ選舉ノ期日ノ經過スルニ至ル迄ノ間之ヲ行フコトヲ得ズ

第七十三條ノ二十 市長ノ選舉ハ市會議員ノ選舉ノ期日ノ告示アリタルトキハ其ノ選舉ノ期日ノ經過スルニ至ル迄ノ間之ヲ行フコトヲ得ズ

第七十三條ノ二十一 市長ノ選舉ハ市會議員ノ選舉ノ期日ノ告示アリタルトキハ其ノ選舉ノ期日ノ經過スルニ至ル迄ノ間之ヲ行フコトヲ得ズ

第七十三條ノ二十二 市長ノ選舉ハ市會議員ノ選舉ノ期日ノ告示アリタルトキハ其ノ選舉ノ期日ノ經過スルニ至ル迄ノ間之ヲ行フコトヲ得ズ

第七十三條ノ二十三 市長ノ選舉ハ市會議員ノ選舉ノ期日ノ告示アリタルトキハ其ノ選舉ノ期日ノ經過スルニ至ル迄ノ間之ヲ行フコトヲ得ズ

ノ二（選舉管理委員及區選舉管理委員ニ關スル部分ヲ除ク）、第三十九條（第二十一條ノ三ノ規定ニ關スル部分ヲ除ク）、第三十九條ノ二並ニ第四十條ノ規定ハ市長ノ選舉ニ之ヲ準用ス但シ第三十二條第七項中前二項トアリ同條第七項中第三項及第四項トアルハ第三項、第三十六條第一項及第三項中第三十四條第二項トアルハ第七十三條ノ九第二項、○第七十三條ノ九第三項ノ九第二項、○第三十六條ノ二第五項中前條第七項トアルハ日、告示ノ日又ハ報告ヲ受ケタル日トアルハ第七十三條ノ九第一項ノ選舉ニ關スル此等ノ

第七十三條ノ二十四 市長ハ其ノ退職セントスル日前二十五日迄ニ申立ツルニ非ザレバ任期中退職スルコトヲ得ズ但シ市會ノ承認ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第七十三條ノ二十五 市長ハ其ノ退職セントスル日前二十五日迄ニ申立ツルニ非ザレバ任期中退職スルコトヲ得ズ但シ市會ノ承認ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第七十三條ノ二十六 市長ハ其ノ退職セントスル日前二十五日迄ニ申立ツルニ非ザレバ任期中退職スルコトヲ得ズ但シ市會ノ承認ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第七十三條ノ二十七 市長ハ其ノ退職セントスル日前二十五日迄ニ申立ツルニ非ザレバ任期中退職スルコトヲ得ズ但シ市會ノ承認ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第七十三條ノ二十八 市長ハ其ノ退職セントスル日前二十五日迄ニ申立ツルニ非ザレバ任期中退職スルコトヲ得ズ但シ市會ノ承認ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第七十三條ノ二十九 市長ハ其ノ退職セントスル日前二十五日迄ニ申立ツルニ非ザレバ任期中退職スルコトヲ得ズ但シ市會ノ承認ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第七十三條ノ三十 市長ハ其ノ退職セントスル日前二十五日迄ニ申立ツルニ非ザレバ任期中退職スルコトヲ得ズ但シ市會ノ承認ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラズ

同條第五項中「三十日」を「二十日」に改める。

第七十五條ノ二 市ハ市條例ヲ以テ監督委員ヲ置クコトヲ得但シ第六條及第八十二條第一項ノ市ハ之ヲ置クコトヲ要ス

第七十六條 市長、助役及監督委員ハ市會議員ハ市長市會ノ同意ヲ得テ市會議員及學識經驗アル者ノ中ヨリ各同數ヲ選任スベシ

第七十七條 市長、助役及監督委員ハ市會議員ハ市長市會ノ同意ヲ得テ市會議員及學識經驗アル者ノ中ヨリ各同數ヲ選任スベシ

第七十八條 市長、助役及監督委員ハ市會議員ハ市長市會ノ同意ヲ得テ市會議員及學識經驗アル者ノ中ヨリ各同數ヲ選任スベシ

第七十九條 市長、助役及監督委員ハ市會議員ハ市長市會ノ同意ヲ得テ市會議員及學識經驗アル者ノ中ヨリ各同數ヲ選任スベシ

第八十條 市長、助役及監督委員ハ市會議員ハ市長市會ノ同意ヲ得テ市會議員及學識經驗アル者ノ中ヨリ各同數ヲ選任スベシ

第八十一條 市長、助役及監督委員ハ市會議員ハ市長市會ノ同意ヲ得テ市會議員及學識經驗アル者ノ中ヨリ各同數ヲ選任スベシ

第七十八條 削除

第七十九條第三項中「第七十五條第一項、第七十六條、第七十七條及前條第二項」を「第七十五條第二項、第七十六條及第七十七條」に改め、同條第四項中「審査役」を「監査委員」に、「父子兄弟」を「親子、夫婦又ハ兄弟姉妹」に改める。

第八十條第一項中「市有給吏員」を「市吏員」に改め、同條第二項中「第七十八條第二項」を削る。

第八十一條第二項及び第三項中「審査役」を「監査委員」に、「父子兄弟」を「親子、夫婦又ハ兄弟姉妹」に改める。

第八十二條第一項乃至第三項を次のやうに改める。

内務大臣ノ指定スル市ハ市會ノ議決ヲ經テ處務便宜ノ爲區ヲ劃シ區長ヲ置クベシ

區長ハ市吏員トシ市長之ヲ任免ス同條第四項中「前項」を「第一項」に、「第八十條」を「第七十七條」に改める。

第八十二條ノ二第二項を削り、同條第三項中「市公民」を「市民」に改める。

第八十三條ノ二第二項を削る。

第八十四條第一項を次のやうに改める。

市長、助役、監査委員、收入役若ハ副收入役又ハ參與第十四條第一項但書ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ

第八十五條第一項中「有給」を削る。

第八十六條第一項中「第三項」を「第一項」に改め、「有給」を削る。

第八十七條ノ二 市會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一

（其ノ數千ヲ超ユルトキハ千以下之ニ同ジ）以上ノ者ノ連署ヲ以テ

其ノ代表者ヨリ市長ニ對シ市條例又ハ市會ノ議決ヲ經ベキ市規則ノ

制定ノ請求アリタルトキハ市長ハ二十日以内ニ市會ヲ召集シ意見ヲ附

シテ之ニ原案ヲ付議スベシ

前項ノ場合ニ於テハ市長ハ原案ノ趣旨ニ反セズト認ムル範圍内ニ於テ之ヲ修正シ○テ市會ニ付議スルコトヲ得

市長ハ市會ノ要求アルトキハ第一項ノ代表者又ハ其ノ代理者ヲシテ

會議ニ出席シ原案ノ説明ヲ爲サシムルコトヲ得

第一項ノ市會議員ノ選舉權ヲ有スル者トハ市會議員ノ選舉ニ用アル

選舉人名簿確定ノ日ニ於テ之ニ登錄セラレタル者トス

第一項ノ市會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一ノ數ハ前

項ノ選舉人名簿確定後直ニ市長ニ於テ之ヲ告示スベシ

第一項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第八十八條 市長ハ市內ノ團體等ノ活動ノ綜合調整ヲ圖ル爲之ヲ指揮監督ス

市長ハ市內ノ團體等ノ監督上必要ナル場合ニ於テハ該團體等ヲシテ事務ノ報告ヲ爲サシメ書類帳簿ヲ徴シ及實地ニ就キ事務ヲ調査スルコトヲ得

市長ハ市內ノ團體等ノ監督上必要ナル命令ヲ發シ若ハ處分ヲ爲シ又ハ該團體等ノ監督官點ノ指揮ヲ申請スルコトヲ得

市內ノ團體等ノ監督官廳ハ市長ノ命令又ハ處分ヲ取テスルコトヲ得

第八十九條中「二十圓」を「二百圓」に改める。

第九十條第一項但書を削り、同條第四項第一項若シテを削る。

第九十條ノ二第一項但書を削り、同條第四項中「前三項」を「前二項」に改める。

第九十條ノ三 市會ニ於テ市長不信任ノ議決ヲ爲シタルトキハ市長ハ十日以内ニ

内務大臣ニ對シ市會ノ解散ヲ請求スルコトヲ得

市會解散ノ場合ニ於テハ二月以内ニ議員ヲ選舉スベシ

○市會ニ於テ市長不信任ノ議決ヲ爲シタル場合於テ第一項ノ解散ヲ爲サザルトキ又ハ第二項ノ再ビ市長不信任ノ議決ヲ爲シタルトキハ市長ハ退職スルコトヲ要ス

前二項ノ議決ニ付テハ議員數ノ三分ノ二以上出席シ其ノ三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス

第九十一條第五項中「報告スベシ」を「報告シ其ノ承認ヲ求ムベシ」に改める。

第九十一條ノ二 市參事會ヲ置カザル市ニ於テハ前條ノ規定ニ拘ラズ

市會成立セザルトキ又ハ第五十二條但書ノ場合ニ於テ仍會議ヲ開ク

コト能ハザルトキハ市長ハ府縣知事ニ具狀シテ指揮ヲ請ヒ市會ノ議

決スベキ事件ヲ處置スルコトヲ得

市會ニ於テ其ノ議決スベキ事件ヲ議決セザルトキハ前項ノ例ニ依ル

市會ノ決定スベキ事件ニ關シテハ前二項ノ例ニ依ル此ノ場合ニ於ケ

ル市長ノ處置ニ關シテハ各本條ノ規定ニ準ジ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

前三項ノ規定ニ依ル處置ニ付テハ次回ノ會議ニ於テ之ヲ市會ニ報告シ其ノ承認ヲ求ムベシ

第九十一條ノ三 市參事會ヲ置カザル市ニ於テハ第九十一條ノ規定ニ

拘ラズ市會ニ於テ議決又ハ決定スベキ事件ニ關シ臨時急務ヲ要スル

場合ニ於テ市會成立セザルトキ又ハ市長ニ於テ之ヲ召集スルノ暇ナ

シト認ムルトキハ市長ハ之ヲ專決シ次回ノ會議ニ於テ之ヲ市會ニ報告スベシ

前項ノ規定ニ依リ市長ノ爲シタル處分ニ關シテハ各本條ノ規定ニ準

ジ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第九十二條第一項中「報告スベシ」を「報告シ其ノ承認ヲ求ムベシ」に改める。

第九十六條ノ二 監査委員ハ市長ノ

監督ヲ承ケ市ノ經營ニ係ル事業ノ管理、市ノ出納其ノ他市ノ事務ノ執行ヲ監査ス

市長ハ監査委員ヲシテ毎會計年度少クトモ一回以上期日ヲ定メテ前

項ノ規定ニ依ル監査ヲ爲サシムベシ

市會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ市長ニ對シ第

一項ノ規定スル事項ニ關シ監査委員ノ監査ノ請求アリタルトキハ市

長ハ其ノ請求ニ係ル事項ニ付監査委員ヲシテ監査ヲ爲サシムルベシ

市長ハ監督官廳ノ命令アルトキ、第四十五條第二項ノ規定ニ依ル市

會ノ要求アルトキ其ノ他必要アリト認ムルトキハ臨時ニ監査委員ヲ

シテ第一項ノ規定ニ依ル監査ヲ爲サシムベシ

市長ハ監査委員ヲシテ監査ノ結果ヲ○市會及

○市會ニ報告セシムベシ

監査委員ヲ置カザル市ニ於テ第三項ノ代表者ヨリ市長ニ對シ第一項

ノ規定スル事項ノ監査ノ請求アリタルトキハ市長ハ自ら其ノ請求ニ

係ル事項ヲ監査シ其ノ結果ヲ市會ニ報告スベシ

市長ハ監査ノ結果ヲ市住民ニ公表スベシ

第八十七條ノ二第四項ノ規定ハ第三項ノ市會議員ノ選舉權ヲ有スル

者ニ、同條第五項ノ規定ハ第三項ノ市會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一ノ數ニ之ヲ準用ス

第三項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第九十七條第一項中「及第九十三條」並ニ第十五條ノ第三項、第十五條ノ第十項及第九十三條に改める。

第百條を削る。

第百條ノ二を第百條とする。

第百四條 市會議員、市會議員選舉管理委員、區選舉管理委員、市參事會議員、市會議員ノ中ヨリ選任セラレタル監査委員、參與、委員

市會議員、市會議員ノ中ヨリ選任セラレタル監査委員、參與、委員
○選舉管理委員、區選舉管理委員、市參事會議員、市會議員ノ中ヨリ選任セラレタル監査委員、參與、委員
○並ニ町内會部、落會及其ノ聯合會ノ長ニハ報酬ヲ給スルコトヲ得

市會議員、市會議員選舉管理委員、區選舉管理委員、市參事會議員、市會議員ノ中ヨリ選任セラレタル監査委員、參與、委員、選舉長、選舉立會人、區會議員並ニ町内會部、落會及其ノ聯合會ノ長ハ職務ノ爲要スル費用ノ辨償ヲ受クルコトヲ得

報酬額及費用辨償額並ニ其ノ支給方法ハ市條例ヲ以テ之ヲ規定スベシ

第百五條 市長、助役其ノ他ノ前條ニ規定スル吏員以外ノ吏員○並ニ市會議員選舉管理委員、區選舉管理委員、市會及市參事會ノ書記

給料及旅費ヲ給ス

給料額及旅費額並ニ其ノ支給方法ハ市條例ヲ以テ之ヲ規定スベシ
前項ノ市規則ヲ設ケ又ハ改廢セシトスルトキハ市會ノ議決ヲ經ベシ

第百六條中「有給吏員」を「前條第一項ノ吏員」に改める。

第百七條第二項を次のやうに改める。

前項ノ規定ニ依ル異議ノ申立アリタルトキハ市長ハ市參事會(市參事會ヲ置カザル市ニ於テハ市會以下ニ同ジ)ニ諮リテ之ヲ決定スベシ

市參事會ハ前項ノ規定ニ依ル諮問アリタル日ヨリ二十日以内ニ意見ヲ答申スベシ
關係者第二項ノ規定ニ依ル市長ノ決定ニ不服アルトキハ府縣知事ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第百十六條第二項中「第四項」を「第三項」に改める。

第百二十四條第一項但書を削り、同條第五項中「急迫ノ場合」の下に「其ノ他特別ノ事情アル場合」を加へる。

第百二十九條第三項中「二十圓を「二百圓」に改める。
第百三十條第三項を次のやうに改める。

前二項ノ規定ニ依ル異議ノ申立アリタルトキハ市長ハ市參事會ニ諮リテ之ヲ決定スベシ

市參事會ハ前項ノ規定ニ依ル諮問アリタル日ヨリ二十日以内ニ意見ヲ答申スベシ
第三項ノ規定ニ依ル市長ノ決定ヲ受ケタル者其ノ決定ニ不服アルトキハ府縣知事ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第百四十一條第二項を次のやうに改める。

第百四十二條第二項中「考査役ヲシテ之ヲ考査セシメ」を「監査委員ヲシテ之ヲ考査セシメ」(監査委員ヲ置カザル市ニ於テハ自ラ之ヲ考査シ)に、「之ヲ市會」を「市會」に改める。

第百四十二條ノ二 市長ハ市會ノ指定シタル市ノ經營ニ係ル事業ニ付其ノ經營狀況ヲ明ナラシムル爲定期ニ貸借對照表其ノ他必要ナル書類ヲ作製シ 監査委員ヲシテ之ヲ考査セシメ其ノ意見ヲ附シテ次ノ市會ニ提出スベシ

前項ノ規定中監査委員ノ考査ニ關スル部分ハ監査委員ヲ置カザル市ニ於テハ之ヲ適用セズ
第百四十五條中「意見ヲ徴シ」を「議決ヲ經」に改める。
第百四十六條第一項中「區會議員ハ市ノ名譽職トス其ノ定數」を「區會議員ノ定數」に、「及被選舉權」を「被選舉權及選舉人名簿」に改める。

第百五十條第二項、第百五十一條第二項、第百五十三條第二項及び第百五十四條第二項中「意見ヲ徴シ」を「議決ヲ經」に改める。

第百五十五條第三項を次のやうに改める。
前項ノ異議ノ申立アリタルトキハ組合ノ管理者ハ組合會ニ諮リテ之ヲ決定スベシ

組合會ハ前項ノ規定ニ依ル諮問アリタル日ヨリ二十日以内ニ意見ヲ答申スベシ
第三項ノ規定ニ依ル組合ノ管理者ノ決定ニ不服アル市町村ハ府縣知事ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第百六十二條第一項を次のやうに改める。
○市會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五分ノ一(其ノ數一萬ヲ超ユルトキハ一萬以下ニ同ジ)以上ノ者ヲ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨ

市會議員選舉管理委員會
リ内務大臣ニ對シ市會ノ解散ノ請求アリタルトキ、第九十條ノ第三項ノ規定ニ依ル市會ノ解散ノ請求アリタルトキ(市會ハ解散スルニ同意アリタルトキ)市會ハ解散ス

アルトキハ内務大臣ハ市會ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

第九十條ノ三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

同條第三項及び第四項を次のやうに改める。

第八十七條ノ二第四項ノ規定ハ第一項ノ市會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ、同條第五項ノ規定ハ第一項ノ市會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五分ノ一ノ數ニ之ヲ準用ス

第一項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第百六十五條 市會議員ノ選舉權ヲ有スル者○ノ總數ノ五分ノ一以上ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ市會議員選舉管理委員會ニ對シ市長ニ付テハ内務大臣ニ對シ助役、監査委員、收入役、市會議員又ハ市會議員選舉管理委員若ハ區選舉管理委員ニ付テハ府縣知事ニ對シ

此等ノ者ノ解職ノ請求アリタルトキハ内務大臣又ハ府縣知事ハ關係者ノ出頭ヲ求めテ之ヲ考査シ其ノ理由アリト認ムルトキハ之ヲ解職スベシ

市會議員選舉管理委員會
○市會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五分ノ一(其ノ數一萬ヲ超ユルトキハ一萬以下ニ同ジ)以上ノ者ヲ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨ

監査ヲ請求スル權利ヲ有ス

第九條 町村民ハ本法ニ從ヒ町村會

ノ解散ヲ請求スル權利ヲ有ス

町村民ハ本法ニ從ヒ町村長、助

役、監査委員、收入役、町村會議

員又ハ町村會議員選舉管理委員ノ

罷職ヲ請求スル權利ヲ有ス

第十一條第二項第一號を次のやうに改める。

一 人口二千未満ノ町村 十二人

同條同項第二號中「人口」の下に「二千以上

を加へ、十二人」を「十六人」に、第三號中「十

八人」を「二十二人」に、第四號中「二十四人

を「二十六人」に改める。

第十二條 年齢二十年以上ノ町村民

ニシテ六月以來町村内ニ住所ヲ有

スルモノハ町村會議員ノ選舉權ヲ

有シ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル

者ハ此ノ限ニ在ラズ

一 禁治産者及准禁治産者

二 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑

ニ處セラレタル者

三 刑法第二編第一章、第三章、

第九章、第十六章乃至第二十一

章、第二十五章又ハ第三十六章

乃至第三十九章ニ掲グル罪ヲ犯

シ六年未満ノ懲役ノ刑ニ處セラ

レ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受

クルコトナキニ至リタル後其ノ

刑期ノ二倍ニ相當スル期間ヲ經

過スルニ至ル迄ノ者但シ其ノ期

間五年ヨリ短キトキハ五年トス

四 六年未満ノ禁錮ノ刑ニ處セラ

レ又ハ前號ニ掲グル罪以外ノ罪

ヲ犯シ六年未満ノ懲役ノ刑ニ處

セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行

ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

町村ハ町村會ノ議決ヲ經テ町村ニ

對シ特別ノ關係アル者ニ付前項ノ

規定ニ依ル住所ノ要件ニ拘ラズ

○此ノ項ニ於テハ「住所」ノ規定ニ依ル選舉權ヲ

有スル者ニ對シテモ其ノ選舉權ハ之ヲ行使ス

ルコトヲ得

第一項ノ六月ノ期間ハ市町村ノ廢

置分合又ハ境界變更ノ爲中新セラ

ルルコトナシ

第十三條 町村ニ町村會議員選舉管

理委員會(以下本章中選舉管理委

員會ト稱ス)ヲ置ク

選舉管理委員會ハ町村會議員選舉

管理委員會(以下本章中選舉管理委

員ト稱ス)四人ヲ以テ之ヲ組織ス

第十三條ノ二 選舉管理委員會ハ町

會ニ於テ町村會議員ノ選舉權ヲ有

スル者ノ中ヨリ之ヲ選舉スベシ

町村會ハ委員ト同數ノ補充員ヲ選

舉スベシ

委員中副委員アルトキハ選舉管理委

員會ノ委員長ハ補充員ノ中ニ就キ

之ヲ補闕ス其ノ順序ハ選舉ノ時ヲ

異ニスルトキハ選舉ノ前後ニ依リ

選舉同時ナルトキハ得票數ニ依リ

得票同數ナルトキハ抽籤ニ依ル仍

第四項ノ規定ニ依リ臨時補充員ノ選舉ヲ行フベシ

委員及其ノ補充員ハ隔年之ヲ選舉

スベシ

委員ハ後任者ノ就任スルニ至ル迄

在任ス

委員ハ其ノ選舉ニ關シ第七十四條

ノ處分確定シ又ハ判決アル迄ハ其

ノ職務ヲ行フノ權利ヲ失ハズ

第十三條ノ三 選舉管理委員會ハ町

村長ノ監督ヲ承ケ法令ノ定ムル所

ニ依リ町村會議員ノ選舉其ノ他ノ

選舉ニ關スル事務ヲ管理ス

第十三條ノ四 選舉管理委員會ハ委

員中ヨリ委員長一人ヲ選舉スベシ

委員長ハ委員會ニ關スル事務ヲ總

理シ委員會ヲ代表ス

第十三條ノ五 選舉管理委員會ハ委

員長之ヲ召集ス委員二人以上ヨリ

委員會ヲ召集スベシ

第十三條ノ六 選舉管理委員會ハ委

員三人以上出席スルニ非ザレバ會

議ヲ開クコトヲ得

第三項ノ規定ニ依リ委員ノ數減少

シテ前項ノ數ヲ得ザルトキハ委員

長ハ補充員ニシテ其ノ事件ニ關係

ナキモノヲ以テ第十三條ノ二第三

項ノ順序ニ依リ臨時之ニ充ツベシ

委員ノ故障ニ因リ前項ノ數ヲ得ザ

ルトキ亦同ジ

委員長及委員ハ自己又ハ父母、祖

父母、配偶者、子孫若ハ兄弟姉妹

ノ一身上ニ關スル事件ニ付テハ其

ノ議事ニ參與スルコトヲ得ズ但シ

委員會ノ同意ヲ得タルトキハ會議

ニ出席シ發言スルコトヲ得

第十三條ノ七 選舉管理委員會ノ議

事ハ委員ノ過半數ヲ以テ決ス可否

同數ナルトキハ委員長ノ決スル所

ニ依ル

第十三條ノ八 選舉管理委員會ニ書

記ヲ置キ委員長ノ指揮ヲ承ケ委員

會ニ關スル事務ニ從事セシム

書記ハ第七十一條ノ吏員ノ中ニ就

キ町村長ノ承認ヲ得テ委員長之ヲ

定ム

第十三條ノ九 本法ニ規定スルモノ

ノ外選舉管理委員會ニ關シ必要ナ

ル事項ハ委員會之ヲ定ム

第十四條中「町村」を「選舉管理委

員會」に改める。

第十五條第一項中「選舉權ヲ有ス

ル町村公民」を「選舉權ヲ有スル者

ニシテ年齢二十五年以上ノモノ」に改

め、同條第三項中「選舉事務」を「選

舉管理委員會ノ選舉長、選舉立會人、

投票分會長及投票立會人並ニ選舉事

務」に「有給吏員」を「有給ノ吏員」に

改める。同條第四項中「職員」を「

職員」に改める。

第十六條第一項を削り、同條第二

項中「職員」を「町村會議員」に改め

る。

第十七條ノ二第一項を次のやうに

改める。

町村會議員ノ選舉ハ其ノ町村ニ於

ケル衆議院議員選舉人名簿及補充

選舉人名簿ニ依リ之ヲ行フ

第十八條第一項中「町村長」を「選

舉管理委員會」に改める。

第十八條ノ二第一項中「町村長」を

「選舉管理委員會」に改め、同條第二

項中「町村長」を「委員會」に改める。

第十八條ノ三第一項中「町村長」を

「選舉管理委員會」に改め、衆議院

議員選舉人名簿中關係部分ニ脱漏又

ハ誤載アリト認ムルトキ亦同ジ」を

削り、同條第二項中「町村長」を「委

員會」に改め、同條第三項中「町村

長」を「委員會」に、「修正シ衆議院議

員選舉人名簿中關係部分ニ脱漏アリ

トスルトキハ補充選舉人名簿ニ登錄

シ(其ノ名簿ヲ作製シ)誤載アリトス

ルトキハ衆議院議員選舉人名簿中關

係部分ニ其ノ旨ヲ表示スベシ」を「修

正スベシ」に改め、同條第五項中「町

村長」を「委員會」に、「處置」を「名簿

ノ修正」に改める。

第十八條ノ四第三項中「町村長」ヲ

「選舉管理委員會」に、「修正シ衆議

院議員選舉人名簿中關係部分ニ關シ

處置ヲ要スルトキハ町村長ハ直ニ前

條第三項ノ規定ニ準ジ處置スベシ」

を「修正スベシ」に改め、同條第四項

中「町村長」を「委員會」に改め、「又

ハ處置ヲ爲」を削り、同條第五項中

「町村長」を「委員會」に改める。

第十九條第一項中「町村長」を「選

舉管理委員會」に改め、同條第三項

者ニ該當スルヤ否「並びに第二號を削り、第三號を第二號とし、第四號を第三號とし、同條第二項中「又ハ第二十九條第五項ニ掲クル者」を削る。

第三十五條ノ二 選挙管理委員、選挙長又ハ投票分會長町村會議員ノ選挙權ヲ有セザルニ至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ

第三十六條中「町村長」を「選挙管理委員會」に改める。

第三十六條ノ二中「第九十五條ノ二」を「第九十九條」に、「第九十九條第二項」を「第九十九條」に改め、同條に次の但書を加へる。

但シ同法第九十九條中吏員トアルハ選挙管理委員、選挙長、選挙立會人、投票分會長、投票立會人、開票分會長及開票立會人ヲ含ムモノトス

第三十七條に次の但書を加へる。

但シ衆議院議員選挙法第百十二條第二項、第百十三條第二項、第百十六條、第百十七條及第百二十七條第四項中吏員トアルハ選挙管理委員、選挙長、投票分會長又ハ開票分會長ヲ含ムモノトス

第三十八條第一項を次のやうに改める。

特別ノ事情アル町村ニ於テハ町村條例ヲ以テ町村會ヲ置カズ選挙權ヲ有スル者ノ總會ヲ設クルコトヲ得

第四十七條第十一號を次のやうに改める。

十一 町村内ノ團體等ノ活動ノ綜合調整ニ關スルコト

十二 其ノ他法令ニ依リ町村會ノ權限ニ關スル事項

第四十條に次の一項を加へる。

前項ニ規定スルモノノ外町村ハ町村條例ヲ以テ町村ニ關スル事件ニ付町村會ノ議決スベキモノヲ定ムルコトヲ得

第四十二條に次の一項を加へる。

町村會ハ町村長ニ對シ町村ノ事務ニ關スル監査委員ノ監査ヲ求メ其ノ結果ノ報告ヲ請求スルコトヲ得

第四十四條第二項を削る。

第四十五條 町村會ハ議員中ヨリ議長及副議長一人ヲ選挙スベシ

議長及副議長ノ任期ハ議員ノ任期ニ依ル

議長故障アルトキハ副議長之ニ代ハリ議長及副議長共ニ故障アルトキハ臨時ニ議員中ヨリ假議長ヲ選挙スベシ

前項ノ假議長ノ選挙ニ付テハ年長ノ議員議長ノ職務ヲ代理ス年齡同ジトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第四十五條ノ二 特別ノ事情アル町村ニ於テハ前條ノ規定ニ拘ラズ町村條例ヲ以テ町村會ノ選挙ニ依ル議長及副議長ヲ置カズ町村長ヲ以テ議長ト爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ町村長故障アルトキハ其ノ代理者議長ノ職務ヲ代理ス町村長及其ノ代理者共ニ故障

アルトキハ臨時ニ議員中ヨリ假議長ヲ選挙スベシ此ノ場合ニ於テハ前條第四項ノ規定ヲ准用ス

第四十六條ノ二 町村會ハ定例會及臨時會トス

定例會ハ毎年四回以上之ヲ開クベシ

臨時會ハ必要アル場合ニ於テ其ノ事件ニ限リ之ヲ開ク

臨時會ニ付スベキ事件ハ町村長豫メ之ヲ告示スベシ

臨時會開會中急施ヲ要スル事件アルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ直ニ之ヲ其ノ會議ニ付スルコトヲ得

第四十七條第一項中「町村會招集」を「臨時會招集」に改め、同條第二項を削り、同條第三項中「及會議ノ事件」を削り、「告知」を「告示」に改め、同條第四項及び第五項を削る。

第四十九條第一項中「議事ハ」の下に「議員」を加へ、同條第二項を削る。

第五十條中「委員」を「副議長」に改める。

第五十二條 町村會ノ會議ハ之ヲ公開ス但シ議長又ハ議員三人以上ノ發議ニ依リ之ヲ閉止シ得

發議ニ依リ之ヲ閉止シ得

前項但書ノ議長又ハ議員ノ發議ハ討論ヲ用ヒズ其ノ可否ヲ決スベキ

第五十三條第二項中「第四十五條」の下に「第三項及第四項(第四十五條ノ二第一項ノ町村ニ於テハ同條第二項)」を加へる。

第五十三條ノ三を削る。

第五十七條第二項中「町村長」を「議長」に改める。

第五十八條第三項を次のやうに改める。

議長ハ會議録ノ寫ヲ添ヘ會議ノ結果ヲ町村長ニ報告スベシ但シ第四十五條ノ二第一項ノ町村ニ於ケル町村會ノ會議ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第六十條但書中「増加スルコトヲ得」を「増加シ又ハ助役ヲ置カザルコトヲ得」に改める。

第六十條ノ二 町村長ノ任期ハ四年トシ選挙ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第六十一條 町村長ハ其ノ被選挙權アル者ニ就キ選挙人ノ投票ス

町村會議員ノ選挙權ヲ有スル者ハ町村長ノ選挙權ヲ有ス

町村長ノ選挙ハ現任町村長ノ任期滿了ノ日前十五日以内ニ之ヲ行フベシ

町村長ノ退職ノ申立アリタルトキ又ハ町村長闕クルニ至リタルトキハ町村長ノ選挙ハ其ノ退職スベキ日前十五日以内又ハ其ノ闕クルニ至リタル日ヨリ十五日以内ニ之ヲ行フベシ但シ其ノ事由第六十

條ノ十五條ノ十二ニ於テ准用スル第二十九條第三項又ハ第六項ノ期限前ニ生ジタル場合ニ於テ第六十一條ノ五第一項但書ノ得票者アルトキ又ハ其ノ期限經過後ニ生ジタル場合ニ於テ第六十一條ノ五第二項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル得票者アルトキハ直ニ選挙會ヲ開キ其ノ者ノ中ニ就キ當選者ヲ定ムベシ

第六十一條ノ七第三項及第五項ノ規定ハ前項但書ノ場合ニ之ヲ准用ス

第六十一條ノ二 帝國臣民タル年齢二十五年以上ノ者ハ町村長ノ被選挙權ヲ有ス

第十二條第一項但書ノ規定ニ該當スル者ハ町村長ノ被選挙權ヲ有ス

町村會議員及町村ノ有給ノ吏員、教員其ノ他ノ職員ニシテ在職中ノモノハ其ノ町村ノ町村長ト相兼スルコトヲ得

第六十一條ノ三 町村長ノ選挙ニ關スル事務ハ町村會議員選挙管理委員會(以下本章中選挙管理委員會ト稱ス)之ヲ管理ス

第三十八條ノ町村ニ於テハ町村長選挙管理委員會ヲ置キ町村長ノ選挙ニ關スル事務ヲ管理セシム

選挙管理委員會ニ關スル規定ハ前

條ノ十五條ノ十二ニ於テ准用スル第二十九條第三項又ハ第六項ノ期限前ニ生ジタル場合ニ於テ第六十一條ノ五第一項但書ノ得票者アルトキ又ハ其ノ期限經過後ニ生ジタル場合ニ於テ第六十一條ノ五第二項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル得票者アルトキハ直ニ選挙會ヲ開キ其ノ者ノ中ニ就キ當選者ヲ定ムベシ

第六十一條ノ七第三項及第五項ノ規定ハ前項但書ノ場合ニ之ヲ准用ス

第六十一條ノ二 帝國臣民タル年齢二十五年以上ノ者ハ町村長ノ被選挙權ヲ有ス

第十二條第一項但書ノ規定ニ該當スル者ハ町村長ノ被選挙權ヲ有ス

町村會議員及町村ノ有給ノ吏員、教員其ノ他ノ職員ニシテ在職中ノモノハ其ノ町村ノ町村長ト相兼スルコトヲ得

第六十一條ノ三 町村長ノ選挙ニ關スル事務ハ町村會議員選挙管理委員會(以下本章中選挙管理委員會ト稱ス)之ヲ管理ス

第三十八條ノ町村ニ於テハ町村長選挙管理委員會ヲ置キ町村長ノ選挙ニ關スル事務ヲ管理セシム

選挙管理委員會ニ關スル規定ハ前

項ノ町村長選舉管理委員會ニ之ヲ
準用ス

町村長ノ選舉ハ町村會議員ノ選舉
ニ用フル選舉人名簿ニ依リ之ヲ行
フ

第二項ノ町村ニ於ケル町村長ノ選
舉ニ用フベキ選舉人名簿ニ關シテ
ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

選舉管理委員會ハ選舉ノ期日前十
日迄ニ選舉會場及投票ノ日時ヲ
告示スベシ投票分會ヲ設ケル場合
ニ於テハ併セテ其ノ區劃ヲ告示ス
ベシ

第六十一條ノ四 町村長候補者タラ
ントスル者ハ選舉ノ期日ノ告示ア
リタル日ヨリ選舉ノ期日前三日目
迄ニ其ノ旨ヲ選舉長ニ届出ツベシ

選舉人名簿ニ登錄セラレタル者他
人ヲ町村長候補者ト爲サントスル
トキハ前項ノ期間内ニ其ノ推薦ノ
届出ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ規定ニ依ル届出ハ選舉人
三十人以上ノ連署ヲ以テ之ヲ爲ス
ベシ

町村長候補者ハ選舉長ニ届出ヲ爲
スニ非ザレバ町村長候補者タルコ
トヲ辭スルコトヲ得ズ

第一項、第二項及前項ノ規定ニ依
ル届出アリタルトキ又ハ町村長候
補者ノ死亡シタルコトヲ知リタル
トキハ選舉長ハ直ニ其ノ旨ヲ告示
スベシ

第六十一條ノ五 町村長ノ選舉ハ有
効投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ
當選者トス但シ有効投票ノ總數ノ
四分ノ三

以上ノ得票アルコトヲ要
ス

當選者ヲ定ムルニ當リ得票ノ數同
ジキトキハ選舉長抽籤シテ之ヲ定
ム

第六十一條ノ六 第六十一條ノ四第
二項及第二項ノ規定ニ依ル届出ア
リタル町村長候補者一人ナルトキ
ハ投票ハ之ヲ行ハズ

前項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フコト
ヲ要セザルトキハ選舉長ハ直ニ其
ノ旨ヲ告示シ併セテ之ヲ選舉管理
委員會ニ報告スベシ

第一項ノ場合ニ於テハ選舉長ハ選
舉ノ期日ヨリ五日以内ニ選舉會ヲ
開キ町村長候補者ヲ以テ當選者ト
定ムベシ

前項ノ場合ニ於テ町村長候補者ノ
被選舉權ノ有無ハ選舉立會人ノ之ヲ
決定ス可否同數ナルトキハ選舉長
之ヲ決スベシ

第三項ノ場合ニ於テハ選舉長ハ豫
メ選舉會ノ場所及日時ヲ告示スベ
シ

第六十一條ノ七 當選者左ニ掲グル
事由ノ一ニ該當スル場合ニ於テ第
二項ノ規定ノ適用ヲ受ケル者ナキ
トキハ十五日以内ニ更ニ選舉ヲ行
フベシ

一 當選ヲ辭シタルトキ

二 死亡者ナルトキ

三 選舉ニ關スル犯罪ニ依リ刑ニ
處セラレ其ノ當選無効ト爲リタ
ルトキ但シ第六十一條第四項又
ハ前各號ノ事由ニ依ル選舉ノ告
示ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在
ラズ

第六十一條ノ十二ニ於テ準用
スル第三十三條ノ二ノ規定ニ依
リ當選ヲ失ヒタルトキ

第六十一條ノ十五ニ於テ準用
スル第二十七條ノ二ノ規定ニ依
リ當選ヲ失ヒタルトキ

第六十一條ノ十五ニ於テ準用
スル第三十三條ノ二ノ規定ニ依
リ當選ヲ失ヒタルトキ

メ選舉會ノ場所及日時ヲ告示スベ
シ

第六十一條ノ八 町村長ノ選舉ニ於テ第六十一
條ノ五第一項但書ノ規定ニ依リ得票者ナキト
キハ第六十一條第三項及第四項ノ規定第一項、
第六十一條ノ十第一項及第六十一條ノ十二
第一項及第三項ノ規定ニ拘ラズ第六十一條ノ
十五ニ於テ準用スル第二十九條第一項ノ規定
ニ依リ告示ノ日ヨリ五日以内ニ更ニ選舉ヲ行
フベシ此ノ場合ニ於テハ第六十一條ノ四第一
項乃至第三項ノ規定ニ拘ラズ其ノ選舉ニ於テ
有効投票ノ最多數ヲ得タル者二人(二人ヲ定
ムルニ當リ得票ノ數同ジキ者アルトキハ選舉
管理委員會抽籤シテ之ヲ定ム)ヲ以テ町村長
候補者トス

前項ノ場合ニ於テハ第六十一條ノ三第六項ノ
規定ニ拘ラズ委員會ハ選舉ノ期日前三日目迄
ニ投票ノ日時ヲ告示スベシ

第一項ノ選舉ハ第六十一條ノ五ノ規定ニ拘ラ
ズ有効投票ノ過半數ヲ得タル者ヲ以テ當選者
トス

第一項ノ町村長候補者ノ得票ノ數同ジキトキ
ハ前項ノ規定ニ拘ラズ選舉長抽籤シテ當選者
ヲ定ムベシ

第六十一條ノ九 前條第一項ノ町村長候補者死
亡シ又ハ町村長候補者タルコトヲ辭シタル爲
メ町村長候補者一人ト爲リタルトキハ投票ハ之
ヲ行ハズ

第六十一條ノ六第二項乃至第五項ノ規定ハ前
項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十一條ノ十 第六十一條ノ八第三項又ハ第
四項ノ規定第六十二條ノ七第一項ニ掲グル
事由ノ一ニ該當スル場合ニ於テ第二項ノ規定
ノ適用ヲ受ケル者ナキトキハ十五日以内ニ更
ニ選舉ヲ行フベシ

前項ノ事由ヲ生ジタル場合ニ於テ第六十一條
ノ八第四項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル得票者ア
ルトキハ直ニ選舉會ヲ開キ其ノ旨ヲ當選者ト
シ

第六十一條ノ十二ニ於テ準用
スル第三十三條ノ二ノ規定ニ依
リ當選ヲ失ヒタルトキ

第六十一條ノ十二ニ於テ準用
スル第三十三條ノ二ノ規定ニ依
リ當選ヲ失ヒタルトキ

定ムベシ

前項ノ場合ニ於テ第六十一條ノ八第四項ノ規
定ノ適用ヲ受ケタル得票者選舉ノ期日後ニ於
テ被選舉權ヲ有セザルニ至リタルトキハ之ヲ
當選者ト定ムルコトヲ得ズ

第六十一條ノ十二ニ於テ準用
スル第三十三條ノ二ノ規定ニ依
リ當選ヲ失ヒタルトキ

異議申立期間、異議ノ決定若ハ訴訟ノ裁決確定セザル間又ハ訴訟ノ繫屬スル間之ヲ行フコトヲ得ズ
町村長ハ選挙又ハ當選ニ關スル決定若ハ裁決確定シ又ハ判決アル迄ハ其ノ職ヲ失ハズ

第六十一條ノ十一 町村長ノ選挙ハ町村會議員ノ選挙ノ期日ノ告示アリタルトキハ其ノ選挙ノ期日ノ經過スルニ至ル迄ノ間之ヲ行フコトヲ得ズ
町村長ノ選挙ヲ行フベキ事由ヲ生ジタル場合ニ於テ議員ノ選挙ヲ行フベキ事由ヲ生ジタルトキハ第三十四條ノ三第二項ノ例ニ依ル

第六十條ノ十二 第十四條、第十五條第二項及第三項、第十九條第二項及第三項、第二十條乃至第二十二條ノ四、第二十四條乃至第二十四條ノ四、第二十五條第一號乃至第七號、第二十六條、第二十七條ノ二、第二十八條、第二十九條ノ一、第三十條第一項乃至第五項、第三十三條ノ二、第三十五條ノ二、第三十六條ノ一、第三十七條ノ規定ハ町村長ノ選挙ニ之ヲ準用ス但シ

○第六十一條ノ八第一項ノ選挙ヲ行ハル場合ニ於テハ(選挙ノ日、告示ノ日又ハ報告ヲ受ケタル日)トシテ第六十一條ノ八第一項ノ選挙ニ關スル此ノ十一、第十二、第十三、第十四、第十五、第十六、第十七、第十八、第十九、第二十、第二十一、第二十二、第二十三、第二十四、第二十五、第二十六、第二十七、第二十八、第二十九、第三十、第三十一、第三十二、第三十三、第三十四、第三十五、第三十六、第三十七、第三十八、第三十九、第四十、第四十一、第四十二、第四十三、第四十四、第四十五、第四十六、第四十七、第四十八、第四十九、第五十、第五十一、第五十二、第五十三、第五十四、第五十五、第五十六、第五十七、第五十八、第五十九、第六十、第六十一、第六十二、第六十三、第六十四、第六十五、第六十六、第六十七、第六十八、第六十九、第七十、第七十一、第七十二、第七十三、第七十四、第七十五、第七十六、第七十七、第七十八、第七十九、第八十、第八十一、第八十二、第八十三、第八十四、第八十五、第八十六、第八十七、第八十八、第八十九、第九十、第九十一、第九十二、第九十三、第九十四、第九十五、第九十六、第九十七、第九十八、第九十九、第一百條ノ規定ニ在ラズ

○第六十一條ノ八第一項ノ選挙ヲ行ハル場合ニ於テハ(選挙ノ日、告示ノ日又ハ報告ヲ受ケタル日)トシテ第六十一條ノ八第一項ノ選挙ニ關スル此ノ十一、第十二、第十三、第十四、第十五、第十六、第十七、第十八、第十九、第二十、第二十一、第二十二、第二十三、第二十四、第二十五、第二十六、第二十七、第二十八、第二十九、第三十、第三十一、第三十二、第三十三、第三十四、第三十五、第三十六、第三十七、第三十八、第三十九、第四十、第四十一、第四十二、第四十三、第四十四、第四十五、第四十六、第四十七、第四十八、第四十九、第五十、第五十一、第五十二、第五十三、第五十四、第五十五、第五十六、第五十七、第五十八、第五十九、第六十、第六十一、第六十二、第六十三、第六十四、第六十五、第六十六、第六十七、第六十八、第六十九、第七十、第七十一、第七十二、第七十三、第七十四、第七十五、第七十六、第七十七、第七十八、第七十九、第八十、第八十一、第八十二、第八十三、第八十四、第八十五、第八十六、第八十七、第八十八、第八十九、第九十、第九十一、第九十二、第九十三、第九十四、第九十五、第九十六、第九十七、第九十八、第九十九、第一百條ノ規定ニ在ラズ

第六十二條 町村長ハ其ノ退職セントスル日前二十日自迄ニ申立ツルニ非ザレバ任期中退職スルコトヲ得ズ但シ町村會議員ノ承認ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラズ
第六十三條 助役ハ町村會議員ノ同意ヲ得テ町村長之ヲ選任ス
助役ノ任期ハ四年トス但シ町村長ハ任期中退職ニ助役ヲ解職スルコトヲ妨グズ

町村長ノ職務ヲ代理スル助役ハ其ノ退職セントスル日前二十日自迄ニ申立ツルニ非ザレバ任期中退職スルコトヲ得ズ但シ町村會議員ノ承認ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラズ
前項ニ規定スルモノノ外助役ハ其ノ退職セントスル日前二十日自迄ニ町村長ニ申出ツルニ非ザレバ任期中退職スルコトヲ得ズ但シ町村長ノ承認ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第六十四條 町村ハ町村條例ヲ以テ監査委員ヲ置クコトヲ得
監査委員ハ町村吏員トシ其ノ定數ハ二人トス
監査委員ノ任期ハ二年トス
町村會議員ノ中ヨリ選任セラレタル監査委員ノ任期ハ前項ノ規定ニ拘ラズ議員ノ任期ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ後任者ノ選任セザルルニ至ル迄ノ間其ノ職務ヲ行フコトヲ妨グズ
監査委員ハ町村長町村會議員ノ同意ヲ得テ町村會議員及學識經驗アル者ノ中ヨリ各一人ヲ選任スベシ
本法ニ規定スルモノノ外監査委員ニ關シ必要ナル事項ハ第一項ノ町村條例ヲ以テ之ヲ定ム

第六十四條ノ二 町村長、助役監査委員ハ在職ノ間其ノ町村ノ町村民トス
第六十五條中「及助役ハ第十五條第二項又ハ第四項ニ掲ケタル職ト兼ヌルコトヲ得ヌ」と、助役及監査委員ハ」に改め同條に次の二項を加へる。
助役及監査委員ハ第十五條第二項又ハ第四項ニ掲ケタル職ト相兼ヌルコトヲ得ズ

第六十六條 削除
第六十七條第二項を次のやうに改める。
収入役及副収入役ノ任期ハ四年トス

同條第四項中「第六十三條第九項、第六十五條及前條第二項」を「第六十四條ノ二及第六十五條」に改め、同條第五項中「又ハ助役」を「助役又ハ監査委員」に、「父子兄弟」を「親子、夫婦又ハ兄弟姉妹」に改め、同條第六項を次のやうに改める。

特別ノ事情アル町村ニ於テハ第一項ノ規定ニ拘ラズ町村條例ヲ以テ収入役ヲ置カズ町村長又ハ助役ヲシテ其ノ事務ヲ兼掌セシムルコトヲ得
第六十八條を削る。
第六十八條ノ二第二項を削り、同條を第六十八條とする。
町村ハ町村條例ヲ以テ委員ヲ置クコトヲ得
同條第三項中「町村條例」を「前項ノ町村條例」に改め、「學識經驗アル者」ノ中ヨリ「町村會議員ノ同意ヲ得テ」を附シ、同條第四項中前項」を「第一項」に改め、同條を第六十八條とする。
○第一項中「委員」を「常設又臨時ノ委員」に改め、同條第二項を削り、同條第三項中「町村民」を「町村長」に改める。
委員ハ町村會議員ノ同意ヲ得テ町村長ヲ選任ス
第七十條第一項を次のやうに改める。
町村長、助役、監査委員、収入役若ハ副収入役又ハ參與第十二條第一項但書ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ
第七十一條第一項中「有給」を削る。
第七十二條ノ二を第七十二條ノ三とし、第七十二條ノ三を第七十二條ノ四とする。
第七十二條ノ二 町村會議員ノ選挙權ヲ有スル者(第三十八條ノ町村ニ於テハ町村長ノ選挙權ヲ有スル

者以下之ニ同ジ)ノ總數ノ五十分ノ一(其ノ數百ヲ超ユルトキハ百以下之ニ同ジ)以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ町村長ニ對シ町村條例又ハ町村會議員ノ議決ヲ經ベキ町村規則ノ制定ノ請求アリタルトキハ町村長ハ二十日以内ニ町村會議員ヲ召集シ意見ヲ附シテ之ニ原案ヲ付議スベシ
前項ノ場合ニ於テハ町村長ハ原案ノ趣旨ニ反セズト認ムル範圍内ニ於テ之ヲ修正シ○町村會議員ニ付議スルコトヲ得
町村長ハ町村會議員ノ要求アルトキハ第一項ノ代表者又ハ其ノ代理者ヲシテ會議ニ出席シ原案ノ説明ヲ爲サシムルコトヲ得
第一項ノ町村會議員ノ選挙權ヲ有スル者トハ町村會議員ノ選挙ニ用フル選挙人名簿(第三十八條ノ町村ニ於テハ町村長ノ選挙ニ用フル選挙人名簿)確定ノ日ニ於テ之ニ登錄セラレタル者トス
第一項ノ町村會議員ノ選挙權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一ノ數ハ前項ノ選挙人名簿確定後直ニ町村長ニ於テ之ヲ告示スベシ
第一項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十二條ノ三 第七十二條ノ四とする。
第七十三條ノ三 町村長ハ町村内ノ團體等活動ノ綜合調整ヲ圖ル爲メニ指導監督ス町村長ハ町村内ノ團體等ノ監督上必要アル場合ニ於テハ當該團體等ヲシテ事務ノ報告ヲ爲

第七十三條ノ三 町村長ハ町村内ノ團體等活動ノ綜合調整ヲ圖ル爲メニ指導監督ス町村長ハ町村内ノ團體等ノ監督上必要アル場合ニ於テハ當該團體等ヲシテ事務ノ報告ヲ爲

第七十三條ノ三 町村長ハ町村内ノ團體等活動ノ綜合調整ヲ圖ル爲メニ指導監督ス町村長ハ町村内ノ團體等ノ監督上必要アル場合ニ於テハ當該團體等ヲシテ事務ノ報告ヲ爲

サシメ書類帳簿ヲ徴シ及實地ニ就キ事務ヲ觀
察スルコトヲ得

町村長ハ町村内ノ團體等ノ監督上必要ナル命
令ヲ發シ若ハ處分ヲ爲シ又ハ懲戒團體等ノ監
督官廳ノ措置ヲ申請スルコトヲ得

町村内ノ團體等ノ監督官廳ハ町村長ノ命令又
ハ處分ヲ取消スルコトヲ得

第七十三條中「十圓」を「百圓」に改
める。

第七十四條第一項但書を削り、同條第四項中
「第一項若ハ」を削る。

第七十四條ノ第一項但書を削り、同條第四
項中「前三項」を「前二項」に改める。

第七十四條ノ三 町村會ニ於テ町村
長不信任ノ議決ヲ爲シタルトキハ
町村長ハ内務大臣ニ對シ町村會
ノ請求スルコトヲ得

町村會解散ノ場合ニ於テハ二月以内ニ議員ヲ
選舉スベシ

町村會ニ於テ町村長不信任ノ議決ヲ爲シタル
トキハ町村長ハ初テ召集セラルル町村
會ニ於テ再ビ町村長不信任ノ議決
ヲ爲シタルトキハ町村長ハ退職ス
ルコトヲ要ス

第二項ノ議決ニ付テハ議員數ノ三
分ノ二以上出席シ其ノ三分ノ二以
上ノ同意アルコトヲ要ス

第七十五條第四項及第七十六條第一項中
「報告スベシ」を「報告シ其ノ承認ヲ求ムベシ」
に改める。

第七十八條第一項中「又ハ區長」を
削る。

第七十九條に次の一項を加へる。
第六十條但書ノ規定ニ依リ助役ヲ
置カザル町村ニ於テハ町村長故障
アルトキハ第七十一條ノ吏員中町

町村長ノ定メタル者之ヲ代理ス

第七十九條ノ二 監査委員ハ町村長
ノ監督ヲ承ケ町村ノ經營ニ係ル事
業ノ管理、町村ノ出納其ノ他町村
ノ事務ノ執行ヲ監査ス

町村長ハ監査委員ヲシテ毎會計年
度少クトモ一回以上期日ヲ定メテ
前項ノ規定ニ依リ監査ヲ爲サシム
ベシ

町村會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ
總數ノ五十分ノ一以上ノ者ノ連署
ヲ以テ其ニ代表者ヨリ町村長ニ對
シ第一項ニ規定スル事項ニ關シ
監査委員ノ監査ノ請求アリタルト
キハ町村長ハ其ノ請求ニ係ル事項
ニ付監査委員ヲシテ監査ヲ爲サシ
ムベシ

町村長ハ監督官廳ノ命令アルト
キ、第四十二條第二項ノ規定ニ依
ル町村會ノ要求アルトキ其ノ他必
要アリト認ムルトキハ臨時ニ監査
委員ヲシテ第一項ノ規定ニ依ル監
査ヲ爲サシムベシ

町村長ハ監査委員ヲシテ監査ノ結
果ヲ町村會ニ報告スベシ

監査委員ヲ置カザル町村ニ於テ第
三項ノ代表者ヨリ町村長ニ對シ第
一項ニ規定スル事項ノ監査ノ請求
アリタルトキハ町村長ハ自ら其ノ
請求ニ係ル事項ヲ監査シ其ノ結果
ヲ町村會ニ報告スベシ

町村長ハ監査ノ結果ヲ町村住民ニ
公表スベシ

第七十二條ノ二第四項ノ規定ハ第
三項ノ町村會議員ノ選舉權ヲ有ス
ル者ニ、同條第五項ノ規定ハ第三
項ノ町村會議員ノ選舉權ヲ有スル
者ノ總數ノ五十分ノ一ノ數ニ之ヲ
適用ス

第三項ノ場合ニ於テ必要ナル事項
ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第八十條第一項中「及第七十七條」
を「並ニ第十三條ノ三及第七十七條」
に改める。

第八十一條を削る。

第八十一條ノ二を第八十一條とす

第八十四條 町村會議員、町村會議
員選舉管理委員、町村會議員ノ中
ヨリ選任セラレタル監査委員、參
與、委員○並ニ町内會部落會及其
ノ聯合會ノ長ニハ報酬ヲ給スルコ
トヲ得

町村會議員、町村會議員選舉管理
委員、町村會議員ノ中ヨリ選任セ
ラレタル監査委員、參與、委員、
選舉長、選舉立會人、投票分會
長、投票立會人、區會議員並ニ町
内會部落會及其ノ聯合會ノ長ハ
職務ノ爲要スル費用ノ辨償ヲ受ク
ルコトヲ得

報酬額及費用辨償額並ニ其ノ支給
方法ハ町村條例ヲ以テ之ヲ規定ス

第八十五條 町村長、助役其ノ他ノ
前條ニ規定スル吏員以外ノ吏員
○或ニ町村會議員選舉管理委員及町村會
ノ書記
○ニハ給料及旅費ヲ給ス

給料額及旅費額並ニ其ノ支給方法
ハ町村規則ヲ以テ之ヲ規定スベシ

前項ノ町村規則ヲ設ケ又ハ改廢セ
ントスルトキハ町村會ノ議決ヲ經
ベシ

第八十六條中「有給吏員」を「前條
第一項ノ吏員」に改める。

第八十七條第二項を次のやうに改
める。

前項ノ規定ニ依ル異議ノ申立アリ
タルトキハ町村長ハ町村會ニ諮リ
テ之ヲ決定スベシ

町村會ハ前項ノ規定ニ依ル諮問ア
リタル日ヨリ二十日以内ニ意見ヲ
答申スベシ

關係者第二項ノ規定ニ依ル町村長
ノ決定ニ不服アルトキハ府縣知事
ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキ
ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第四百四條第一項但書を削り、同條
第五項中「急迫ノ場合」の下に「其ノ
他特別ノ事情アル場合」を加へる。

第九十九條第三項中「二十圓」を「二
百圓」に改める。

第一百十條第三項を次のやうに改め
る。

前二項ノ規定ニ依ル異議ノ申立ア
リタルトキハ町村長ハ町村會ニ諮
リテ之ヲ決定スベシ

町村會ハ前項ノ規定ニ依ル諮問ア
リタル日ヨリ二十日以内ニ意見ヲ
答申スベシ

第三項ノ規定ニ依ル町村長ノ決定
ヲ受ケタル者其ノ決定ニ不服アル
トキハ府縣知事ニ訴願シ其ノ裁決
ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出
訴スルコトヲ得

第二百一十一條第二項を次のやうに
改める。

檢査ハ町村長監査委員ヲシテ之ヲ
爲サシム(監査委員ヲ置カザル町
村ニ於テハ町村長自ら之ヲ爲シ)

臨時檢査ニハ町村會ニ於テ選舉シ
タル議員二人以上ノ立會ヲ要ス

監査委員ハ監査ノ結果ヲ町村長及町村會ニ報
告スベシ

第二百二十二條第二項中「之ヲ審査
シ」を「監査委員ヲシテ之ヲ審査セシ
ム」に改める

メ(監査委員ヲ置カザル町村ニ於テ
ハ自ら之ヲ審査シ)其ノ「之」ヲ
町村會ニ「町村會」に改め、同條第
三項但書を次のやうに改める。

但シ監査委員ヲ置カザル町村ニ於
テ町村長收入役ノ事務ヲ兼掌シタ
ルトキハ直ニ町村會ノ認定ニ付ス
ベシ

同條第五項中「決算」を「第四十五
條ノ二第一項ノ町村ニ於ケル決算」
に改める。

第二百二十二條ノ二 町村長ハ町村會
ノ指定シタル町村ノ經營ニ係ル事

業ニ付其ノ經營狀況ヲ明ナラシムル爲定期ニ貸借對照表其ノ他必要ナル書類ヲ作製シ 監査委員ヲシテ之ヲ審査セシメ其ノ意見ヲ附シテ次ノ町村會ニ提出スベシ

前項ノ規定中監査委員ノ審査ニ關スル部分ハ監査委員ヲ置カザル町村ニ於テハ之ヲ適用セズ

第百二十五條中「意見ヲ徴シ」を「議決ヲ經」に改める。

第百二十六條第一項中「區會議員ハ町村ノ名譽職トス其ノ定數」を「區會議員ノ定數」に、一及被選舉權を「被選舉權及選舉人名簿」に改める。

第百三十條第三項及び百三十一條第三項中「意見ヲ徴シ」を「議決ヲ經」に改める。

第百三十二條に次の三項を加へる。

前項但書ノ組合ニ於テハ第百三十六條ニ於テ適用スル第六十一條ノ第三項ノ規定ニ拘ラズ組合管理
者選舉管理委員會ヲ置キ組合管理
者ノ選舉ニ關スル事務ヲ管理セシ
メ
町村會議員選舉管理委員會ニ關スル規定ハ前項ノ組合管理者選舉管理委員會ニ之ヲ適用ス
第二項但書ノ組合ニ於テハ第十三條乃至第十三條ノ九ノ規定ニ拘ラズ組合内各町村ノ町村會議員選舉

ニ關スル事務ハ第三項ノ組合管理
者選舉管理委員會ニ之ヲ管理ス
第百三十三條第二項及び第百三十四條第二項中「意見ヲ徴シ」を「議決ヲ經」に改める。
第百三十五條第三項を次のやうに改める。

前項ノ異議ノ申立アリタルトキハ組合ノ管理者ハ組合會ニ諮リテ之ヲ決定スベシ
組合會ハ前項ノ規定ニ依ル諮問アリタル日ヨリ二十日以内ニ意見ヲ答申スベシ

第三項ノ規定ニ依ル組合ノ管理者ノ決定ニ不服アリ町村ハ府縣知事ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第百四十二條第一項を次のやうに改める。

○第百四十二條
○町村會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五分ノ一ハ其ノ數千ヲ超ユルトキハ千以下ノ同シト以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ
○町村會議員選舉管理委員會ノ請求アリタルトキ 第七十四條ノ三
○第一項ノ規定ニ依ル町村會議員ノ選舉ニ關スル事務ハ其ノ特別ノ事情アルトキハ内務大臣ハ町村會ノ解散ヲ命スルコトヲ得
第七十四條ノ三第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用ス
同條に次の二項を加へる。

第七十二條ノ二第四項ノ規定ハ第一項ノ町村會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ、同條第五項ノ規定ハ第一項ノ町村會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五分ノ一ノ數ニ之ヲ準用ス

第一項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第百四十五條 町村會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五分ノ一以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ

町村會議員選舉管理委員會ノ解散ノ請求アリタルトキハ府縣知事ハ關係ノ町村會議員ノ選舉ニ付スル事務ヲ出頭ヲ求メテ之ヲ審査シ其ノ理由アリト認ムルトキハ之ヲ解散スベシ

○第百四十五條
○町村會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ三分ノ一以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ
○府縣知事ハ關係ノ町村會議員ノ選舉ニ付スル事務ヲ出頭ヲ求メテ之ヲ審査シ其ノ理由アリト認ムルトキハ之ヲ解散スベシ

○第一項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
○第百四十五條 町村會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五分ノ一以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ
○府縣知事ハ關係ノ町村會議員ノ選舉ニ付スル事務ヲ出頭ヲ求メテ之ヲ審査シ其ノ理由アリト認ムルトキハ之ヲ解散スベシ
○第一項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
○第百四十五條 町村會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五分ノ一以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ
○府縣知事ハ關係ノ町村會議員ノ選舉ニ付スル事務ヲ出頭ヲ求メテ之ヲ審査シ其ノ理由アリト認ムルトキハ之ヲ解散スベシ

前項ノ町村會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ、同條第五項ノ規定ハ第一項ノ町村會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五分ノ一ノ數ニ之ヲ準用ス

第百五十條第五項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ 職ヲ行ハントスル場合ニ、同條第六項ノ規定ハ

第三項ノ規定ニ依リ 職ヲ行ハントスル者ニ之ヲ準用ス

第一項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第百四十七條但書中「第一號及第七號ニ掲グル事件ニシテ」を削り、同條中第二號乃至第六號を削り、第七號を第二號とする。

第百四十九條中「輕易ナル事件ニ限り許可」を「輕易ナル事件ニ限り報告ヲ以テ許可ニ代ヘ若ハ許可」に改める。

第百五十條第一項中「助役」を「助役、監査委員」に、「區長、區長代理者及第七十一條ノ吏員」を「第七十一條ノ吏員及町村會議員選舉管理委員會」に、「五十四條」を「五十四條」に改め、同條第二項中「府縣高等官」を「府縣ノ二級以上ノ官吏」に改め、「名譽職」を削り、同條第三項中「府縣制」を「道府縣制」に改め、「名譽職」を削り、同條第五項中「收入役及副收入役」を「監査委員、收入役、副收入役、及町村會議員選

○及町村會議員選舉管理委員會ノ管理委員○」に改め、
第百五十一條第一項中「町村吏員」の下に「及町村會議員選舉管理委員會○」を加へ、同條第二項中「二十五圓」を「二百五十圓」に改める。
第百五十三條ノ二中「有給吏員」を「町村吏員」に改める。
第百五十六條ノ三中「北海道及を削り、同條を第百五十六條ノ四とする。

第百五十六條ノ二 本法中府縣、市縣知事若ハ知事、府縣參事會トアルハ各道、道廳長官、道參事會又ハ道參事會員ヲ含ムモノトス

附則
この法律中公民權に關する規定
名譽職に關する規定を含む。以下これに同じ。及び議員の選舉に關する規定ハ附則第八項及び第九項の規定を除く。ハ、次の議員の總數(町村制第三十八條ノ町村)においては、この法律により初めて行ふ一條ノ吏員及町村會議員選舉管理委員會」に、「五十四條」を「五十四條」に改め、同條第二項中「府縣高等官」を「府縣ノ二級以上ノ官吏」に改め、「名譽職」を削り、同條第三項中「府縣制」を「道府縣制」に改め、「名譽職」を削り、同條第五項中「收入役及副收入役」を「監査委員、收入役、副收入役、及町村會議員選

この法律により町村長を選舉する
場合において、この法律中公民權に關する規定及び議員の選舉に關する規定がまだ施行されてゐないときは、その規定は、この法律中町村長

の選挙に關する規定の適用については、既に施行されたものとみなす。

この法律により町村長を選挙する場合において、昭和二十一年の東京都制の一部を改正する法律中公民権及び町村會議員の選挙に關する規定がまだ施行されてゐない町村においては、その規定は、この法律中町村長の選挙に關する規定の適用については、既に施行されたものとみなす。

前二項の場合において必要な選挙人名簿に關しては、命令で特別の規定を設けることができる。

昭和二十年勅令第五百三十七號(衆議院議員選挙法第十二條の特例の件)の適用を受ける衆議院議員選挙人名簿を用ひて町村會議員の選挙を行ふ場合においては、第十七條ノ二第一項の改正規定の適用については、その名簿中名簿調製期日において町村會議員の選挙権を有する者に關する部分(これを衆議院議員選挙人名簿中關係部分といふ)を衆議院議員選挙人名簿とみなす。この場合における衆議院議員選挙人名簿中關係部分に關しては、第十八條ノ三第一項乃至第三項及び第五項並びに第十八條ノ四第三項及び第四項の改正規定にかかはらず、なほ、従前の規定による。但し「町村長」とあるのは、「町村會議員選挙管理委員会」と讀み替へるものとする。

第六十條ノ二乃至第六十一條ノ十

又は第六十三條の改正規定施行の際現在に在職する町村長又は助役は、これらの規定により選挙又は選任された町村長又は助役が就任するまでの間は、これらの規定の施行によつては、その職を失はない。

現任町村會議員(全部事務のため)に設ける町村組合の組合會議員を含む)は、その任期満了後も、この法律により初めて行はれる議員の選挙の期日までの間は、なほ、その職にあるものとする。

戸籍法の適用を受けない者の町村會議員の選挙権及び被選挙権(この法律中公民権に關する規定及び議員

〔別紙〕

府縣制の一部を改正する法律案

府縣制

第一章 總則

第二章 府縣行政

第三章 府縣の官吏及吏員

第四章 府縣の組織及任免

道府縣制

第一條を第一條ノ二とし、同條の前に次のやうに加へる。

の選挙に關する規定の施行前においては、これらの者の公民権)並びに町村長の被選挙権は、當分の間、これを停止する。

前項の者は、これを選挙人名簿に登録することができない。
この法律の施行に關し必要な規定は、勅令でこれを定める。

報告書

一 府縣制の一部を改正する法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ別紙ノ通り修正スベキモノト決議シタ因ツテコニ報告スル

昭和二十一年八月三十日
委員長 中島 守利
衆議院議長山崎 猛殿

(小字及び一は委員會修正)

第一款 通則

第一條 本法中府縣、府縣住民、府縣條例、府縣規則、府縣會、府縣會議員、府縣會議員選挙管理委員會、府縣會議員選挙管理委員、府縣參事會、府縣參事會會員、府縣知事、府縣吏員、府縣出納吏、府縣廳、府縣稅、府縣債、府縣費、府縣組合又ハ府縣行政トアルハ各

道、道住民、道條例、道規則、道會、道會議員、道會議員選挙管理委員會、道會議員選挙管理委員、道參事會、道參事會會員、道廳長官、道吏員、道出納吏、道廳、道稅、道債、道費、道府縣組合又ハ道行政ヲ含ムモノトス

第二條 府縣及其ノ區域

第三條ノ二を第三條ノ六とし、同條の前に次のやうに加へる。
第三條 府縣住民及其ノ權利義務

第三條ノ二 府縣内ニ住所ヲ有スル者ハ其ノ府縣住民トス
府縣住民ハ本法ニ從ヒ府縣ノ財産及營造物ヲ共用スル權利ヲ有シ府縣ノ負擔ヲ分任スル義務ヲ負フ

第三條ノ三 府縣内ノ市町村民ハ本法ニ從ヒ府縣ノ選挙ニ參與スル權利ヲ有ス

第三條ノ四 府縣内ノ市町村民ハ本法ニ從ヒ府縣條例又ハ府縣規則ノ制定ヲ請求スル權利ヲ有ス
府縣内ノ市町村民ハ本法ニ從ヒ府

縣ノ事務ノ監査ヲ請求スル權利ヲ有ス

第三條ノ五 府縣内ノ市町村民ハ本法ニ從ヒ府縣會ノ解散ヲ請求スル權利ヲ有ス

府縣内ノ市町村民ハ本法ニ從ヒ府縣知事、監査委員、府縣會議員又ハ府縣會議員選挙管理委員ノ解職(府縣知事ニ付テハ「後官」ヲ請求スル權利ヲ有ス

第四條 府縣條例及府縣規則

同條第四項の次に次の一項を加へる。
選挙人ハ住所ニ依リ所屬ノ選挙區ヲ定ム第七十四條ノ二十一ノ規定ニ依リ選挙權ヲ有スル者ニシテ府縣内ニ住所ヲ有セザルモノニ付テハ府縣會議員選挙管理委員會ハ本人ノ申出ニ依リ、其ノ申出ナキト

キハ職權ニ依リ其ノ選挙區ヲ定ム

同條第五項中「前二項を」第三項及第四項に改める。

第六條第一項乃至第三項を次のやうに改める。
府縣内ノ市町村會議員ノ選挙權ヲ

有スル者ハ府縣會議員ノ選舉權ヲ有ス

府縣内ノ市町村會議員ノ被選舉權ヲ有スル者ハ府縣會議員ノ被選舉權ヲ有ス

同條第五項中「選舉事務」を「府縣會議員選舉管理委員、市町村會議員選舉管理委員（町村制第三十八條ノ町村ニ於テハ町村長選舉管理委員以下ノ之ニ同シ）〇投票管理者、投票立及市町村會議員選舉管理委員（町村制第三十八條ノ町村ニ於テハ町村長選舉管理委員、開票立會人、選舉長及選舉立會人並ニ選舉事務）」に改め、同條第六項を削り、同條第八項中「衆議院議員」を「帝國議會ノ議員」に改める。

第七條第二項を削り、同條第二項中「議員」を「府縣會議員」に改める。

第八條第二項中〇「府縣知事」の下ニ「府縣會議員」を加へる。

第九條第一項中「市町村會議員選舉ニ用フル選舉人名簿」の下に「町村制第三十八條ノ町村ニ於テハ町村長ノ選舉ニ用フル選舉人名簿」を加へ、同條第二項を削る。

第十條 府縣ニ府縣會議員選舉管理委員會（以下本章中選舉管理委員會ト稱ス）ヲ置ク

選舉管理委員會ハ府縣會議員選舉管理委員（以下本章中選舉管理委員ト稱ス）六人ヲ以テ之ヲ組織ス

第十一條 選舉管理委員ハ府縣會ニ

於テ府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ選舉スベシ

府縣會ハ委員ト同數ノ補充員ヲ選舉スベシ

委員中副員アルトキハ選舉管理委員會ノ委員長ハ補充員ノ中ニ就キ之ヲ補充ス其ノ順序ハ選舉ノ時ヲ異ニスルトキハ選舉ノ前後ニ依リ選舉同時ナルトキハ得票數ニ依リ得票尙數ナルトキハ抽籤ニ依リ副員アル場合ニ於テハ臨時補充員ヲ行フベシ

委員及其ノ補充員ハ隔年之ヲ選舉スベシ

委員ハ後任者ノ就任スルニ至ル迄在任ス

委員ハ其ノ選舉ニ關スル第八十二條第一項若ハ第二項ノ處分確定シ又ハ判決アル迄ハ其ノ職務ヲ行フノ權ヲ失ハズ

第十二條 選舉管理委員會ハ府縣知事ノ監督ヲ承ケ法令ノ定ムル所ニ依リ府縣會議員ノ選舉其ノ他ノ選舉ニ關スル事務ヲ管理ス

委員會ハ府縣會議員ノ選舉ニ關スル事務ニ付テハ市町村會議員選舉管理委員會（町村制第三十八條ノ町村ニ於テハ町村長選舉管理委員會以下ノ之ニ同シ）ヲ指揮監督ス

第十二條ノ二 選舉管理委員會ハ委員中ヨリ委員長一人ヲ選舉スベシ委員長ハ委員會ニ關スル事務ヲ總理シ委員會ヲ代表ス

第十二條ノ三 選舉管理委員會ハ委員長之ヲ招集ス委員三人以上ヨリ委員會招集ノ請求アルトキハ委員長ハ之ヲ招集スベシ

第十二條ノ四 選舉管理委員會ハ委員三人以上出席スルニ非ザレバ會議ヲ開クコトヲ得ズ

第三項ノ規定ニ依リ委員ノ數減少シテ前項ノ數ヲ得ザルトキハ委員長ハ補充員ニシテ其ノ事件ニ關係ナキモノヲ以テ第十一條第三項ノ順序ニ依リ臨時之ニ充ツベシ委員ノ故障ニ因リ前項ノ數ヲ得ザルトキ亦同ジ

委員長及委員ハ自己又ハ父母、祖父母、配偶者、子孫若ハ兄弟姉妹ノ一身上ニ關スル事件ニ付テハ其ノ議事ニ參與スルコトヲ得ズ但シ委員會ノ同意ヲ得タルトキハ會議ニ出席シ發言スルコトヲ得

第十二條ノ五 選舉管理委員會ノ議事ハ委員ノ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ委員長ノ決スル所ニ依ル

第十二條ノ六 選舉管理委員會ニ書記ヲ置キ委員長ノ指揮ヲ承ケ委員會ニ關スル事務ニ從事セシム

書記ハ府縣ノ官吏又ハ第七十七條ノ二ノ吏員ノ中ニ就キ府縣知事ノ承認ヲ得テ委員長之ヲ定ム

第十二條ノ七 本法ニ規定スルモノノ外選舉管理委員會ニ關シ必要ナル事項ハ委員會之ヲ定ム

第十三條第一項中「府縣知事」を「選舉管理委員會」に改め、同條第二項を次のやうに改める。

天災其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ投票ヲ行フコトヲ得ザルトキ又ハ更ニ投票ヲ行フノ必要アルトキハ投票管理者ハ選舉長ヲ經テ委員會ニ其ノ旨ヲ届出ヅベシ此ノ場合ニ於テハ委員會ハ更ニ期日ヲ定メ投票ヲ行ハシムベシ但シ其ノ期日ハ少クとも五日前ニ之ヲ告示セシムベシ

第十三條ノ二第二項中「爲サムトスルトキハ」の下ニ「本人ノ承諾ヲ得テ」を加へ、同條第三項の次に次の一項を加へる。

一ノ選舉區ニ於テ議員候補者ト爲リタル者ハ他ノ選舉區ニ於テ議員候補者ト爲ラザル爲シ又ハ其ノ推薦届出ヲ承諾スルコトヲ得ズ、同條第五項中「前項」を「第一項乃至第三項及前項」に改める。

第十四條 投票管理者ハ府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ中ニ就キ市町村會議員選舉管理委員會ノ選任シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

投票管理者ハ投票ニ關スル事務ヲ擔任ス

第十五條第四項中「府縣知事」を「選舉管理委員會」に改め、「ヲ設ケ又ハ數町村ノ區域ヲ合セテ」投票區」を削る。

第十六條第一項を次のやうに改める。

市町村會議員選舉管理委員會ハ各

投票區ニ於ケル選舉人名簿ニ登錄セラレタル者ノ中ヨリ本人ノ承諾ヲ得テ四人乃至六人ノ投票立會人ヲ選任スベシ

同條第二項中「投票立會人三人」ニ達セサルトキ若ハ之ヲ「投票立會人」に改め、同條第三項を削る。

第十八條第九項中「府縣知事」を「選舉管理委員會」に改める。

第十八條ノ二第二項の次に次の一項を加へる。

第七十四條ノ二十一ノ規定ニ依リ選舉權ヲ有スル者ハ第一項及前條第三項ノ規定ニ拘ラズ選舉ノ當日投票時間内ニ自ら投票所ニ到リ其ノ旨ヲ證スベキ書面ヲ提示シテ投票ヲ爲スコトヲ得

同條第三項中「公民權」を「市町村會議員ノ選舉權」に改める。

第十九條第一項を次のやうに改める。

投票ノ拒否ハ投票立會人之ヲ決定ス可否同數ナルトキハ投票管理者之ヲ決スベシ

同條第四項中「投票立會人」を「投票管理者又ハ投票立會人」に改める。

第十九條ノ二中「但書」の下に「及第三項」を加へる。

第二十一條 投票管理者タル者開票

管理者タル場合ヲ除クノ外投票管
理者ハ其ノ指定シタル投票立會人
ト共ニ投票ノ當日投票函、投票録
及選舉人名簿ヲ開票管理者ニ送致
スベシ
第二十二條中「府縣知事」を「選舉
管理委員會」に、「選舉會」を「開票」に
改める。

第二十二條ノ二 開票區ハ市町村ノ
區域ニ依ル
選舉管理委員會特別ノ事情アリト
認ムルトキハ市ノ區域ヲ分チテ數
開票區ヲ設ケ又ハ數町村ノ區域ヲ
合セテ一開票區ヲ設クルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ開票區ヲ設クル
場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ
以テ之ヲ定ム

第二十二條ノ三 開票管理者ハ府縣
會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ中ニ
就キ市町村會議員選舉管理委員會
ノ選任シタル者ヲ以テ之ニ充ツ
開票管理者ハ開票ニ關スル事務ヲ
擔任ス
開票所ハ市役所、町村役場又ハ開
票管理者ノ指定シタル場所ニ之ヲ
設ク
開票管理者ハ豫メ開票ノ場所及日
時ヲ告示スベシ

第二十二條ノ四 第十六條ノ規定ハ
開票立會人ニ之ヲ準用ス
第二十二條ノ五 開票ハ投票ノ當日
又ハ其ノ翌日(一開票區ニ數投票
區アルトキハ總テノ投票函ノ送致

ヲ受ケタル日又ハ其ノ翌日)之ヲ
行フ
第二十二條ノ六 開票管理者ハ開票
立會人立會ノ上投票函ヲ開キ先ツ
第十九條第二項及第四項ノ投票ヲ
調査スベシ其ノ投票ノ受理如何ハ
開票立會人ノ之ヲ決定ス可ク同數ナ
ルトキハ開票管理者ノ之ヲ決定スベ
シ

開票管理者ハ開票立會人ト共ニ市
町村其ノ他選舉管理委員會ノ定ム
ル區域毎ニ投票ヲ點檢スベシ
投票ノ點檢終リタルトキハ開票管
理者ハ直ニ其ノ結果ヲ選舉長ニ報
告スベシ
開票管理者ハ前項ノ規定ニ依ル報
告ヲ爲シタルトキハ直ニ選舉人名
簿ヲ市町村會議員選舉管理委員會
ニ返付スベシ

第二十二條ノ七 選舉人ハ其ノ開票
所ニ就キ開票ノ參觀ヲ求ムルコト
ヲ得
第二十二條ノ八 投票ノ效力ハ開票
立會人ノ之ヲ決定ス可ク同數ナルト
キハ開票管理者ノ之ヲ決スベシ
第二十二條ノ九 左ノ投票ハ之ヲ無
効トス

一 成規ノ用紙ヲ用ヒザルモノ
二 議員候補者ニ非ザル者ノ氏名
ヲ記載シタルモノ
三 一投票中二人以上ノ議員候補
者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

四 被選舉權ナキ議員候補者ノ氏
名ヲ記載シタルモノ
五 議員候補者ノ氏名ノ外他事ヲ
記載シタルモノ但シ爵位、職
業、身分、住所又ハ敬稱ノ類ヲ
記載シタルモノハ此ノ限ニ在ラ
ズ
六 議員候補者ノ氏名ヲ自書セザ
ルモノ
七 議員候補者ノ何人ヲ記載シタ
ルカヲ確認シ難キモノ
八 府縣會議員ノ職ニ在ル者ノ氏
名ヲ記載シタルモノ

前項第八號ノ規定ハ第八條、第三
十二條又ハ第三十六條ノ規定ニ依
ル選舉ノ場合ニ限リ之ヲ適用ス
第二十二條ノ十 開票管理者ハ開票
録ヲ作り開票ニ關スル顛末ヲ記載
シ二人以上ノ開票立會人ト共ニ之
ニ署名スベシ
開票録、投票録及投票並ニ府縣會
議員ノ選舉ニ用ヒタル選舉人名簿
ハ市町村會議員選舉管理委員會ニ
於テ議員ノ任期間之ヲ保存スベシ
第二十二條ノ十一 選舉ノ一部無効
ト爲リ更ニ選舉ヲ行ヒタル場合ニ
於テハ其ノ投票ノ效力ヲ決定スベ
シ

第二十三條第一項を次のやうに改
める。
選舉長ハ府縣會議員ノ選舉權ヲ有
スル者ノ中ニ就キ選舉管理委員會
ノ選任シタル者ヲ以テ之ニ充ツ
同條第三項中「地方事務所支廳」を削る。
第二十三條ノ二を削る。
第二十四條 選舉管理委員會(市ニ
於テハ市會議員選舉管理委員會)
ハ各選舉區ニ於ケル選舉人名簿ニ
登錄セラレタル者ノ中ヨリ本人ノ
承諾ヲ得テ四人乃至六人ノ選舉立
會人ヲ選任スベシ
第十六條第二項及第三項ノ規定ハ
選舉立會人ニ之ヲ準用ス
第二十五條 選舉長ハ總テノ開票管
理者ヨリ第二十二條ノ六第三項ノ
規定ニ依ル報告ヲ受ケタル日又ハ
其ノ翌日選舉會ヲ開キ選舉立會人
立會ノ上其ノ報告ヲ調査スベシ
選舉ノ一部無効ト爲リ更ニ選舉ヲ
行ヒタル場合ニ於テ第二十二條ノ
六第三項ノ規定ニ依ル報告ヲ受ケ
タルトキハ選舉長ハ前項ノ例ニ依
リ選舉會ヲ開キ他ノ部分ノ報告ト
共ニ更ニ之ヲ調査スベシ
第十三條第二項本文ノ規定ハ選舉
會ニ之ヲ準用ス
第二十六條ノ二を削る。
第二十七條 第十七條第一項及第二
項ノ規定ハ選舉會場ノ取締ニ之ヲ
準用ス
第二十八條 削除

第二十三條第一項を次のやうに改
める。
選舉長ハ府縣會議員ノ選舉權ヲ有
スル者ノ中ニ就キ選舉管理委員會
ノ選任シタル者ヲ以テ之ニ充ツ
同條第三項中「地方事務所支廳」を削る。
第二十三條ノ二を削る。
第二十四條 選舉管理委員會(市ニ
於テハ市會議員選舉管理委員會)
ハ各選舉區ニ於ケル選舉人名簿ニ
登錄セラレタル者ノ中ヨリ本人ノ
承諾ヲ得テ四人乃至六人ノ選舉立
會人ヲ選任スベシ
第十六條第二項及第三項ノ規定ハ
選舉立會人ニ之ヲ準用ス
第二十五條 選舉長ハ總テノ開票管
理者ヨリ第二十二條ノ六第三項ノ
規定ニ依ル報告ヲ受ケタル日又ハ
其ノ翌日選舉會ヲ開キ選舉立會人
立會ノ上其ノ報告ヲ調査スベシ
選舉ノ一部無効ト爲リ更ニ選舉ヲ
行ヒタル場合ニ於テ第二十二條ノ
六第三項ノ規定ニ依ル報告ヲ受ケ
タルトキハ選舉長ハ前項ノ例ニ依
リ選舉會ヲ開キ他ノ部分ノ報告ト
共ニ更ニ之ヲ調査スベシ
第十三條第二項本文ノ規定ハ選舉
會ニ之ヲ準用ス
第二十六條ノ二を削る。
第二十七條 第十七條第一項及第二
項ノ規定ハ選舉會場ノ取締ニ之ヲ
準用ス
第二十八條 削除

第二十九條 ○第一項中「五分」を「四
分」に改め、同條
取り年齡同シキトキハ」を削る。
第二十九條ノ三第二項中「府縣知
事」を「選舉管理委員會」に改め、同
條第五項中「選舉立會人ノ意見ヲ聽
キ選舉長之ヲ決定スベシ」を「選舉立
會人ノ之ヲ決定ス可ク同數ナルトキハ
選舉長之ヲ決スベシ」に改める。
第三十條第二項を次のやうに改め
る。
選舉録及第二十二條ノ六第三項ノ
規定ニ依ル報告ニ關スル書類ハ選
舉管理委員會ニ於テ議員ノ任期間
之ヲ保存スベシ
第三十一條第一項を次のやうに改
める。
當選者定マリタルトキハ選舉長ハ
直ニ當選者ニ當選ノ旨ヲ告知シ同
時ニ當選者ノ住所氏名ヲ告示シ且
選舉録ヲ添へ之ヲ選舉管理委員會
ニ報告スベシ當選者ナキトキハ直
ニ其ノ旨ヲ告示シ且選舉録ヲ添へ
之ヲ委員會ニ報告スベシ
前項ノ場合ニ於テハ委員會ハ選舉
録ノ寫ヲ添へ直ニ府縣知事ニ當選
者ノ住所氏名又ハ當選者ナキ旨ヲ
報告スベシ
同條第二項及び第三項中「府縣知
事」を「委員會」に改め、同條第
五項中「第六條第七項」に改め、同
ノ官吏以外ノ」を削り、同條第六項
乃至第八項を削る。

第二十三條第一項を次のやうに改
める。
選舉長ハ府縣會議員ノ選舉權ヲ有
スル者ノ中ニ就キ選舉管理委員會
ノ選任シタル者ヲ以テ之ニ充ツ
同條第三項中「地方事務所支廳」を削る。
第二十三條ノ二を削る。
第二十四條 選舉管理委員會(市ニ
於テハ市會議員選舉管理委員會)
ハ各選舉區ニ於ケル選舉人名簿ニ
登錄セラレタル者ノ中ヨリ本人ノ
承諾ヲ得テ四人乃至六人ノ選舉立
會人ヲ選任スベシ
第十六條第二項及第三項ノ規定ハ
選舉立會人ニ之ヲ準用ス
第二十五條 選舉長ハ總テノ開票管
理者ヨリ第二十二條ノ六第三項ノ
規定ニ依ル報告ヲ受ケタル日又ハ
其ノ翌日選舉會ヲ開キ選舉立會人
立會ノ上其ノ報告ヲ調査スベシ
選舉ノ一部無効ト爲リ更ニ選舉ヲ
行ヒタル場合ニ於テ第二十二條ノ
六第三項ノ規定ニ依ル報告ヲ受ケ
タルトキハ選舉長ハ前項ノ例ニ依
リ選舉會ヲ開キ他ノ部分ノ報告ト
共ニ更ニ之ヲ調査スベシ
第十三條第二項本文ノ規定ハ選舉
會ニ之ヲ準用ス
第二十六條ノ二を削る。
第二十七條 第十七條第一項及第二
項ノ規定ハ選舉會場ノ取締ニ之ヲ
準用ス
第二十八條 削除

第二十三條第一項を次のやうに改
める。
選舉長ハ府縣會議員ノ選舉權ヲ有
スル者ノ中ニ就キ選舉管理委員會
ノ選任シタル者ヲ以テ之ニ充ツ
同條第三項中「地方事務所支廳」を削る。
第二十三條ノ二を削る。
第二十四條 選舉管理委員會(市ニ
於テハ市會議員選舉管理委員會)
ハ各選舉區ニ於ケル選舉人名簿ニ
登錄セラレタル者ノ中ヨリ本人ノ
承諾ヲ得テ四人乃至六人ノ選舉立
會人ヲ選任スベシ
第十六條第二項及第三項ノ規定ハ
選舉立會人ニ之ヲ準用ス
第二十五條 選舉長ハ總テノ開票管
理者ヨリ第二十二條ノ六第三項ノ
規定ニ依ル報告ヲ受ケタル日又ハ
其ノ翌日選舉會ヲ開キ選舉立會人
立會ノ上其ノ報告ヲ調査スベシ
選舉ノ一部無効ト爲リ更ニ選舉ヲ
行ヒタル場合ニ於テ第二十二條ノ
六第三項ノ規定ニ依ル報告ヲ受ケ
タルトキハ選舉長ハ前項ノ例ニ依
リ選舉會ヲ開キ他ノ部分ノ報告ト
共ニ更ニ之ヲ調査スベシ
第十三條第二項本文ノ規定ハ選舉
會ニ之ヲ準用ス
第二十六條ノ二を削る。
第二十七條 第十七條第一項及第二
項ノ規定ハ選舉會場ノ取締ニ之ヲ
準用ス
第二十八條 削除

第二十三條第一項を次のやうに改
める。
選舉長ハ府縣會議員ノ選舉權ヲ有
スル者ノ中ニ就キ選舉管理委員會
ノ選任シタル者ヲ以テ之ニ充ツ
同條第三項中「地方事務所支廳」を削る。
第二十三條ノ二を削る。
第二十四條 選舉管理委員會(市ニ
於テハ市會議員選舉管理委員會)
ハ各選舉區ニ於ケル選舉人名簿ニ
登錄セラレタル者ノ中ヨリ本人ノ
承諾ヲ得テ四人乃至六人ノ選舉立
會人ヲ選任スベシ
第十六條第二項及第三項ノ規定ハ
選舉立會人ニ之ヲ準用ス
第二十五條 選舉長ハ總テノ開票管
理者ヨリ第二十二條ノ六第三項ノ
規定ニ依ル報告ヲ受ケタル日又ハ
其ノ翌日選舉會ヲ開キ選舉立會人
立會ノ上其ノ報告ヲ調査スベシ
選舉ノ一部無効ト爲リ更ニ選舉ヲ
行ヒタル場合ニ於テ第二十二條ノ
六第三項ノ規定ニ依ル報告ヲ受ケ
タルトキハ選舉長ハ前項ノ例ニ依
リ選舉會ヲ開キ他ノ部分ノ報告ト
共ニ更ニ之ヲ調査スベシ
第十三條第二項本文ノ規定ハ選舉
會ニ之ヲ準用ス
第二十六條ノ二を削る。
第二十七條 第十七條第一項及第二
項ノ規定ハ選舉會場ノ取締ニ之ヲ
準用ス
第二十八條 削除

府縣ノ官吏及吏員に、「第一款 府縣吏員ノ組織及任免」を「第一款 組織、選挙及任免」に改める。

第七十五條の前に次のやうに加へる。

第七十四條ノ二 府縣ニ府縣知事ヲ置ク

府縣知事ハ官吏トス

府縣知事ノ任期ハ四年トシ選挙ノ日ヨリ之ヲ起算ス

府縣知事ハ其ノ被選挙權アル者ニ就キ選挙人ヲシテ選挙セシメ其ノ

第七十四條ノ三 府縣會議員ノ選挙權ヲ有スル者ハ府縣知事ノ被選挙權ヲ有ス

第七十四條ノ四 日本國民 帝國臣民タル年齢三十年以上ノ者ハ府縣知事ノ被選挙權ヲ有ス

市制第十四條第一項但書又ハ町村制第十二條第一項但書ノ規定ニ該當スル者ハ被選挙權ヲ有セズ

帝國議會ノ議員ハ府縣知事ト相兼ヌルコトヲ得ズ

府縣會議員及府縣ノ有給ノ吏員、

職員其ノ他ノ職員ニシテ在職中ノモノハ其ノ府縣ノ府縣知事ト相兼ヌルコトヲ得ズ

第七十四條ノ五 府縣知事ノ選挙ハ現任府縣知事ノ任期満了ノ日前二十

十五日以内ニ之ヲ行フベシ

府縣知事ノ選挙ハ其ノ開クタルニ至

府縣知事ノ選挙ハ其ノ開クタルニ至

リタル日ヨリ二十五日以内ニ之ヲ行フベシ但シ其ノ事由第七十四條ノ十八ニ於テ准用スル第三十一條

第三項ノ期限前ニ生ジタル場合ニ於テ第七十四條ノ十第一項但書ノ

得票者アルトキ又ハ其ノ期限經過後ニ生ジタル場合ニ於テ第七十四

條ノ十第二項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル得票者アルトキハ直ニ選挙會

ヲ開キ其ノ者ノ中ニ就キ當選者ヲ定ムベシ

第七十四條ノ十二第三項ノ規定ハ前項但書ノ場合ニ之ヲ准用ス

第七十四條ノ十四第四項ノ規定ハ第二項ノ期間ニ之ヲ准用ス

第七十四條ノ六 府縣知事ノ選挙ニ關スル事務ハ府縣會議員選挙管理委員會(以下本章中選挙管理委員會ト稱ス)之ヲ管理ス

府縣知事ノ選挙ハ府縣會議員ノ選挙ニ用フル選挙人名簿ニ依リ之ヲ行フ

選挙管理委員會ハ選挙ノ期日前二十日ヨリ迄ニ投票ヲ行フベキ日時ヲ告示スベシ

府縣知事ノ選挙ノ投票區及開票區ハ府縣會議員ノ選挙ノ投票區及開票區ニ依ル

本法ニ規定スルモノノ外投票區及開票區ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十四條ノ七 府縣知事候補者タルントスル者ハ選挙ノ期日ノ告示

アリタル日ヨリ選挙ノ期日前七日ヨリ迄ニ其ノ旨ヲ選挙長ニ届出ヅベシ

選挙人名簿ニ登録セラレタル者他人ヲ府縣知事候補者ト爲サントスルトキハ前項ノ期間内ニ其ノ推薦

ノ届出ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ期間内ニ届出アリタル府縣知事候補者二人以上アル場合ニ

於テ其ノ期間ヲ經過シタル後府縣知事候補者死亡シ又ハ府縣知事候補者タルコトヲ辭シタルトキハ前

二項ノ例ニ依リ選挙ノ期日前二日ヨリ迄府縣知事候補者ノ届出又ハ推薦届出ヲ爲スコトヲ得

府縣知事候補者ハ選挙長ニ届出ヲ爲スニ非ザレバ府縣知事候補者タルコトヲ辭スルコトヲ得ズ

前四項ノ規定ニ依リ届出アリタルトキ又ハ府縣知事候補者ノ死亡シタルコトヲ知リタルトキハ選挙長ハ直ニ其ノ旨ヲ告示スベシ

第七十四條ノ八 府縣知事候補者ノ届出又ハ推薦届出ヲ爲サントスル者ハ府縣知事候補者一人ニ付二千圓又ハ之ニ相當スル額面ノ國價證書ヲ供託スルコトヲ要ス

府縣知事候補者ノ得票数有效投票ノ總數ノ十分ノ一ニ達セザルトキハ前項ノ規定ニ依リ供託物ハ府縣ニ歸屬ス

前項ノ規定ハ府縣知事候補者選挙ノ期日前十日以内ニ府縣知事候補

者タルコトヲ辭シタル場合ニ之ヲ准用ス但シ被選挙權ヲ有セザルニ至リタル爲府縣知事候補者タルコトヲ辭シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第七十四條ノ九 選挙長ハ府縣知事ノ選挙權ヲ有スル者ノ中ニ就キ選挙管理委員會ノ選任シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

選挙長ハ選挙會ニ關スル事務ヲ擔任ス

選挙會ハ府縣廳又ハ選挙長ノ指定シタル場所ニ之ヲ開ク

選挙長ハ豫メ選挙會ノ場所及日時ヲ告示スベシ

第七十四條ノ十 府縣知事ノ選挙ハ有效投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス但シ有效投票ノ總數ノ四分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要ス

當選者ヲ定ムルニ當リ得票ノ數同ジキトキハ選挙長抽籤シテ之ヲ定ム

第七十四條ノ十一 第七十四條ノ七第一項乃至第三項ノ規定ニ依リ届出アリタル府縣知事候補者一人ナルトキハ投票ハ之ヲ行ハズ

前項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フコトヲ要セザルトキハ選挙長ハ直ニ其ノ旨ヲ告示シ併セテ之ヲ選挙管理委員會ニ報告スベシ

第一項ノ場合ニ於テハ選挙長ハ選挙ノ期日ヨリ五日以内ニ選挙會ヲ

開キ府縣知事候補者ヲ以テ當選者ト定ムベシ

前項ノ場合ニ於テ府縣知事候補者ノ被選挙權ノ有無ハ選挙立會人ノ決定ス可ク同數ナルトキハ選挙長之ヲ決定スベシ

第七十四條ノ十二 當選者左ニ掲グル事由ノ一ニ該當スル場合ニ於テ

第二項ノ規定ノ適用ヲ受クル者ナキトキハ二十五日以内ニ更ニ選挙ヲ行フベシ

一 當選ヲ辭シタルトキ

第七十四條ノ二十一 第七十四條ノ十八ニ於テ准用スル第二十九條ノ二ノ規定ニ依リ當選ヲ失ヒタルトキ

三 死亡者ナルトキ

四 選挙ニ關スル犯罪ニ依リ刑ニ處セラレ其ノ當選無効ト爲リタルトキ但シ第七十四條ノ五第二項又ハ前各號ノ事由ニ依リ選挙ノ告示ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七十四條ノ二十一 第七十四條ノ十八ニ於テ准用スル第三十四條ノ二ノ規定ニ依リ訴訟ノ結果當選無効ト爲リタルトキ

前項各號ノ事由第七十四條ノ十八ニ於テ准用スル第三十一條第三項ノ期限前ニ生ジタル場合ニ於テ

第七十四條ノ十第一項但書ノ得票者アルトキ又ハ其ノ期限經過後ニ生ジタル場合ニ於テ第七十四條ノ十

第二項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル得票者アルトキハ直ニ選舉會ヲ開キ其ノ者ノ中ニ就キ當選者ヲ定ムベシ

前項ノ場合ニ於テ第七十四條ノ十第一項但書ノ得票者選舉ノ期日後ニ於テ被選舉權ヲ有セザルニ至リタルトキハ之ヲ當選者ト定ムルコトヲ得ズ

第七十四條ノ十四第四項ノ規定ハ第一項ノ期間ニ之ヲ准用ス

第七十四條ノ十三 府縣知事ノ選舉ニ於テ第七十四條ノ十一第一項但書ノ規定ニ依リ得票者ナキトキハ第七十四條ノ十五第一項及第二項、前條第一項、第七十四條ノ十五第一項及第七十四條ノ十七第一項及第三項ノ規定ニ拘ラズ

第七十四條ノ十一 第二項乃至第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ准用ス

第七十四條ノ十五 第七十四條ノ十三第三項又ハ前項ノ規定ニ拘ラズ第七十四條ノ十二第一項ニ掲タル事由ノ一ニ該當スル場合ニ於テ第二項ノ規定ノ適用ヲ受ケル者ナキトキハ二十五日以内ニ更ニ選舉ヲ行フベシ

第七十四條ノ十四 前條第一項ノ府縣知事候補者死亡シ又ハ府縣知事候補者クルコトヲ辨シタル府縣知事候補者一人ト爲リタルトキハ投票ヘ之ヲ行ハズ

第七十四條ノ十一 第二項乃至第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ准用ス

第七十四條ノ十三 當選者其ノ當選ヲ承諾シタルトキハ選舉管理委員會ハ直ニ當選者ノ住所氏名ヲ告示シ且之ヲ内務大臣ニ報告スベシ

第七十四條ノ十四 選舉無効ト確定シタルトキハ二十五日以内ニ更ニ選舉ヲ行フベシ

第七十四條ノ十五 第七十四條ノ十三第三項又ハ前項ノ規定ニ拘ラズ第七十四條ノ十二第一項ニ掲タル事由ノ一ニ該當スル場合ニ於テ第二項ノ規定ノ適用ヲ受ケル者ナキトキハ二十五日以内ニ更ニ選舉ヲ行フベシ

第七十四條ノ十六 府縣知事ノ選舉ハ府縣知事ハ選舉又ハ當選ニ關スル決定若ハ裁決確定シ又ハ判決アル迄ハ其ノ官ヲ失ハズ

第七十四條ノ十七 衆議院議員選舉ニ於テ衆議院議員ノ選舉ハ府縣知事ノ選舉ノ期日ノ告示アリタルトキハ其ノ選舉ノ期日ノ經過スルニ至ル迄ノ間之ヲ行フコトヲ得ズ

第七十四條ノ十八 第六條第三項及第四項、第十三條第二項、第十四條、第十五條第二項及第三項、第十六條、第十七條、第十八條第一項乃至第十項、第十八條ノ二乃至第二十二條、第二十二條ノ三乃至第二十二條ノ八、第二十二條ノ九第一項第一號乃至第七號、第二十二條ノ十乃至第二十二條ノ十三、第二十四條乃至第二十七條、第二十九條ノ二(第三十七條第二項ニ關スル部分ヲ除ク)、第三十條、第三十一條第一項乃至第三項、第五項及第六項、第三十四條第一項乃至第四項、第三十四條ノ二、第三十五條本文、第三十七條ノ二(選舉管理委員會ニ關スル部分ヲ除ク)、第三十八條並ニ第四十條ノ規定ハ府

第七十四條ノ十九 本法ニ規定スルモノノ外府縣ノ官吏ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第七十四條ノ二十 府縣ニ監査委員ヲ置ク

第七十四條ノ二十一 監査委員ノ任期ハ二年トス

第七十四條ノ二十二 府縣知事府縣議員ノ中ヨリ選任セラレタル監査委員ノ任期ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ後任者ノ選任セララルニ至ル迄ノ間其ノ職務ヲ行フコトヲ妨ゲズ

第七十四條ノ二十三 府縣知事府縣議員及學識經驗アル者ノ中ヨリ各同數ヲ選任スベシ

第七十四條ノ二十四 本法ニ規定スルモノノ外府縣知事府縣議員及學識經驗アル者ノ中ヨリ各同數ヲ選任スベシ

第七十四條ノ二十五 本法ニ規定スルモノノ外府縣知事府縣議員及學識經驗アル者ノ中ヨリ各同數ヲ選任スベシ

第七十四條ノ二十六 衆議院議員選舉法第十章及第十一章並ニ第四百四十二條第二項乃至第四項、第四百四十二條及第四百四十七條ノ規定ハ府縣知事ノ選舉ニ之ヲ准用ス但シ同法第九十九條中吏員トアルハ府縣會議員選舉管理委員會、市町村會議員選舉管理委員會、投票管理委員會、投票立讀員選舉管理委員會ニ對シテハ

第七十四條ノ二十七 衆議院議員選舉法第十章及第十一章並ニ第四百四十二條第二項乃至第四項、第四百四十二條及第四百四十七條ノ規定ハ府縣知事ノ選舉ニ之ヲ准用ス但シ同法第九十九條中吏員トアルハ府縣會議員選舉管理委員會、市町村會議員選舉管理委員會、投票管理委員會、投票立讀員選舉管理委員會ニ對シテハ

第七十四條ノ二十八 第六條第三項及第四項、第十三條第二項、第十四條、第十五條第二項及第三項、第十六條、第十七條、第十八條第一項乃至第十項、第十八條ノ二乃至第二十二條、第二十二條ノ三乃至第二十二條ノ八、第二十二條ノ九第一項第一號乃至第七號、第二十二條ノ十乃至第二十二條ノ十三、第二十四條乃至第二十七條、第二十九條ノ二(第三十七條第二項ニ關スル部分ヲ除ク)、第三十條、第三十一條第一項乃至第三項、第五項及第六項、第三十四條第一項乃至第四項、第三十四條ノ二、第三十五條本文、第三十七條ノ二(選舉管理委員會ニ關スル部分ヲ除ク)、第三十八條並ニ第四十條ノ規定ハ府

第七十四條ノ二十九 衆議院議員選舉法第十章及第十一章並ニ第四百四十二條第二項乃至第四項、第四百四十二條及第四百四十七條ノ規定ハ府縣知事ノ選舉ニ之ヲ准用ス但シ同法第九十九條中吏員トアルハ府縣會議員選舉管理委員會、市町村會議員選舉管理委員會、投票管理委員會、投票立讀員選舉管理委員會ニ對シテハ

第七十四條ノ三十 衆議院議員選舉法第十章及第十一章並ニ第四百四十二條第二項乃至第四項、第四百四十二條及第四百四十七條ノ規定ハ府縣知事ノ選舉ニ之ヲ准用ス但シ同法第九十九條中吏員トアルハ府縣會議員選舉管理委員會、市町村會議員選舉管理委員會、投票管理委員會、投票立讀員選舉管理委員會ニ對シテハ

第七十四條ノ三十一 衆議院議員選舉法第十章及第十一章並ニ第四百四十二條第二項乃至第四項、第四百四十二條及第四百四十七條ノ規定ハ府縣知事ノ選舉ニ之ヲ准用ス但シ同法第九十九條中吏員トアルハ府縣會議員選舉管理委員會、市町村會議員選舉管理委員會、投票管理委員會、投票立讀員選舉管理委員會ニ對シテハ

第七十四條ノ三十二 衆議院議員選舉法第十章及第十一章並ニ第四百四十二條第二項乃至第四項、第四百四十二條及第四百四十七條ノ規定ハ府縣知事ノ選舉ニ之ヲ准用ス但シ同法第九十九條中吏員トアルハ府縣會議員選舉管理委員會、市町村會議員選舉管理委員會、投票管理委員會、投票立讀員選舉管理委員會ニ對シテハ

第七十四條ノ三十三 衆議院議員選舉法第十章及第十一章並ニ第四百四十二條第二項乃至第四項、第四百四十二條及第四百四十七條ノ規定ハ府縣知事ノ選舉ニ之ヲ准用ス但シ同法第九十九條中吏員トアルハ府縣會議員選舉管理委員會、市町村會議員選舉管理委員會、投票管理委員會、投票立讀員選舉管理委員會ニ對シテハ

第七十四條ノ三十四 衆議院議員選舉法第十章及第十一章並ニ第四百四十二條第二項乃至第四項、第四百四十二條及第四百四十七條ノ規定ハ府縣知事ノ選舉ニ之ヲ准用ス但シ同法第九十九條中吏員トアルハ府縣會議員選舉管理委員會、市町村會議員選舉管理委員會、投票管理委員會、投票立讀員選舉管理委員會ニ對シテハ

第七十四條ノ三十五 衆議院議員選舉法第十章及第十一章並ニ第四百四十二條第二項乃至第四項、第四百四十二條及第四百四十七條ノ規定ハ府縣知事ノ選舉ニ之ヲ准用ス但シ同法第九十九條中吏員トアルハ府縣會議員選舉管理委員會、市町村會議員選舉管理委員會、投票管理委員會、投票立讀員選舉管理委員會ニ對シテハ

第七十四條ノ三十六 衆議院議員選舉法第十章及第十一章並ニ第四百四十二條第二項乃至第四項、第四百四十二條及第四百四十七條ノ規定ハ府縣知事ノ選舉ニ之ヲ准用ス但シ同法第九十九條中吏員トアルハ府縣會議員選舉管理委員會、市町村會議員選舉管理委員會、投票管理委員會、投票立讀員選舉管理委員會ニ對シテハ

第七十四條ノ三十七 衆議院議員選舉法第十章及第十一章並ニ第四百四十二條第二項乃至第四項、第四百四十二條及第四百四十七條ノ規定ハ府縣知事ノ選舉ニ之ヲ准用ス但シ同法第九十九條中吏員トアルハ府縣會議員選舉管理委員會、市町村會議員選舉管理委員會、投票管理委員會、投票立讀員選舉管理委員會ニ對シテハ

第七十四條ノ三十八 衆議院議員選舉法第十章及第十一章並ニ第四百四十二條第二項乃至第四項、第四百四十二條及第四百四十七條ノ規定ハ府縣知事ノ選舉ニ之ヲ准用ス但シ同法第九十九條中吏員トアルハ府縣會議員選舉管理委員會、市町村會議員選舉管理委員會、投票管理委員會、投票立讀員選舉管理委員會ニ對シテハ

第七十四條ノ三十九 衆議院議員選舉法第十章及第十一章並ニ第四百四十二條第二項乃至第四項、第四百四十二條及第四百四十七條ノ規定ハ府縣知事ノ選舉ニ之ヲ准用ス但シ同法第九十九條中吏員トアルハ府縣會議員選舉管理委員會、市町村會議員選舉管理委員會、投票管理委員會、投票立讀員選舉管理委員會ニ對シテハ

ニ關シ必要ナル事項ハ府縣條例ヲ以テ之ヲ規定スベシ

第七十四條ノ二十一 府縣知事及監査委員ハ第六條第一項ノ規定ニ拘ラズ在職ノ間府縣會議員ノ選舉權ヲ有ス

第七十五條 府縣知事及監査委員ハ其ノ府縣ニ對シ請負ヲ爲シ又ハ其ノ府縣ニ於テ費用ヲ負擔スル事業ニ付府縣知事者ハ其ノ委任ヲ受ケタル者ニ對シ請負ヲ爲ス者及其ノ支配人又ハ主トシテ同一ノ行爲ヲ爲ス法人ノ無限責任社員、取締役若ハ監査役又ハ之ニ準ズベキ者、支配人又ハ清算人タルコトヲ得ズ

監査委員ハ第六條第三項又ハ第五項ニ掲ゲタル職ト相兼スルコトヲ得ズ

第七十六條中「吏員」を「及第七十七條ノ二ノ吏員」に改める。
第七十七條第二項を次のやうに改める。委員に改め、同條第二項及び第三項

委員ハ府縣吏員トス
委員ハ府縣會議員其ノ他學識經驗ノ有ル者ノ中ヨリ府縣會議員ニ得テ府縣知事ヲ選任ス

第四章第一款に次の二條を加へる。
第七十七條ノ二 本法ニ規定スルモノノ外府縣ニ必要ノ府縣吏員ヲ置ク
前項ノ府縣吏員ハ府縣知事之ヲ任免ス

第七十七條ノ三 府縣知事被選舉權

ヲ有セザルニ至リタルトキハ其ノ官ヲ失フ

監査委員市制第十四條第一項但書又ハ町村制第十二條第一項但書ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ

監査委員ノ職ニ在ル者ニシテ禁錮以上ノ刑ニ該ルベキ罪ノ爲豫審又ハ公判ニ付セラレタルトキハ府縣知事ハ其ノ職務ノ執行ヲ停止スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ停止期間報酬又ハ給料ヲ支給スルコトヲ得ズ

「第二款 府縣官吏府縣吏員ノ職務權限及處務規程」を「第二款 職務權限」に改める。

第七十九條 府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一(其ノ數一萬ヲ超ユルトキハ一萬以下ノ二同ジ)以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ府縣知事ニ對シ府縣條例又ハ府縣會議員議決ヲ經ベキ府縣規則ノ制定ノ請求アリタルトキハ府縣知事ハ二十日以内ニ府縣會議員ヲ召集シ意見ヲ附シテ之ニ原案ヲ付議スベシ

前項ノ場合ニ於テハ府縣知事ハ原案ノ趣旨ニ反セズト認ムル範圍内ニ於テ之ヲ修正シ〇テ府縣會議員ニ付議スルコトヲ得

府縣知事ハ府縣會議員ノ要求アルトキハ第一項ノ代表者又ハ其ノ代理者ヲシテ會議ニ出席シ原案ノ説明ヲ爲サシムルコトヲ得

府縣知事ハ府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者トハ府縣會議員ノ選舉ニ用フル選舉人名簿確定ノ日ニ於テ之ニ登錄セラレタル者トス

第一項ノ府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者トハ府縣會議員ノ選舉ニ用フル選舉人名簿確定ノ日ニ於テ之ニ登錄セラレタル者トス

第一項ノ府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一ノ數ハ前項ノ選舉人名簿確定後直ニ府縣知事ニ於テ之ヲ告示スベシ

第一項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第八十一條第一項中「五十四」ヲ「五百圓」に改め、同條第二項中「給料」を「報酬又ハ給料」に改める。

第八十二條第一項但書を削り、同條第三項中「前二項」を「前項」に改め、同條第四項中第一項及二を削る。

第八十三條第一項但書を削る。
第八十四條 府縣會議員ニ於テ府縣知事不信任ノ議決ヲ爲シタルトキハ府縣知事ハ十日以内ニ府縣會議員ヲ召集スルコトヲ得

府縣知事ハ内務大臣ニ對シ府縣會議員ノ解散ヲ請求スルコトヲ得
府縣會議員解散ノ場合ニ於テハ二月以内ニ議員ヲ選舉スベシ

府縣會議員ニ於テ府縣知事不信任ノ議決ヲ爲シタル場合ニ於テ府縣知事ハ府縣會議員ニ於テ再ビ府縣知事不信任ノ議決ヲ爲シタルトキハ府縣知事ハ辭任スルコトヲ要ス

前二項ノ議決ニ付テハ議員數ノ三分ノ二以上出席シ其ノ三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス
第八十五條第二項中「第一項」を削り、其ノ承継ヲ求ムベシに改める。

第八十六條第一項中「報告スベシ」を「報告シ其ノ承認ヲ求ムベシ」に改める。

第八十八條ノ二 監査委員ハ府縣知事ノ監督ヲ承ケ府縣ノ經營ニ係ル事業ノ管理、府縣ノ出納其ノ他府縣ノ事務ノ執行ヲ監査ス

府縣知事ハ監査委員ヲシテ毎會計年度少クトモ一回以上期日ヲ定メテ前項ノ規定ニ依ル監査ヲ爲サシムベシ
府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ府縣知事ニ對シ第一項ニ規定スル事項ニ關シ監査委員ノ監査ノ請求アリタルトキハ府縣知事ハ其ノ請求ニ係ル事項ニ付監査委員ヲシテ監査ヲ爲サシムベシ

府縣知事ハ監督官廳ノ命令アルトキ、第四十三條ノ二第二項ノ規定ニ依ル府縣會議員ノ要求アルトキ其ノ他必要アリト認ムルトキハ臨時ニ監査委員ヲシテ第一項ノ規定ニ依ル監査ヲ爲サシムベシ

府縣知事ハ監査委員ヲシテ監査ノ結果ヲ府縣知事ハ報告セシムベシ

府縣知事ハ監査ノ結果ヲ府縣住民ニ公表スベシ

第七十九條第四項ノ規定ハ第三項ノ府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者

ニ、同條第五項ノ規定ハ第三項ノ府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一ノ數ニ之ヲ準用ス

第三項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第九十條中「府縣吏員」を「第七十七條ノ二ノ吏員」に改める。
「第三款」を「第四章ノ二」に改める。

第九十三條 府縣會議員、府縣會議員選舉管理委員、府縣參事會議員、府縣參事會議員、府縣會議員ノ中ヨリ選任セラレタル監査委員及委員ニハ報酬ヲ與立會人、開票管理委員、選舉立會人、選舉立會人

府縣會議員、府縣會議員選舉管理委員、府縣參事會議員、府縣會議員ノ中ヨリ選任セラレタル監査委員、委員、投票管理委員、投票立會人、開票管理委員、開票立會人、選舉長及選舉立會人ハ職務ノ爲要スル費用ノ辨償ヲ受クルコトヲ得

報酬額及費用辨償額並ニ其ノ支給方法ハ府縣條例ヲ以テ之ヲ規定スベシ

第九十四條 前條ニ規定スル吏員以外ノ吏員〇ニハ給料及旅費ヲ給ス

給料額及旅費額並ニ其ノ支給方法ハ府縣規則ヲ以テ之ヲ規定スベシ

前項ノ府縣規則ヲ設ケ又ハ改廢セシトスルトキハ府縣會議員ノ議決ヲ經

ベシ
第九十五條中「有給府縣吏員」を

「前條第二項ノ吏員」に「前條第二項ノ例ニ依リテ之ヲ定ム」を「府縣條例ヲ以テ之ヲ規定スベシ」に改める。
第九十六條第二項を次のやうに改める。

前項ノ規定ニ依ル異議ノ申立アリタルトキハ府縣知事ハ府縣參事會ニ諮リテ之ヲ決定スベシ
府縣參事會ハ前項ノ規定ニ依ル諮問アリタル日ヨリ二十日以内ニ意見ヲ答申スベシ
第二項ノ規定ニ依ル府縣知事ノ決定ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

「二百圓」に改める。
第九十五條第二項を次のやうに改める。
前項ノ規定ニ依ル異議ノ申立アリタルトキハ府縣知事ハ府縣參事會ニ諮リテ之ヲ決定スベシ
府縣參事會ハ前項ノ規定ニ依ル諮問アリタル日ヨリ二十日以内ニ意見ヲ答申スベシ
第二項ノ規定ニ依ル府縣知事ノ決定ヲ受ケタル者其ノ決定ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第九十六條第六項を次のやうに改める。
府縣知事ノ委任ヲ受ケタル官吏及吏員ガ爲シタル前第三項ノ規定ニ依ル處分ニ異議アル者ハ之ヲ府縣知事ニ申立ツルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル異議ノ申立アリタルトキハ府縣知事ハ府縣參事會ニ諮リテ之ヲ決定スベシ
府縣參事會ハ前項ノ規定ニ依ル諮問アリタル日ヨリ二十日以内ニ意見ヲ答申スベシ
第七項ノ規定ニ依ル府縣知事ノ決定又ハ府縣知事ノ處分ヲ受ケタル者其ノ決定又ハ處分ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第九十七條第一項中「決算ハ」の下に「監査委員ヲシテ之ヲ審査セシメ其ノ意見ヲ附シテ」を加へ、「之ヲ」を削る。
決算ハ之ヲ監査委員ノ審査ニ付シ其ノ意見ヲ附シテ翌年度ノ通常豫算ヲ議スル會議ニ於テ府縣會ノ認定ニ付スベシ
第九十八條ノ二 府縣知事ハ府縣會ノ指定シタル府縣ノ經營ニ係ル事業ニ付其ノ經營狀況ヲ明ナラシムル爲定期ニ貸借對照表其ノ他必要ナル書類ヲ作製シ監査委員ヲシテ之ヲ審査セシメ其ノ意見ヲ附シテ次ノ府縣會ニ提出スベシ
第九十九條ノ六中「意見ヲ徵シ」を「議決ヲ經テ」に改める。
第一百零一條第一項を次のやうに改める。

第九十九條
府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五分ノ一（其ノ數十萬ヲ超ユルトキハ十萬以下ノ二同ジ）以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ内務大臣ニ對シ府縣會ノ解散

ノ請求アリタルトキ、第八十四條第一項ノ規定ニ依ル府縣會ノ解散ノ請求アリタルトキ其ノ他特別ノ事情アルトキハ内務大臣ハ府縣會ノ解散ヲ命ズルコトヲ得
第八十四條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
同條第三項及び第四項を次のやうに改める。
第七十九條第四項ノ規定ハ第一項ノ府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ、同條第五項ノ規定ハ第一項ノ府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五分ノ一ノ數ニ之ヲ準用ス
第一項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第九十三條中「府縣吏員」の下に「及府縣會議員選舉管理委員」を加へ、同條に次の一項を加へる。
第八十一條ノ規定ハ府縣會議員選舉管理委員ノ懲戒ニ之ヲ準用ス
ノ書記
第九十三條中「有給吏員」を「府縣吏員」に改める。
第九十三條ノ二 府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五分ノ一以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ府縣知事又ハ府縣會議員ニ付テハ内務大臣ニ對シ、監査委員又ハ府縣會議員選舉管理委員

ノ請求アリタルトキ、第八十四條第一項ノ規定ニ依ル府縣會ノ解散ノ請求アリタルトキ其ノ他特別ノ事情アルトキハ内務大臣ハ府縣會ノ解散ヲ命ズルコトヲ得
第八十四條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
同條第三項及び第四項を次のやうに改める。
第七十九條第四項ノ規定ハ第一項ノ府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ、同條第五項ノ規定ハ第一項ノ府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五分ノ一ノ數ニ之ヲ準用ス
第一項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第九十三條中「府縣吏員」の下に「及府縣會議員選舉管理委員」を加へ、同條に次の一項を加へる。
第八十一條ノ規定ハ府縣會議員選舉管理委員ノ懲戒ニ之ヲ準用ス
ノ書記
第九十三條中「有給吏員」を「府縣吏員」に改める。
第九十三條ノ二 府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五分ノ一以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ府縣知事又ハ府縣會議員ニ付テハ内務大臣ニ對シ、監査委員又ハ府縣會議員選舉管理委員

ノ請求アリタルトキ、第八十四條第一項ノ規定ニ依ル府縣會ノ解散ノ請求アリタルトキ其ノ他特別ノ事情アルトキハ内務大臣ハ府縣會ノ解散ヲ命ズルコトヲ得
第八十四條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
同條第三項及び第四項を次のやうに改める。
第七十九條第四項ノ規定ハ第一項ノ府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ、同條第五項ノ規定ハ第一項ノ府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五分ノ一ノ數ニ之ヲ準用ス
第一項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第九十三條中「府縣吏員」の下に「及府縣會議員選舉管理委員」を加へ、同條に次の一項を加へる。
第八十一條ノ規定ハ府縣會議員選舉管理委員ノ懲戒ニ之ヲ準用ス
ノ書記
第九十三條中「有給吏員」を「府縣吏員」に改める。
第九十三條ノ二 府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五分ノ一以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ府縣知事又ハ府縣會議員ニ付テハ内務大臣ニ對シ、監査委員又ハ府縣會議員選舉管理委員

ニ付テハ府縣知事ニ對シ此等ノ者ノ總數ノ五分ノ一ノ數ニ之ヲ準用ス
第八十一條第二項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ解散（府縣知事ニ付テハ免官）ヲ行ハントスル場合ニ、同條第三項ノ規定テハ免官以下ノ二同ジ）ヲ行ハントスル場合ニ、同條第三項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ解散セラルル者ニ之ヲ準用ス但シ府縣知事ノ免官ニ付テハ同條第二項中府縣知事トアルハ内閣總理大臣、報酬又ハ給料トアルハ俸給トス
第一項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第九十六條中「勅令ノ規定ニ依リ」の下に「報告ヲ以テ許可ニ代ヘ又ハ」を加へる。
第九十八條 鳥嶼ニ關スル行政ノ特別ニ付必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得
第九十九條 削除
第一百零一條中「市長ニ關スル規定ハ區長」を「市會議員選舉管理委員會ニ、市會議員選舉管理委員會ニ關スル規定ハ市會議員區選舉管理委員會」に改め、同條但書を削る。
第一百四十四條 町村組合ニシテ町村事務ノ全部ヲ共同處理スルモノハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ一町村、其ノ組合會議員選舉管理委員會ハ之ヲ町村會議員選舉管理委員會、其ノ組合會議員選舉管理委員

ニ付テハ府縣知事ニ對シ此等ノ者ノ總數ノ五分ノ一ノ數ニ之ヲ準用ス
第八十一條第二項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ解散（府縣知事ニ付テハ免官）ヲ行ハントスル場合ニ、同條第三項ノ規定テハ免官以下ノ二同ジ）ヲ行ハントスル場合ニ、同條第三項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ解散セラルル者ニ之ヲ準用ス但シ府縣知事ノ免官ニ付テハ同條第二項中府縣知事トアルハ内閣總理大臣、報酬又ハ給料トアルハ俸給トス
第一項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第九十六條中「勅令ノ規定ニ依リ」の下に「報告ヲ以テ許可ニ代ヘ又ハ」を加へる。
第九十八條 鳥嶼ニ關スル行政ノ特別ニ付必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得
第九十九條 削除
第一百零一條中「市長ニ關スル規定ハ區長」を「市會議員選舉管理委員會ニ、市會議員選舉管理委員會ニ關スル規定ハ市會議員區選舉管理委員會」に改め、同條但書を削る。
第一百四十四條 町村組合ニシテ町村事務ノ全部ヲ共同處理スルモノハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ一町村、其ノ組合會議員選舉管理委員會ハ之ヲ町村會議員選舉管理委員會、其ノ組合會議員選舉管理委員

ニ付テハ府縣知事ニ對シ此等ノ者ノ總數ノ五分ノ一ノ數ニ之ヲ準用ス
第八十一條第二項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ解散（府縣知事ニ付テハ免官）ヲ行ハントスル場合ニ、同條第三項ノ規定テハ免官以下ノ二同ジ）ヲ行ハントスル場合ニ、同條第三項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ解散セラルル者ニ之ヲ準用ス但シ府縣知事ノ免官ニ付テハ同條第二項中府縣知事トアルハ内閣總理大臣、報酬又ハ給料トアルハ俸給トス
第一項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第九十六條中「勅令ノ規定ニ依リ」の下に「報告ヲ以テ許可ニ代ヘ又ハ」を加へる。
第九十八條 鳥嶼ニ關スル行政ノ特別ニ付必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得
第九十九條 削除
第一百零一條中「市長ニ關スル規定ハ區長」を「市會議員選舉管理委員會ニ、市會議員選舉管理委員會ニ關スル規定ハ市會議員區選舉管理委員會」に改め、同條但書を削る。
第一百四十四條 町村組合ニシテ町村事務ノ全部ヲ共同處理スルモノハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ一町村、其ノ組合會議員選舉管理委員會ハ之ヲ町村會議員選舉管理委員會、其ノ組合會議員選舉管理委員

ニ付テハ府縣知事ニ對シ此等ノ者ノ總數ノ五分ノ一ノ數ニ之ヲ準用ス
第八十一條第二項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ解散（府縣知事ニ付テハ免官）ヲ行ハントスル場合ニ、同條第三項ノ規定テハ免官以下ノ二同ジ）ヲ行ハントスル場合ニ、同條第三項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ解散セラルル者ニ之ヲ準用ス但シ府縣知事ノ免官ニ付テハ同條第二項中府縣知事トアルハ内閣總理大臣、報酬又ハ給料トアルハ俸給トス
第一項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第九十六條中「勅令ノ規定ニ依リ」の下に「報告ヲ以テ許可ニ代ヘ又ハ」を加へる。
第九十八條 鳥嶼ニ關スル行政ノ特別ニ付必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得
第九十九條 削除
第一百零一條中「市長ニ關スル規定ハ區長」を「市會議員選舉管理委員會ニ、市會議員選舉管理委員會ニ關スル規定ハ市會議員區選舉管理委員會」に改め、同條但書を削る。
第一百四十四條 町村組合ニシテ町村事務ノ全部ヲ共同處理スルモノハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ一町村、其ノ組合會議員選舉管理委員會ハ之ヲ町村會議員選舉管理委員會、其ノ組合會議員選舉管理委員

ニ付テハ府縣知事ニ對シ此等ノ者ノ總數ノ五分ノ一ノ數ニ之ヲ準用ス
第八十一條第二項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ解散（府縣知事ニ付テハ免官）ヲ行ハントスル場合ニ、同條第三項ノ規定テハ免官以下ノ二同ジ）ヲ行ハントスル場合ニ、同條第三項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ解散セラルル者ニ之ヲ準用ス但シ府縣知事ノ免官ニ付テハ同條第二項中府縣知事トアルハ内閣總理大臣、報酬又ハ給料トアルハ俸給トス
第一項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第九十六條中「勅令ノ規定ニ依リ」の下に「報告ヲ以テ許可ニ代ヘ又ハ」を加へる。
第九十八條 鳥嶼ニ關スル行政ノ特別ニ付必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得
第九十九條 削除
第一百零一條中「市長ニ關スル規定ハ區長」を「市會議員選舉管理委員會ニ、市會議員選舉管理委員會ニ關スル規定ハ市會議員區選舉管理委員會」に改め、同條但書を削る。
第一百四十四條 町村組合ニシテ町村事務ノ全部ヲ共同處理スルモノハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ一町村、其ノ組合會議員選舉管理委員會ハ之ヲ町村會議員選舉管理委員會、其ノ組合會議員選舉管理委員

ニ付テハ府縣知事ニ對シ此等ノ者ノ總數ノ五分ノ一ノ數ニ之ヲ準用ス
第八十一條第二項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ解散（府縣知事ニ付テハ免官）ヲ行ハントスル場合ニ、同條第三項ノ規定テハ免官以下ノ二同ジ）ヲ行ハントスル場合ニ、同條第三項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ解散セラルル者ニ之ヲ準用ス但シ府縣知事ノ免官ニ付テハ同條第二項中府縣知事トアルハ内閣總理大臣、報酬又ハ給料トアルハ俸給トス
第一項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第九十六條中「勅令ノ規定ニ依リ」の下に「報告ヲ以テ許可ニ代ヘ又ハ」を加へる。
第九十八條 鳥嶼ニ關スル行政ノ特別ニ付必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得
第九十九條 削除
第一百零一條中「市長ニ關スル規定ハ區長」を「市會議員選舉管理委員會ニ、市會議員選舉管理委員會ニ關スル規定ハ市會議員區選舉管理委員會」に改め、同條但書を削る。
第一百四十四條 町村組合ニシテ町村事務ノ全部ヲ共同處理スルモノハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ一町村、其ノ組合會議員選舉管理委員會ハ之ヲ町村會議員選舉管理委員會、其ノ組合會議員選舉管理委員

ハ之ヲ町村會議員選舉管理委員、其ノ組合吏員ハ之ヲ町村吏員、其ノ組合役場ハ之ヲ町村役場ト看做ス

町村組合ニシテ町村ノ役場事務ヲ共同處理スルモノハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ一町村、其ノ組合管理員選舉管理委員會ハ之ヲ町村會議員選舉管理委員會、其ノ組合管理員選舉管理委員ハ之ヲ町村會議員選舉管理委員、其ノ組合吏員ハ之ヲ町村吏員、其ノ組合役場ハ之ヲ町村役場ト看做ス

第四十五條 從前部長又ハ島司ノ管轄シタル區域内ニ於テ市ノ設置アリタルキ又ハ其ノ區域ノ境界ニ涉リテ市町村ノ境界ノ變更アリタルトキハ其ノ區域モ亦自ラ變更シタルモノト看做ス

附則

この法律中議員の選挙に関する規定（附則第十四項及び第十五項の規定を除く。）は、次の總選挙から、これを施行し、北海道に関する規定及びその他の規定の施行の期日は、各規定について、勅令でこれを定める。

この法律により府縣知事（北海道廳長官を含む。以下これに同じ。）を選舉する場合において、この法律中議員の選挙に関する規定がまだ施行

されてゐないときは、その規定は、この法律中府縣知事の選挙に関する規定の適用については、既に施行されたものとみなす。

この法律により議員又は府縣知事を選舉する場合において、昭和二十一年の市制の一部を改正する法律又は同年の町村制の一部を改正する法律中公民権及び議員の選挙に関する規定（町村制第六十一條ノ三第二項、第三項及び第五項の規定を含む。以下これに同じ。）がまだ施行されてゐない市町村においては、その規定は、この法律中議員又は府縣知事の選挙に関する規定の適用については、既に施行されたものとみなす。

昭和二十一年の市制の一部を改正する法律又は同年の町村制の一部を改正する法律中公民権及び議員の選挙に関する規定は、これを施行した市町村においては、府縣制中議員の選挙に関する規定の適用については、次の總選挙までの間、まだ施行されてゐないものとみなす。

前三項の場合において必要な選挙人名簿に關しては、命令で特別の規定を設けることができる。

府縣知事は、改正憲法施行の日まで官吏とする。

これらの規定の施行によつては、その地位を失はない。

北海道會法及び北海道地方費法は、これを廢止する。

この法律施行の際現に北海道地方費に關する財産、營造物、事業及び權利義務は、道がこれを承継する。

附則第七項の規定施行の際現に北海道會議員又は北海道各職事會議員の職にある者は、この法律により道會議員又は道事會議員に選舉されたものとみなし、道會議員の任期は、昭和二十一年八月三十一日までとする。但し、道會議員は、その任期満了後も、この法律により初めて行はれる議員の選挙の期日までの間は、なほ、その職にあるものとする。

前項の場合において、道事會議員の職にある者の数が、道府縣制第六十五條の定數を超えてゐても、その數を以て道事會議員の定數とする。但し、道事會議員に關員を生じたときは、これに應じて、その定數は、同條の定數に至るまで減少するものとする。

現任府縣會議員は、その任期満了後も、この法律により初めて行はれる議員の選挙の期日までの間は、なほ、その職にあるものとする。

戸籍法の適用を受けない者の北海道會議員の選挙権及び被選挙権並びに府縣知事の被選挙権は、當分の間、これを停止する。

前項の者は、これを選挙人名簿に登録することができない。

此の法律の施行に關し必要な規定は、勅令でこれを定める。

報告書

「中島守利君登壇」

○中島守利君 私人只今上程セラレマシタ東京都制の一部を改正する法律案外四件ノ委員長トシテ、委員會ノ経過、結果ヲ概略報告致シマス

本案ハ終戦後ノ國情ニ即應シ、國政ノ民主化ニ並行シテ地方政治ノ民主化ヲ圖ル爲メ、第一ニハ地方自治體ノ自主制ト自律制ヲ強化シ、第二ニハ地方自治行政ニ對スル住民參與ノ範圍ヲ擴張シ、第三ニハ地方行政事務執行ノ公正ヲ確保スルヲ目的トシテ、地方自治制度全般ニ互ツテ廣範圍ナル改正ヲ加ヘントスルモノデアリマス、委員會ハ十數回開會致シマシタ、或ハ懇談會、或ハ理事會等ニ依リマシテ、各黨各派ノ修正意見ヲ調整致シタ譯デアリマス、只今申上ゲマシタヤウニ、本案ハ何レモ厖大ナル法案デアリマシテ、又各委員トモ地方自治制ニハ練達ノ士ガ多イノデアリマスカラ、随分微細ニ互リ質問應答ガ行ハレタノデアリマス、大體ハ速記録ヲ御覽ヲ願ヒタイト思フノデアリマスガ、其ノ中六、七點ニ對シマシテ、主要ナル部分ヲ此處ニ申上ゲテ見タイト思フノデアリマス

第一ハ知事ノ身分ハ之ヲ公吏トスルヲ當然トスベキデハナイカト云フコトデアリマス、公選知事ノ身分問題ハ、委員會ニ於キマシテモ最モ論議ノ集中シタ點デアリマス、各委員ニシテ此ノ點ニ論及サレナカツタ者ハ殆ドナカツタノデアリマス、公選知事ノ身分ヲ公吏トスルコトハ、當ニ從來ノ極端ナ官治統制ヲ打破シテ、地方自治ノ眞

五九九

ノ發刺タル成長ヲ圖ル上ニ於テ是ガ要訣デアアルノミナラズ、新憲法草案第八十八條ニ謂フ自治ノ本旨カラ言ツテモ、明瞭一點ノ疑ヒヲ挟ム餘地ガナイ所デアルト云フ説ガ多カッタノデアリマス、次ニハ直接參政權、特ニ地方議會ノ解散及ビ地方公共團體ノ首長、地方議會ノ議員等ニ對スル解職請求權ノ運用ニ關スルコトデアリマス、地方住民ニ、地方行政ニ直接參與スル機會ヲ與ヘルコトハ、其ノ責任ト自覺ヲ促シ、健全ナル地方自治ノ發達ニ寄與セシメル所以デアアルコトハ言フマデモナイ所デアルガ、若シ一朝運用ヲ誤ル如キコトガアリマシタナラバ、是等ノ直接參政權ハ、一部煽動者等ノ利用スル所トナリ、地方公共團體ノ首長、地方議會ノ議員等ハ、安シジテ其ノ職分ニ没頭スルコトヲ得ナイコトトナリ、延イテハ地方政治ヲ常ニ不安定ナラシメルコトトナル虞ガ多分ニ存スルト云フコトデアリマス、次ハ選舉管理委員會及ビ監査委員ノ獨立性ノ強化ニ關スルコト

デアリマス、地方自治團體ノ活動範圍ガ擴張サレルニ從ヒ、其ノ行政事務ノ執行ハ飽クマデ公正ヲ確保セシメ、苟クモ專恣ニ流ル、ガ如キコトナキヲ期サナケレバナラズ、此ノ意味ニ於キマシテ、選舉管理委員會及ビ監査委員ノ獨立性ヲ極力強化スルコトガ必要デアルト考ヘラル、ノデアリマス、改正案ニ於テハ、此ノ何レモガ府縣知事ノ包括的ヲ監督ノ下ニ置カレルコトトナツテ居ルノデアリマス、斯クテハ折角ノ制度モ眞ニ其ノ效用ヲ發揮シ得ナイデハナイカト云フコトデアリマス、第四ニハ、國政事務ノ地方委讓ニ關スルコトヲ付テデアリマス、如何ニ地方自治團體ノ機能ガ形式的ニ擴張サレマシテモ、其ノ内容ヲナスベキ事務ガ之ニ伴ハズ、重要ナル事務ハ總テ國政事務トシテ編成セラレテ居ル現況デハ、地方自治ノ堅實ニシテ實質的ニ發展ハ、到底之ヲ望ムコトガ出來ナイノデアリマス、國政事務ト地方事務トノ間ニ根本的再調整ヲ圖リ、國政事務ヲ大幅ニ地

方ニ委讓シテ、地方自治團體ノ機能ヲ實質的ニ豐富ナラシムルコトガ焦眉ノ急デアアルノデアリマス、是等ニ關シテ政府ハ如何ナル準備ト用意トヲ整ヘテ居ルカト云フコトデアリマス、特ニ警察事務、就中行政警察事務ノ地方移管ヲ斷行スルコトハ、地方自治團體ノ自治權確立ノ要素デアリ、又警察制度民主化ノ重要ナル意義ヲ有スルモノト認メラレルガ、此ノ點ニ對スル政府ノ所信ハドウカト云フコトデアリマス、第五ニハ、地方自治團體ノ財政自主權ノ確立ニ付テデアリマス、現行租稅體系ヲ一警致シマシレバ明カナ如ク、現在地方自治團體ニ獨立稅トシテ認メラレテ居リマスル稅種ハ、極メテ課稅對象ノ乏シイ、稅源ノ貧弱ナモノニ限ラレテ居ルノデアリマス、地方團體ノ財政ハ、國家カラノ分與稅ニ依ツテ辛ウジテ支ヘラレテ居ル狀況デアリマス、斯クテハ地方自治團體ノ獨自ノ自主的發達ヲ遂ゲシメルコトハ、到底不可能デアルト言ハナケレバナリマセヌ、國稅、

地方稅ヲ通シテ、租稅體系ニ抜本的再檢討ヲ加ヘ、地方自治團體ノ自主的活動ノ裏付ケトナルベキ財政自主權ヲ與フルコトガ、地方制度改革ノ根本問題デナケレバナラナイト云フコトデアリマス、次ニ大都市特別制度ニ關スルコトデアリマス、大都市ニ特別制度ヲ設クベシト云フ論ハ、既ニ三十年前ヨリ主張サレテ居ル所デアリマスガ、現在人口三萬ノ小都市ヲ律スル市制ガ、其ノ儘大阪、名古屋等ノ大都市ニモ適用サレテ居ルト云フコトハ、如何ニモ不合理デアリ、是等ノ大都市ハ之ヲ府縣ノ監督カラ脱セシメテ、其ノ獨自ノ發展ヲ遂ゲシムルコトガ、大都市ノ行政ヲ伸長スル所以デアルト考ヘラレルノデアリマスガ、政府ハ大都市特別制度ヲ早急ニ確立スルノ意思ガアルカドウカト云フ點デアリマス、第七ニハ、地方行政事務局及ビ地方事務所ニ關スルコトデアリマス、地方行政事務局及ビ地方事務所ハ、何レモ今次戰爭勃發後、政府

ガ其ノ行政ノ末端滲透ヲ圖ル爲ニ設置セラレタ機關デアリマスガ、其ノ權限ニ於テ甚ダシク中途半端ナモノデアリ、單ナル中繼機關ニ過ギナイモノデアアル、行政運営上必ズシモ缺クベカラザルモノトハ認メラレナイカラ、之ヲ廢止シテハドウカト云フコトデアリマス、次ニハ、東京都制ハ戰時ノ立法デアリマシテ、政治ノ民主化トハ全く懸ケ離レテ居ルト云フ感情ガ一般ニ濃厚デアリマス、都ノ下部組織ニハ市アリ、區アリ、町村アリ、又島嶼アリ、甚ダ複雑ナル現況デアリマス、地方制度ノ改革ノ機會ニ之ヲ整備シ、都並ニ都内ニ於ケル地方自治團體トモ、他ノ地方自治團體ト同様ノ法制下ニ之ヲ抱合スルコトヲ得ザルカト云フコトデアリマス

以上ハ、數多クノ質疑中特ニ重要ナル關係アリト認メラレルモノニ付テ申上ゲタニ止マルノデアリマス、之ニ對シテ政府當局ハ、地方自治權ヲ擴張シ、其ノ自主權ヲ強化スル方針ノ下ニ

更ニ努力スル旨ノ眞摯ナル答辯ガアツ
 タノデアリマスガ、是等ノ答辯ノ中、
 今後ノ地方自治ノ動向ニ關シ、特ニ至
 大ノ意義ト重要性ト有スルト認メラ
 レルニ點ニ付キ申述ベテ置キタイト存
 ジマス、第一ハ公選知事ノ身分ニ付テ
 デアリマス、知事ノ身分ニ付テハ、現
 行憲法下ニ於ケル國家諸機構ノ構成
 上、今直チニ之ヲ變更シテ公吏トスル
 コトハ不可能デアアル、併シナガラ新憲
 法ノ制定ニ即應シテ、國家諸機構ノ民
 主化ニ關スル關係諸法令ノ整備ニ伴
 ヒ、地方分權並ニ地方自治ノ本旨ニ從
 ヒ、知事ノ身分ヲ公吏トシ、府縣會及
 ビ府縣ノ住民ニ對シテ、責任ヲ強化セ
 シムルト共ニ、自ラ部下ノ吏員ヲ任免
 シ得ル如キ性格ノモノヲラシメタイト旨
 ノ内務大臣ノ言明ガアリ、而シテ速カ
 ニ是ガ成案ヲ得テ、來ルベキ議會ニ提
 案スル考ヘデアアル旨ヲ確約セラレタノ
 デアリマス、第二ハ第二次地方制度改
 正ノ構想ニ付テデアリマス、即チ終戰
 後澎湃トシテ起ツタ地方政治民主化ノ

胎動ハ、各地ニ見ラレタ市町村長ノ事
 實上ノ公選ノ如ク、現行法制ヲ超越ス
 ル傾向アリ、之ニ對シテハ速カニ據ル
 ベキ基準ヲ示ス必要ガ痛感セラレタノ
 ミナラズ、一方今秋行ハル、コトトナ
 ツテ居ル地方議會ノ議員ノ總選舉ハ、
 既ニ衆議院議員選舉法ガ改正セラレ、
 又新憲法ガ議會ニ提案セラレタ事實ニ
 鑑ミ、婦人參政權ヲ含ム新タナ選舉權
 者ヲ母體トシテ之ヲ施行スルコトハ、
 絕對ニ必要デアアルト認メラレルノデ、
 此ノ際新憲法ノ精神ニ則リ、地方自治
 ノ民主化ヲ促進スル爲メ、相當範圍
 ニ互ル基本的ノ改革案ヲ提出シタ次第
 デアルガ、是等ノ法案ハ、現行憲法及
 ビ諸制度ノ制約ヲ受ケテ居ルコト申ス
 マデモナイ、隨テ新憲法ニ基ク附屬諸
 法令ノ制定ニ伴ヒ、地方制度ノ民主化
 ヲ更ニ徹底的ナラシムル爲メ、必要ナ
 改正ヲ引續イテ行ハナケレバナラナ
 イ、ソレ等一聯ノ法律案ハ、成案ヲ得
 次第、出來得ル限り速カニ來ルベキ議
 會ニ提案スル意圖ヲ持ツテ居ル、此ノ

第二次改正案ノ立案ニ際シテハ、近ク
 議員其ノ他各方面ノ有識者ノ參加ヲ得
 テ構成スル積リデアアル地方制度調査會
 ノ意見並ニ世論ノ動向ニ聽キ、最モ徹
 底的、且ツ完璧ナルモノヲ得タイト考
 ヘテ居ルトノ意味ノ、内務大臣ノ答辯
 ガアツタノデアリマス
 而シテ昨三十日、委員會ハ本案ニ
 對スル討論ニ入りマシテ、數十項
 ニ互リマス修正案ヲ提出シマシテ、
 之ヲ可決シタノデアリマスガ、
 此ノ修正案ノ内容ニ付キマシテ、
 極ク簡單ニ之ヲ述ベテ見タイト願フノ
 デアリマス、此ノ際御斷リシテ置キマ
 スガ、知事ト申上ゲルノハ都道府縣知
 事ヲ含ムト御承知ヲ願ヒタイ、又首長
 ト申上ゲルノハ都道府縣知事、市町村
 長ヲ含ムモノト御承知ヲ願ヒタイノデ
 アリマス、第一ハ都長官、府縣知事ノ
 身分ニ關スル事項デアリマス、公選知
 事ノ身分ハ之ヲ公吏トスベキハ、自治
 ノ本旨カラスモ、將又地方政治ノ民
 主化ヲ圖ル上カラモ當然ノコトト考ヘ

ラレルノデアリマスガ、今直チニ之ヲ
 公吏トスルコトハ、現行國家諸機構ノ
 建前上到底不可能デアアルト認メラレマ
 スノデ、知事ノ身分ハ一應暫定的ニ之
 ヲ官吏トスルコトトシ、此ノ旨ヲ附則
 ニ明記スルコトニ致シマシタ、尙ホ現
 行諸法令ノ整備ト相俟ツテ、出來得ル
 限り速カニ之ヲ公吏トスル爲メ必要ナ
 法案ヲ準備シ、來ルベキ議會ニ提案ス
 ルトノ言明ヲ得マシタコトハ、既ニ申
 述ベタ通りデアリマス、第二ハ地方
 議會ノ權限ノ擴充ニ關スル事項デアリ
 マス、地方自治團體ニ於ケル議決機關
 タル地方議會ノ地位ヲ高メ、其ノ自治
 性ヲ強化スルコトハ、地方自治ノ民主
 化ヲ圖ル上ニ不可缺ノ要點デアルト考
 ヘラレマス所カラ、地方議會ノ權限ヲ
 數點ニ互ツテ擴充セントスルモノデア
 リマス、即チ

- 一、都道府縣會議員ノ缺員又ハ當選者ノ不足數ガ定數ノ十分ノ一ヲ超エルニ至ツタ時ハ、補缺選舉又ハ再選舉ヲ行フモノトスルコト
- 二、地方議會ハ總テ年六回以上開クモノトスルコト
- 三、地方議會ノ書記ハ議長之ヲ任免スルモノトスルコト
- 四、參事會ハ議事閉會中輕易ナ事件ニ限ツテ代議決スルコトガ出來ルモノトスルコト
- 五、參與及ビ委員ハ議會ノ同意ヲ得テ之ヲ選任スルモノトスルコト
- 六、所謂原案執行ヲナシ得ザルモノトスルコト
- 七、專決處分ヲシタ時ハ議會ニ報告シテ是ガ承認ヲ求メルコトトナシタルコト
- 八、議員ノ定數ヲソレノ增加シタルコト
- 九、都道府縣會議長ハ都道府縣ノ參事會議長ヲ兼ネルモノトスルコト
- 第三ハ選舉管理委員會及ビ監査委員ノ獨立性ノ強化ニ關スル事項デアリマス、是等ノ機關ハ、何レモ地方行政事務執行ノ公正ヲ確保セントスルモノデアリマスガ、其ノ職責ノ完全ナル遂行

ヲ圖ラシメル爲ニハ、出來ル限リ其ノ地位ノ獨立性ヲ保障スルコトガ必要デアルト考ヘラレタノデアリマス、此ノ爲メ

一、選舉管理委員會ニ對スル都長官、府縣知事又ハ市町村長ノ監督ヲ廢止シタルコト

二、選舉管理委員會ハ委員一人以上ヨリ請求ガアツタ時之ヲ招集スルコトヲ要スルモノトスルコト

三、選舉管理委員會ノ書記ハ同委員長ガ任免スルモノトスルコト

四、監査委員ニ對スル首長ノ監督權ヲ廢止スル等其ノ職務上ノ獨立性ヲ徹底セシメタルコト

第四ハ、地方自治團體ノ首長選舉ニ關スル事項デアリマス、首長ノ選舉ハ、苟クモ首長ガ地方公共團體ノ最高執行機關トシテ、地方行政運営ノ中樞ニ位置スルモノタル點ニ鑑ミ、住民多數ノ意思ニ依ツテ支持セラル、コトガ必要デアルト共ニ、他方何時マデモ當選者ガ得ラレズ、地方政治ガ長ク不安

定ノ状態ノ下ニ置カレルコトヲ避ケル爲メ、特別ノ措置ヲ講ズルコトガ必要デアルト認メラレマスノデ、次ノ二點ヲ修正シタルデアリマス

一、首長ノ法定得票數ヲ八分ノ三トスルコト

二、首長ノ選舉ニ於テ法定得票數ニ達スル者ガナイ時ハ得票最多數ノ者二人ニ付キ決選投票ヲ行フモノトスルコト

第五ハ、直接參政權ニ關スル事項デアリマス、直接參政權ハ住民ト地方政治トヲ直結セシメ、住民ノ自覺ト責任トヲ齎ス意味ニ於テ、極メテ意義ノ多イ制度デアリマスガ、他方是ガ運営ニ付テハ慎重ナル配慮ヲ加ヘ、苟クモ直接參政權ヲ以テ一部ノ煽動ニ依ツテ輕學シ、地方政治ヲ攪亂スルノ具タラシメルヤウナコトガアツテハナラナイノデアリマスガ、修正案ニ於テハ、此ノ點ヲ顧慮致シマシテ、其ノ行使ニ相當ナル節度ヲ要求スルト共ニ、直接參政權ノ本質ヲ更ニ發揮セシメントシテ居

ルデアリマス

一、立法、監査、解散及ビ解職ノ請求ニ必要ナ選舉人ノ連署數ノ最高ノ制限ヲ撤廢スルコト

二、議會ノ解散及ビ首長以下職員ノ解職請求ニ必要ナ連署數ヲ三分ノ一ニ高メルコト

三、首長及ビ議員ノ解職ハ、選舉後一年間、投票ヲ行ツタ時ハ其ノ後一年間ハ行ヒ得ナイモノトスルコト、其ノ他職員ニ付テモ右ニ準ズルコト、但シ制限期間ハ六ヶ月トスルコト

四、議會ノ解散及ビ首長及ビ議員ノ解職ノ請求ハ選舉管理委員會ニ對シテ之ヲナシ、一般投票ニ依ツテ決定スルモノトシ、一般投票ニ於テ過半數ノ同意ガアツタ時ハ當然ニ議會ハ解散シ、又首長ト議員ハ失職スルモノトスルコト

五、首長及ビ議員以下ノ職員ノ解職請求ハ首長ニ對シテ之ヲナシ、首長ヨリ議會ニ付議シ、議會ニ於テ

三分ノ二以上ノ議員出席、其ノ四分ノ三以上ノ多數デ可決サレタ時ハ當然失職スルモノトスルコト

第六ハ、東京都ノ區ニ關スル事項デアリマス、東京都ノ區ハ、今次ノ改正案ニ於テ相當自治權ノ擴充ガ圖ラレンドシテ居ルノデアリマスガ、區ノ現勢ト將來ノ動向ニ鑑ミテ、更ニ其ノ自主性ヲ強化スルノ要ガアルト認メラレル所カラ

一、區長ハ直接選舉ニ依リ選出スルコトトスル

二、區ノ權能ヲ擴充シ法令ノ定メル所ニ依ル事務ヲ處理スルモノトスルコト

其ノ他

一、議會ニ於テ首長不信任ノ議決ヲナシタル時ハ十日以内ニ首長ガ之ヲ解散シナイ限り首長ハ退職スルヲ要スルモノトスルコト

二、地方議會ノ議員ノ法定得票數ハ四分ノ一トスルコト

三、地方議會ノ傍聽禁止ハ議員三分

ノ二以上ノ多數ニ依ルヲ要スルモノトスルコト

四、都道府縣會議議員ノ市部以外ノ選舉區ノ區域ハ從前都長又ハ島司ノ管轄シタル區域トスルコト

五、市町村ハ市町村内ノ團體ニ對シ是ガ綜合調整ヲ圖ルモノトシ、市町村會ノ議決ニ依リ市町村長ハ是等團體ヲ指揮監督スルコトガ出來ルモノトスルコト

其ノ他地方自治ヲ強化シ、地方行政ノ民主化ヲ圖ル上ニ必要ト認メラレル各事項ニ關シ、所要ノ修正ヲ加ヘタルモノデアリマス

以上ヲ以チマシテ、委員會ニ於テ決定致シマシタ修正案ノ概要ノ説明ヲ終リマス、次ニ各黨ヨリ、其黨代表トシテ各黨ノ觀點カラ希望意見ノ開陳ガアリ、修正案ニ賛意ヲ表サレ、採決ニ入り、總員一致致シマシテ、修正案及ビ之ヲ除キタル原案ヲ可決スベキモノナリト議決致シマシタ

續イテ附帶決議ニ付テ中上ゲマス、

附帯決議ハ

- 一、政府は都道府縣の首長及びその部下をすべて公吏とする都制、府縣制改正案及びこれに必要な法律案を急速に整備し、來るべき通常議會に提出すること。
- 二、前項都制、府縣制改正案の完璧を期するため、直ちに地方制度審議會を設置すること。
- 三、都及び市町村に對し行政警察權を大幅に移讓すること。
- 四、五大都市に速かに特別市制を實施すること。
- 五、地方行政事務局を廢止すること、又地方事務所の存廢はこれを都府縣の任意とすること。
- 六、國稅、地方稅を通ずる稅制の根本的改正を斷行し、地方自治團體の財政自主權の確立を期すること。
- 七、地方自治團體に對する煩瑣な許可、報告等の監督權は縮小整理すること。

以上七點デアリマス、是モ總員一致可決致シマシタ

次イデ委員會ノ希望ノ一部ヲ申上ゲマス、本法案ガ成立ヲ見ルニ至リマシタナラバ、市區町村會議員、市區町村長、都道府縣會議員、都道長官、府縣知事ノ選舉ヲ可及的速カニ執行セラレタシトノコトヲ、本委員會ハ政府ニ熱望致シテ居ルトノ意思ヲ茲ニ表明シ、併セテ本會議ニ報告スルモノデアリマス

次ニ衆議院議員選舉人名簿等の臨時特例に關する法律案ハ、地方制度ニ關スル法律案ニ伴ヒマシテ、臨時ノ措置トシテ適當ナルモノト認メマシテ、是レ亦全員一致可決致シタ次第デアリマス、以上概略デアリマスルガ、只今上程ニナツテ居リマス諸法案ニ對シマシテ、御報告ヲ申上ゲマシタ次第デアリマス(拍手)

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(山崎猛君) 御異議ナシト認メマス、仍テ五案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○山口喜久一郎君 直チニ五案ノ第二讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス

○議長(山崎猛君) 山口君ノ動議ニ御異議アリマセムカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(山崎猛君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ五案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス、討論ノ通告ガアリマス、之ヲ許シマス

德田球一君

東京都制の一部を改正する法律案

第二讀會

市制の一部を改正する法律案

第二讀會

町村制の一部を改正する法律案

第二讀會

府縣制の一部を改正する法律案

第二讀會

府縣制の一部を改正する法律案

第二讀會

衆議院議員選舉人名簿等の臨時特例に關する法律案

第二讀會

〔德田球一君登壇〕

○德田球一君 私ハ日本共產黨ヲ代表致シマシテ、所謂地方行政改革案、正式ノ名前ハ東京都制の一部を改正する法律案、市制の一部を改正する法律案、町村制の一部を改正する法律案、府縣制の一部を改正する法律案、此ノ法律案ニ對シマシテ反對ヲ表明スル次第デア

抑、此ノ地方制度ト云フモノハ、現在ノ狀態ニ於キマシテハ、中央政府ト對立スル狀態ニアル、サウ云フ機構ニ於キマス自治制度ヲ以テ始マツテ居ルノデア

ル、デアリマスカラ、國家機構ノ全體ニ於キマシテ、中央政府ト地方政府トノ對立ハ依然タルモノデア

ル、我ガ黨ノ主張スル所ノモノハ、全國的ニ民主化サレナケレバ、全體ノ政治ト云フモノハ圓滑ニ且ツ有效ニ達成セラレルコトハ出來ナイト信ズルノデア

ル、所以ノモノハ、抑、天皇制ノ下ニ於テ、地方市民ガ非常ニ壓迫サレマシタ其ノ結果、之ニ對シテ一ツノ息吹キヲ求メル爲ニ、此ノ自治制ガ行ハレタ

ル、政府トノ駭引キニ依リマシテ、利己ノ、自分ダケノコトヲ巧クヤラウト云フ其ノ實績ヲ示シタノデア

ル、現在之ヲ改革致シマシテモ、尙且ツ此ノ方向ハ少シモ改マツテ居リマセ

ム、我々ハ國家全體ガ、上ハ中央政府カラ下ハ市町村ニ至ルマデ一體トナツテ、中央政

府ノ決定シタモノハ地方政府ガ之ヲ當然執行スベシ、サウシテ又地方制度ニ於キマシテモ、尙且ツ此ノ中央政府ノ

全方位ニ對シ、十分ナル之ノ滲透ヲヤツテ行クト云フ、此ノ建前デナケレバ

ル、我ガ黨ノ主張スル所ノモノハ、全國的ニ民主化サレナケレバ、全體ノ政治ト云フモノハ圓滑ニ且ツ有效ニ達成セラレルコトハ出來ナイト信ズルノデア

ル、所以ノモノハ、抑、天皇制ノ下ニ於テ、地方市民ガ非常ニ壓迫サレマシタ其ノ結果、之ニ對シテ一ツノ息吹キヲ求メル爲ニ、此ノ自治制ガ行ハレタ

ル、政府トノ駭引キニ依リマシテ、利己ノ、自分ダケノコトヲ巧クヤラウト云フ其ノ實績ヲ示シタノデア

到底成立タヌト思フノデアアル、然ルニ此ノ地方制度ニ於キマシテハ、其ノ點ハ毫モ改マツテ居ラズ、地方制度ハ自ラノ範圍ニ於キマシテ、自ラノ生活ヲスルコトニノミ汲々トスル結果、結局スル所是ガ中央政府トノ對立關係ニナルト信ズルノデアアル(ノウ〜)斯クシテハ決シテ國家全體ノ主權、全人民ノ生活ノ安定ト向上トノ爲ニ圖ラレズ、一部ノ階級ガ此ノ機關ヲ利用シテ、サウシテ自己ノ爲ニ圖ルコトニナラザルヲ得ナイ状態ニアルノデアアル、實際ニ於キマシテ地方機關ニ於テハ、地方ノ利益ノ爲ニ常ニ中央政府ト交渉ヲシ、成ベク多クノ利權ヲ得ヨウトスルコトニノミ熱中シテ居ル、此ノ點ハ學校ノ設立ニ致シマシテモ、或ハ鐵道ノ敷設ニ致シマシテモ、總テ我利我利主義デアツテ、我が黨ノ、我が地方ノト云フ其ノ觀點ニノミ立ツヤウニナツテ居ルノデアアル、此ノコトハ決シテ幸福ヲハナカッタノデアアル、此ノ爲ニ我が國民ガ如何ニ全體的ニ其ノ發達

ヲ害セラレテ居ツタカト云フコトハ、是ハ此ノ六、七十年ノ間ノ實績ガ示シテ居ルノデアツテ、我々ガ知ラナイバカリデ、全國民ハ之ヲ十分承知シテ居ルノデアアル

次ニ此ノ制度ノ根本的ナ問題ハ、所謂地方議會ニ地方ノ主權ガ移ツテ居ラヌト云フコトデアアル、即チ議會ガ主權ヲ握ツテ、此ノ議會ノ代行機關トシテノミ知事、市長、町村長ガ問題ニナルノデアツテ、此ノ制度ニ依リマスレバ、知事、市長、町村長其ノモノガ主權ノ執行者ニナツテ居ルノデアアル、是デハ到底此ノ問題ハ解決シナイ、即チ主權者ト——知事其ノ他市町村長ト議會トハ常ニ對立シテ居ルノデアツテ、議會ハ結局スル所監督機關デアアル、諸問機關デアアルト云フ程度ニ過ギナクナルノデアアル、即チ議會ハ之ニ依ツテ單ニ市長トノ間ノ、或ハ知事トノ間ノ取引ノ機關ニナラザルヲ得ナイノデアアル、デアリマスカラ結局スル所、此ノ制度ハ何等從來ノ天皇制ノヤリ方ヲ

改メテ居ルモノデハナイ、修正意見ニ於キマシテモ、尙且ツ此ノ根本的ナ方面ハ改マツテ居ラナイ、デアルカラシテ結局此ノ改正案ヲ以テ民主主義ヲ徹底サセヨウトスルコトハ、是ハ夢ヲ見ルノト同ジデアアル(笑聲)實際上知事ヲ彈劾スル場合ニ於キマシテモ、知事ノ彈劾ハ議會ニ於テ此ノ報告ヲ求メテ、是ガ惡ケレバ議會自體ガ之ヲ裁決シナケレバナラナイ、然ルニ議會ハ此ノ時ニ於テ單ニ不信任ヲ表明スルニ止マル、不信任後ハ議會ハ解散シ、更ニ此ノ議會ニ於テ不信任ガ成ラナケレバ、知事ハ罷メセラレナイノデアアル、即チ知事ハ此ノ際ニ於テ、自分ノ權力ヲ以テ議員ヲ買収シ、或ハ是等ヲ懷柔スル所ノ權力ハ、依然トシテ存在シテ居ルノデアアル、斯クノ如キコトハ民主主義ニハナラナイ、議會ガ眞ニ之ヲ握リ、知事其ノ他市町村長ノ如キハ、議會ニ對シテ常ニ報告シ、議會ノ主權ニ對シテ常ニ屈伏シ、其ノ服従ノ下ニ行ハレナケレバ、統一サレタ所ノ地

方行政ト云フモノハ行ハレナイノデアアル、此ノコトガ十分分ツテ居ラナイ、其ノ點ニ於キマシテ、此ノ改正案ト云フモノハ、地方行政ノ民主化ト云フコトニハ當ツテ居ラヌノデアアル(議案ヲ讀ンデ居ルカ)ト呼ブ者アリ)議案ハ精細ニ讀ミ且ツ之ヲ十分考究シテ居ル所デアツテ、我々ハ決シテ出鱈目ヲ言フモノデハナイ、此ノ知事、市町村長等ヲ、市民、住民ガ彈劾スルト云フケレドモ、斯クノ如キコトハ實際上ハ行ハレナイコトデアアル、斯クノ如キ署名運動ガ行ハレルト云フコトハ、中々困難ノモノデアツテ、實際上ニ於テハ知事、市長其ノ他ノ者ハ人民ノ眼カラ十分ニ是ハ監督セラレナイモノニナルノデアアル、其ノ點ハ議會ガ人民ノ代表トシテ十分ニ反映セラレテ居ルナラバ、此ノ議會ガ一部始終ニ互ツテ市長、知事、町村長ノ行動ヲ十分ニ監視スルコトハ出來ルノデアアル、是ハ直接何時モ監視スルコトガ出來ルノデアアル、之ニ依ツテ此ノ罷免權其ノ他ガ問題ニナラ

ナケレバ、到底各市民諸君ガ莫大ナ進署ヲ以テ之ヲ彈劾スルト云フガ如キハ、結局スル所是ハ行ハレザルコトヲ求メルノデアツテ、結局是ハ知事其ノ他ノ首長ノ全體トシテ信任セラレテ居ルト云フ其ノ形式的ナ點ニ於テ、彼等ノ權力ヲ愈々益々強メル結果ニナルノデアアル、是ハ我々ノ執ラザル所デアアルノデアリマス

次ニ地方ノ區劃ノコトデアリマスガ、地方區劃ノコトニ關シテ、此ノ法案ハ何等之ヲ解決シテ居ラナイ、然ルニ現在ニ於キマシテハ、各府縣トモ實際上自治的ナ生活ヲナシ得ラザル状態ニ陥ツテ居ル、東京都ニ於テ尙且ツ然リ、大阪ニ於キマシテモ是デアアル、何處ノ縣ニ於テモ、満足ニ自分ノ生活ヲ本當ニ充實シテ行クコトハ出來ナイト云ヒ、經濟的ノ諸關係ノ複雑ヲ極メテ居ルコトト云ヒ、其ノ他實際上ノ財政力ノ問題ト云ヒ、總テ現在ノ状態ニ於テハ、到底是ハ自治權ヲ完全ニ遂行

到底成立タヌト思フノデアアル、然ルニ此ノ地方制度ニ於キマシテハ、其ノ點ハ毫モ改マツテ居ラズ、地方制度ハ自ラノ範圍ニ於キマシテ、自ラノ生活ヲスルコトニノミ汲々トスル結果、結局スル所是ガ中央政府トノ對立關係ニナルト信ズルノデアアル(ノウ〜)斯クシテハ決シテ國家全體ノ主權、全人民ノ生活ノ安定ト向上トノ爲ニ圖ラレズ、一部ノ階級ガ此ノ機關ヲ利用シテ、サウシテ自己ノ爲ニ圖ルコトニナラザルヲ得ナイ状態ニアルノデアアル、實際ニ於キマシテ地方機關ニ於テハ、地方ノ利益ノ爲ニ常ニ中央政府ト交渉ヲシ、成ベク多クノ利權ヲ得ヨウトスルコトニノミ熱中シテ居ル、此ノ點ハ學校ノ設立ニ致シマシテモ、或ハ鐵道ノ敷設ニ致シマシテモ、總テ我利我利主義デアツテ、我が黨ノ、我が地方ノト云フ其ノ觀點ニノミ立ツヤウニナツテ居ルノデアアル、此ノコトハ決シテ幸福ヲハナカッタノデアアル、此ノ爲ニ我が國民ガ如何ニ全體的ニ其ノ發達

ヲ害セラレテ居ツタカト云フコトハ、是ハ此ノ六、七十年ノ間ノ實績ガ示シテ居ルノデアツテ、我々ガ知ラナイバカリデ、全國民ハ之ヲ十分承知シテ居ルノデアアル

次ニ此ノ制度ノ根本的ナ問題ハ、所謂地方議會ニ地方ノ主權ガ移ツテ居ラヌト云フコトデアアル、即チ議會ガ主權ヲ握ツテ、此ノ議會ノ代行機關トシテノミ知事、市長、町村長ガ問題ニナルノデアツテ、此ノ制度ニ依リマスレバ、知事、市長、町村長其ノモノガ主權ノ執行者ニナツテ居ルノデアアル、是デハ到底此ノ問題ハ解決シナイ、即チ主權者ト——知事其ノ他市町村長ト議會トハ常ニ對立シテ居ルノデアツテ、議會ハ結局スル所監督機關デアアル、諸問機關デアアルト云フ程度ニ過ギナクナルノデアアル、即チ議會ハ之ニ依ツテ單ニ市長トノ間ノ、或ハ知事トノ間ノ取引ノ機關ニナラザルヲ得ナイノデアアル、デアリマスカラ結局スル所、此ノ制度ハ何等從來ノ天皇制ノヤリ方ヲ

改メテ居ルモノデハナイ、修正意見ニ於キマシテモ、尙且ツ此ノ根本的ナ方面ハ改マツテ居ラナイ、デアルカラシテ結局此ノ改正案ヲ以テ民主主義ヲ徹底サセヨウトスルコトハ、是ハ夢ヲ見ルノト同ジデアアル(笑聲)實際上知事ヲ彈劾スル場合ニ於キマシテモ、知事ノ彈劾ハ議會ニ於テ此ノ報告ヲ求メテ、是ガ惡ケレバ議會自體ガ之ヲ裁決シナケレバナラナイ、然ルニ議會ハ此ノ時ニ於テ單ニ不信任ヲ表明スルニ止マル、不信任後ハ議會ハ解散シ、更ニ此ノ議會ニ於テ不信任ガ成ラナケレバ、知事ハ罷メセラレナイノデアアル、即チ知事ハ此ノ際ニ於テ、自分ノ權力ヲ以テ議員ヲ買収シ、或ハ是等ヲ懷柔スル所ノ權力ハ、依然トシテ存在シテ居ルノデアアル、斯クノ如キコトハ民主主義ニハナラナイ、議會ガ眞ニ之ヲ握リ、知事其ノ他市町村長ノ如キハ、議會ニ對シテ常ニ報告シ、議會ノ主權ニ對シテ常ニ屈伏シ、其ノ服従ノ下ニ行ハレナケレバ、統一サレタ所ノ地

方行政ト云フモノハ行ハレナイノデアアル、此ノコトガ十分分ツテ居ラナイ、其ノ點ニ於キマシテ、此ノ改正案ト云フモノハ、地方行政ノ民主化ト云フコトニハ當ツテ居ラヌノデアアル(議案ヲ讀ンデ居ルカ)ト呼ブ者アリ)議案ハ精細ニ讀ミ且ツ之ヲ十分考究シテ居ル所デアツテ、我々ハ決シテ出鱈目ヲ言フモノデハナイ、此ノ知事、市町村長等ヲ、市民、住民ガ彈劾スルト云フケレドモ、斯クノ如キコトハ實際上ハ行ハレナイコトデアアル、斯クノ如キ署名運動ガ行ハレルト云フコトハ、中々困難ノモノデアツテ、實際上ニ於テハ知事、市長其ノ他ノ者ハ人民ノ眼カラ十分ニ是ハ監督セラレナイモノニナルノデアアル、其ノ點ハ議會ガ人民ノ代表トシテ十分ニ反映セラレテ居ルナラバ、此ノ議會ガ一部始終ニ互ツテ市長、知事、町村長ノ行動ヲ十分ニ監視スルコトハ出來ルノデアアル、是ハ直接何時モ監視スルコトガ出來ルノデアアル、之ニ依ツテ此ノ罷免權其ノ他ガ問題ニナラ

ナケレバ、到底各市民諸君ガ莫大ナ進署ヲ以テ之ヲ彈劾スルト云フガ如キハ、結局スル所是ハ行ハレザルコトヲ求メルノデアツテ、結局是ハ知事其ノ他ノ首長ノ全體トシテ信任セラレテ居ルト云フ其ノ形式的ナ點ニ於テ、彼等ノ權力ヲ愈々益々強メル結果ニナルノデアアル、是ハ我々ノ執ラザル所デアアルノデアリマス

次ニ地方ノ區劃ノコトデアリマスガ、地方區劃ノコトニ關シテ、此ノ法案ハ何等之ヲ解決シテ居ラナイ、然ルニ現在ニ於キマシテハ、各府縣トモ實際上自治的ナ生活ヲナシ得ラザル状態ニ陥ツテ居ル、東京都ニ於テ尙且ツ然リ、大阪ニ於キマシテモ是デアアル、何處ノ縣ニ於テモ、満足ニ自分ノ生活ヲ本當ニ充實シテ行クコトハ出來ナイト云ヒ、經濟的ノ諸關係ノ複雑ヲ極メテ居ルコトト云ヒ、其ノ他實際上ノ財政力ノ問題ト云ヒ、總テ現在ノ状態ニ於テハ、到底是ハ自治權ヲ完全ニ遂行

シ得ラレザル状態ニアルノデアル、然ルニ此ノ根本的ナ状態ヲ看過シテ、唯末梢的ニ地方制度ヲ改正スルト言ツテモ、是ハ何等意味ヲナサナイモノデア
ル、是ニ於テ政府ガ今後財政經濟其ノ他ニ於テ重大ナル變更ヲ加ヘル云々ト言フケレドモ、變更ヲ加ヘルナラバ、ナゼ此ノ法案ニ於テ變更ヲ加ヘナイカ、後ニ約束スルコトデ、ソレガ行ハレタコトハ一遍ダツテアルモノデヤナイ、其ノ間ニ色々ノ故障ガ起リ、結局今度定マツタコトデ、ズル／＼ベツタリニ行クノデアル、劃期的ナ改革ヲスルナラバ、此ノ根本的ナ點ヲ改革シナイ限り、是ハ斷ジテ有效ノモノデハアリ得ナイノデア
ル

ノ下ニ、之ヲ日本全國ノ首都トシテ、而モ之ヲ最モ模範的ナモノニ拵ヘ上ゲナケレバナライ義務ヲ負ハシテ、其ノ權ヲ遂行シテ行カウト言ツタツテ、是ハ獸目デアル、之ヲ根本的ニ改革シナケレバナライニ拘ラズ、之ニ對シテ何等ノ「メス」ヲ加ヘテ居ラヌコト、是ハ徹底的ニ誤リデアルト私ハ信ズルノデアル、殊ニ此ノ點ニ於キマシテ最モ重大ナコトハ、警視廳ガ依然トシテ獨立性ヲ持ツテ居ルコトデアル、警視廳ガ獨立性ヲ持ツテ居レバ、東京都ハ自主的ニ警察權ヲ行使スルコトハ出來ナイ、警察權ヲ伴ハズシテ、此ノ權カノ實際ノ發動ヲ伴ハズシテ、如何ニシテ行政ノ完成ガ出來ルデアラウカ、唯實際上ノ行政ヲヤル所ノ實力ヲ他ノ方面ニ持チ、而シテ是ハ官僚ノ直接ノ線ニ依ツテ之ヲ握リ、他方ニ於テ之ヲ抜イタ所ノ地方行政ガ、如何ニ表面上民主化サレルト言フト雖モ、是ハ何等實ナキモノニ陥ルノデアル、又現在マデ是ハ實ナキモノニ陥ツテ居ルノ

デアル、警視廳ト東京都トノ對立ト云フモノハ、非常ニ根深イモノデアル、現在ニ於テモ是ハ癒スベカラザル基本的ナ縮ニナツテ居ルノデアル、之ヲ治サヌ限り、此ノ地方制度ト云フモノハ、何等改革ト言フベキ性質ノモノデナイト私ハ信ズルノデアル、而モ此ノ警視廳ノ特別ナ存在ト云フモノハ、政治的ナ干渉、殊ニ思想其ノ他労働者階級、人民階級ニ對シテ、此ノ干渉ノ最モ基礎的ナモノニナリ、是ガ民主主義ノ發展ニ對シテ最大ノ痛トナリツ、アルコトハ、現在既ニ此ノ徵候ガ現ハレテ居ルノデアル、デアリマスカラ、是ハドウシテモ民主化シナケレバナラヌ、ドウシテモ之ヲ改メナケレバナライ、然ルニ依然トシテ此ノ獨立ヲ認メテ居ル所ノ地方行政改革ト云フモノハ、何等意義ナキモノト信ズルノデア
ル

ノ行政、地方ノ全體的ナ改革ト云フモノハ出來得ナイノデアル、一方ニ於テハ地方ノ全體ノ經濟、教育其ノ他ノ重荷ヲ負ハサレナガラ、他方デハ實際惡イコトヲシテ居ルモノ、犯罪的ナ存在、之ヲ檢舉スル、之ヲ打ちノメス所ノモノハ結局獨立——中央政府ガ之ヲ握ルト云フコトニ於テ、是ハ二元的デアル、斷ジテ地方行政ノ完成ニナラナイノデアル、無論是等ヲ移讓スル云々トハ言フケレドモ、此ノ法制ノ下ニ於テハ織込マレテ居ラナイ、是ガ全體トシテ統合セラレテ居ラヌト云フコトハ、結局スル所、此ノ地方改革ト云フモノハ骨抜キニナツテ居ルノデアル、是ハ斷ジテ不可デア
ル

甘シジテ、財政上ノ諸權利ガ常ニ侵サレルコトニナルコトハ當然デアル、此ノ點ヲ明確ニシナイリ、此ノ地方行政改革案ト云フモノハ何等價值ノナキモノデアル、實ノナイ、單ナル形式のナ改革案ニ終ルノデアル、ソレ故ニ全體ヲ通ジマシテ、此ノ修正モ總テ末梢的デア
ル、何等基本的、根本的ナモノヲ含シテ居ラナイ、即チ此ノ法案ヲ通ジマシテ、何等是ハ民主主義的ニ徹底ヲスルモノニハナライノデアル、即チ憲法ノ設定ガマダ終ラナイカラト言ツテ、知事ヲ未ダニ官吏ニスルト云フコトハ、ヤハリ是ハ官吏の性格ヲ持ツテ居ルカラデアル、憲法ハ既ニ改革セラルベキ見透シガ付キ、又此ノ法案ヲ作ル時デモ、既ニ其ノ見透シハ付イテ居ルノデア
ル、然ラバ憲法ニ准ジテ、總テノ改革ハ一體的ニナサルベキデア
ル、憲法ノ改革ト是トガ遊離シテ居ルト云フコト、此ノコトガ根本的ニ誤リデアル、依然トシテ警察政治ヲ強化シ、依然トシテ人民ヲ彈壓シ、依然トシテ地方制度ノ

問ニ天皇制ノ根深イカヲ残サウトスル、此ノ陰謀的改革ニ對シテ、我ガ黨ハ斷乎反對スルモノデアアル

○議長(山崎猛君) 是ニテ討論ハ終局致シマシタ、五案ヲ一掃シテ採決致シマス、五案ヲ委員長ノ報告通り決スルニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

〔贊成者起立〕

○議長(山崎猛君) 起立多數、仍テ五案トモ委員長報告通り決シマシタ(拍手)是ニテ五案ノ第二讀會ハ終了致シマシタ

○山口喜久一郎君 直チニ五案ノ第三讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス

○議長(山崎猛君) 山口君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(山崎猛君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ五案ノ第三讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

東京都制の一部を改正する法律案 第三讀會

市制の一部を改正する法律案 第三讀會

町村制の一部を改正する法律案 第三讀會

府縣制の一部を改正する法律案 第三讀會

衆議院議員選舉人名簿等の臨時特例に關する法律案 第三讀會

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(山崎猛君) 別ニ御發議モアリマセヌカラ、五案トモ第二讀會議決ノ通り確定致シマシタ(拍手)此ノ際先程後述シト致シマシタ日程第四、帝國議會各議院の議長、副議長及び議員の手當に關する法律案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス

委員長坂東幸太郎君

第四 帝國議會各議院の議長、副議長及び議員の手當に關する法律案(政府提出)

議案(政府提出)

第一讀會の續(委員長報告)

報告書

一 帝國議會各議院の議長、副議長及び議員の手當に關する法律案 (政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スベキモノト議決シタ因ツテココニ報告スル

昭和二十一年八月二十九日

委員長 坂東幸太郎 衆議院議長山崎 猛殿

〔坂東幸太郎君登壇〕

○坂東幸太郎君 只今議題トナリマシタ帝國議會各議院の議長、副議長及び議員の手當に關する法律案ノ委員會ノ審査ノ經過並ニ結果ヲ簡單ニ御報告申上ゲマス

委員會ニ於キマシテハ、大藏當局ヨリ議員ノ歳費ニ關スル詳シイ説明ガゴザイシタ、御承知ノ通り歳費ハ最初八百圓、明治三十二年ニハ是ガ二千圓ニ改正サレ、更ニ大正九年ニハ之ヲ三千圓ニ改正シマシタガ、現在ノ物價水準並ニ

各方面ノ事情ヲ綜合シマスルナラバ、一箇月二百五十圓ハ餘リニ貧弱過ギル、併シナガラ歳費ノ改正ハ議院法ノ改正ニ俟タナケレバナラヌガ、議院法ハ今後國會法トシテ改正シマスルカラ、只今ノ事情ノ下ニ於テ政府ハ議院法ノ改正デハ適當デナイト云フ意味カラ、此ノ法律案ヲ出シマシテ、一箇月千五百圓ノ手當ヲ議長、副議長及び議員ニ支給セントスルノガ此ノ法律案デゴザイマス、茲ニ於キマシテ議員カラハ、種々ナル方面ヨリ質問ガ出マシタ、又其ノ前ニ政府ハ之ニ關聯シテ、英國、米國、「オランダ」、「ノルウェー」並ニ溟洲ノ議員ノ歳費ノ説明ガアリマシタ

〔議長退席、副議長著席〕

其ノ中一ツ「アメリカ」ヲ御紹介シマスルナラバ、「アメリカ」デハ議員ノ歳費ハ現在一萬五千「ドル」、日本ノ金圓ノ三萬圓、若シ金ガ三十倍シテ居リマスナラバ九十萬圓トナルヤウナ勘定デアリマス、ソコデ政府ハ世界各國ノ實際

等ヨリモ考ヘ、此ノ法律案ヲ出シタノデゴザイマスルガ、之ニ關聯シマシテ議員カラハ、然ラバ國會法ガ出來タ場合ニ於テ、議員ノ地位、議員ノ待遇ハドウナルカトノ質問ガアリマシタガ、斯カル質問アルベシト考ヘマシテ、豫メ法制局長官ノ出席ヲ求メテ居リマシタノデ、長官ハ答ヘテ曰ク、現在政府ハ責任上國會法ノ草案ヲ検討シテ居ルノデアアル、尤モ國會法ハ議會自身ガ作ルノデアアルガ、政府ハ責任上草案トシテ國會法ノ草案ヲ作ツテ居ルノデアアル、之ニ依ルト、議員ノ地位ハ國務大臣ニ準ズル、國務大臣以外ノ官吏ノ上デアリマス、而シテ議員ノ待遇ハ同時ニ國務大臣ニ準ズルト云フコトハ、即チ國會法制定調査中ノ法制調査會ノ意向デアアル、斯ウ云フ答辯ヲシテ居ツタ譯デゴザイマス

斯ク致シマシテ懇談會ニ移リマシタ、現在議員ノ宿舍ハ困難或ハ交通ノ困難等カラ、議員ガ職責ヲ全スル上ニ於テ、不可抗力的ニ支障ガ起ルコト

ガ履、アルガ故ニ、政府ハ須ク宿舍ノ準備ヲシ、或ハ又交通ニ付テモ相當ナ考慮ト努力ヲ拂フベシト云フコトガ、各委員ニ依ツテ論議セラレマシタ、斯ク懇談ノ結果或ル結論ニ達シマシタ、即チ政府トシテハ出來得ル限り相當ナ宿舍ノ準備ヲスルガ、直グニ間ニ合ハナイカラ、ソレマデ或ル方法ヲ以テ議員ヲ週スル途ヲ講ジタイ、又交通ノ不便ヲ除去スルコトニ付キマシテハ、出來得ルナラバ四、五十臺位議員使用ノ自動車ヲ配備セヨトノ議員ノ希望モ、ソレモ十分考慮シタイト云フコトデ、色々ト研究ノ歩ヲ進メテ參リマシタ結果、即チ各院ノ議長、副議長及ビ議員ニ對シマシテハ、宿舍ガ出來ルマデ、議會ノ成立カラ閉會マデノ間ニ於テ、一人ニ一日四十圓ヲ特別日當ノ形ニ於テ支給スルト云フコトニ話ガ纏マリマシタ、此ノ結果一昨二十九日憲、討論ニ移リマシタノデアリマスルガ、討論ニ移ル前ニ、委員長ヨリ今申シマシタ點ヲ確認スル宣言ヲ行ヒ、又政府モ今

申シマシタ特別日當其ノ他ニ關スル政府ノ決定シタ態度ヲ宣言シ、又交通等ニ付テモ出來得ル限り努力ヲスルト云フコトヲ述べラレマシタ

斯クテ討論ニ移リマシテ、自由黨ノ代表青木孝義君、進歩黨ノ代表川崎秀二君、社會黨ノ代表山崎常吉君並ニ新政會代表ノ松原一彦君ハ、各々或ル希望ヲ附シ、或ハ又相當傾聴スベキ意見ヲ陳述附加シテ、憲、政府原案ノ採決ヲ行ヒマス、出席委員總員起立、滿場一致政府原案ヲ可決致シマシタ、以上簡單ナガラ御報告申上ゲマス(拍手)

○副議長(木村小左衛門君) 本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

○副議長(木村小左衛門君) 御異議ナシト呼ブ者アリ

○副議長(木村小左衛門君) 御異議ナシト認メマス、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○山口喜久一郎君 直チニ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告通リ可決セラレンコトヲ望ミマス

○副議長(木村小左衛門君) 山口君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○副議長(木村小左衛門君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

帝國議會各議院の議長、副議長及び議員の手當に關する法律案

第二讀會(確定議)

○副議長(木村小左衛門君) 別ニ御發議モアリマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通リ可決確定致シマシタ(拍手)日程第一、臨時物資需給調整法案ノ第一讀會ヲ開キマス——星島商工大臣

第一 臨時物資需給調整法案(政府提出) 第一讀會

臨時物資需給調整法案

臨時物資需給調整法

第一條 主務大臣は、産業の回復及び振興に關し、經濟安定本部總裁が定める基本的な政策及び計畫の實施を確保するために、左に掲げる事項に關して、必要な命令をなすことができる。

一 經濟安定本部總裁が定める方針に基く物資の割當又は配給

二 經濟安定本部總裁が定める方針に基く物資の生産(加工及び修理を含む。以下同じ)若しくは工事の施行又は物資の生産若しくは工事の施行の制限若しくは禁止

三 經濟安定本部總裁が定める方針に基く物資又は設備の譲渡、引渡又は貸與

政府は、勅令の定めるところにより、前項第二號又は第三號に掲げる事項に關する命令により生じた損失を補償する。

第一項の規定による命令を遵守する場合における擔保權の處理その他

必要な事項は、命令でこれを定める。

第二條 主務大臣は、前條第一項第一號の割當の實施について必要且つ適當と認めるときには、民主的に組織された産業團體に、その構成員の議決に基いて、その構成員及びその構成員以外の同業者で物資の割當を請求する者に對する

前項の産業團體は、主務大臣が、告示により、これを指定する。

前項の規定により指定された産業團體から、第一項の規定により物資の割當を受ける者で、その産業團體の行つた物資の割當の決定に不服のある者は、遲滞なくその旨を主務大臣に申し出ることができ

る。この場合には、主務大臣は、事案について公正な調査及び審議を行つた上、公益に適した決

定

定

定

定

定

定

定

定をなすことを要する。

前項の規定にその産業團體が從はない場合又は第二項の規定により指定された産業團體の行ふ物資の割當を經濟安定本部總裁が定める方策に適合させるために必要がある場合には、主務大臣は、その産業團體に對して、その行ふ物資の割當の決定の変更を命ずることが出来る。

第三條 主務大臣は、第一條の規定の適用に關して必要な事項につき、關係者から報告を取り、又は當該官吏に必要な場所に臨檢し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を檢査させることができる。

前項の規定により、關係官吏に臨檢檢査させる場合には、その身分を示す證票を携帯させなければならぬ。

第四條 第一條第一項の規定による命令に違反した者は、これを十年

以下の懲役又は十萬圓以下の罰金に處する。

前項の罪を犯した者には、情狀により、懲役及び罰金を併科することが出来る。

第五條 左の各號の一に該當する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

一 第三條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第三條第一項の規定による檢査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して第四條第一項又は前條第一號の違反行爲をしたときには、行爲者を罰するの外、その法人又は人に對して各本條の罰金刑を科する。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

この法律は、經濟安定本部の廢止の時に、その效力を失ふ。但し、その時までになした行爲に對する罰則の適用については、この法律は、その時以後もなほその效力を有する。

この法律の效力を失ふ際における損失の補償、擔保權の處理その他必要な事項に關する経過規定は、勅令でこれを定めることができる。

〔國務大臣星島二郎君登壇〕

○國務大臣(星島二郎君) 臨時物資需給調整法ノ提案理由ニ付テ御説明申上ゲマス

我が國ノ産業ノ現状ヲ見マス、戰災ニ因ル工場設備ノ甚大ナ被害、各種設備ノ老朽荒廢、原材料、資材ノ不足、物價高ニ依ル生産原價ノ昂騰、終戰ニ伴フ産業秩序ノ混亂等、諸般ノ惡條件ガ競合致シテ居リマスト共ニ、相次イデ生起スル労働爭議ニ依ル不安モ加ハリマシテ、凡ユル努力ニモ拘ラ

ズ、其ノ回復ハ遺憾ナガラ満足スベキ步調ヲ示シテ居ナイ状態デアリマス

他方戰爭ニ依ツテ極度ニ逼迫セシメラレタ國民生活ハ、終戰後益々其ノ困窮ノ度ヲ加ヘ、社會秩序ノ維持ノ爲ニモ其ノ乏シキヲ救フト共ニ、少イナガラモ必需物資ノ適正ナ配分ヲ確保シナケレバナラヌデアリマス、以上ノ點カラ考ヘマシテ、現在直面シテ居ル經濟危局ヲ克服シテ、産業ノ回復及ビ振興ヲ圖リマス爲ニハ、ドウシテモ各産業ノ基礎資材、見返リ物資、食糧、其ノ他民生ノ安定ノ爲メ必要ナ物資ニ關シテハ、重點的ナ計養生産ヲ實施シテ行クト共ニ、其ノ計養生産ヲ完遂シ、國民生活ヲ安定サセル爲ニ、物資ノ合理的ナ配分ヲ行フコトガ緊要ナデアリマシテ、是ガ爲ニハ、先ヅ物資ノ需給ニ關スル基本的ナ綜合計畫ヲ策定シ、之ニ基キ、各種ノ施策ヲ法的ナ裏付ケテ以テ臨機應變ニ實施スル必要ガアルト考ヘルノデアリマス、是ガ本法案ヲ提出スルニ至ツタ所以デアリマシテ、

本法ハ此ノ經濟危機ヲ克服スル爲ノ已ムヲ得ナイ、併シ絕對ニ必要ナ臨時措置デアルト考ヘテ居ル次第デアリマス

本法案ハ御覽ノ通り、實體的ナ規定ハ第一條ト第二條トノ二箇條ニ過ギマセヌ、其ノ體裁ハ極メテ簡單デアリマス、先ヅ統制ノ範圍デアリマスガ、第一條ニ規定シテ居ルヤウニ、物資ノ割當又ハ配給、物資ノ生産若シクハ工事ノ施行、又ハ物資ノ生産若シクハ工事ノ施行ノ制限、若シクハ禁止物資又ハ設備ノ讓渡、引渡シ、又ハ貸與、此ノ三ツノ項目ニ付テ必要ナ命令ヲスルトトシテ其ノ内容トシテ居ルデアリマス

次ニ統制ノ實施ニ付キマシテハ、本法ハ經濟民主化ノ理念ニ一貫シテ居ルデアリマシテ、即チ本法ニ基ク命令ノ發動ハ總テ、最モ民主的ナ組織ヲ有スル官廳デアリマス

經濟安定本部ノ總裁ガ定メタ方策ニ基クコトヲ絕對ノ要件トシ、戰時中ニ於ケルヤウナ統制ノ弊ヲ排除スルト共ニ、原材料、資材ノ割當ニ付テハ、十

分ニ民間ノ總意ト經驗トヲ尊重スル必要ガアリ、民間ノ産業團體等ヲ極力活用シテ行クコトガ適當デアルト考ヘマシテ、第二條ノ規定ニ依ツテ、民主的ニ組織セラレタ産業團體ニ對シ、當該産業ノ運営ニ必要ナル物資ノ割當ヲ實施セシムル方針ヲ宣明致シテ居ルノデアリマス

尙ホ政府ノ産業團體ニ對スル關係ニ付キマシテハ、民間當事者ノ自主性ト責任トヲ尊重シ、無用ノ干涉ニ陥ラナイヤウ留意シテ居ル點ハ、戰時中ノ諸法令ト全ク趣キヲ異ニシテ居ルノデアリマス、何卒慎重御審議ノ上御協賛アラントヲ希望致シマス(拍手)

○山口喜久一郎君 本案ニ對スル質疑ハ他ノ日程ト共ニ延期シ、次會ニ之ヲ繼續スルコトトシ、本日ハ是ニテ散會セラレンコトヲ望ミマス

○副議長(木村小左衛門君) 山口君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○副議長(木村小左衛門君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、次會ノ議事日程ハ公報ヲ以テ通知致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後二時二十四分散會

定價 一部 七十錢

發行所

東京都牛込區市ヶ谷本村町
印刷局
電話九段五三一〇
振替東京一九〇〇圖書課